

第9次安城市総合計画(案)に対するパブリックコメント集約意見及び市の考え方

【意見区分】	
A:ご意見を受けて加筆・修正したもの	(20件)
B:ご意見の考え方が現行案に含まれていたもの	(30件)
C:現行案とおりのもの	(84件)
D:案に関連する質問など	(263件)

番号	パブリックコメント時点の計画案の該当箇所 ()内は1/19審議会当日に配布する計画案の該当箇所	ご意見の概要(原文どおり)	市の考え方	計画への反映	意見区分
1	-	矢作川水源の森環境育林事業について、財政課、環境都市推進課との会合の際、事業計画の具体的な内容について示されませんでした。(近々に根羽村との協議予定)そこで、事業2年目を迎えるにあたり、ロードマップならびに事業予算を求め回答をお願いする次第です。 ◎自然を愛し、きれいな水とみどりのまちをつくりましょう	矢作川水源の森については、根羽村と令和4年に締結した環境育林協定に「水資源の涵養・森林保護」、「市民への還元」「SDGsへの貢献・啓発」を目的に掲げ、これらを達成するため「針広混交林への転換」を軸とした事業に取り組んでおり、現在は混交林化に向け有識者等の助言をいただきながら、具体的な事業について検討しているところです。 なお、予算につきましては、具体的な事業が決まりましたら措置してまいります。	-	D
2	P19(P20) 基本構想 第5章 土地利用の方針 土地利用構想図	集約型市街地形成エリアですが、東は県道76号線(安城桜井線、豊田安城線)から安城東高校を含む程度の外側、北は国道1号から少し北側、南は新幹線よりも外側(県道48号線から安城厚生病院を含む程度)、西は知立市と連携して豊田衣浦道路までのエリアに広げてもらいたい。このくらいのエリアを住宅街にしても良いくらいのポテンシャルは西三河地方にあります。コロナ禍において土地価格は全国的に少し下落しましたが、西三河地方だけが、上昇しました。これは、従業員を多数抱える大企業の開発生産拠点が、職場の近くに住居を構えたいニーズは高いが住居用の土地が売られていない、重要と供給のミスマッチによっておこっており、利便性が低い(バスや歩道整備の関係で車がないと生活が困難)のに土地の値段が高い異常事態が起きている場所だと思えます。地価が下がってもいいから、上記エリアは農業用地から住宅用地へ転換すべきです。また、名古屋市のベッドタウンとしてのニーズもあると思えます。住めるエリアが拡大する＝人口増加になり、他所の土地から移り住む人が増える＝子育て世帯が増えるので子供世代の人口増や出生率増にも繋がります。安城市の未来は明るくなります。	集約型市街地形成エリアは、今後の人口推移を見据え、都市機能の集積やまちなか居住の誘導を目的としています。本エリアの拡大については、農地の減少に伴う良好な景観の消失、雨水貯留機能の低下といった問題の原因にもなり得ることから、慎重に検討すべきであると考えています。一方で、ご指摘の「子育て世帯の増加」「子ども世代の人口増や出生率増」に向けた受け皿として、「市街地拡大ゾーン」と「農住共生検討ゾーン」における市街地の拡大を進めてまいります。	ご指摘の件は、左記の市の考え方に基づき、計画の内容は従前のままとさせていただきます。	C
3	P31～32(P33～34) 基本計画 第7章 分野別計画 1子育て 施策の取組 (1)安心して産み育てられる環境の整備②	男性の育児参加をさせるために、男性育児休業取得率(各社独自の育児休暇ではダメ)を向上させるため、取得しない要因の一つに月々の給与の手取りやボーナスが低下してしまうことがあると思えます。女性も年収が下がるくらいなら、男性は育休取らずに働けと思う女性も一定数います。	-	-	-
4	P31～32(P33～34) 基本計画 第7章 分野別計画 1子育て 施策の取組 (2)保育環境の充実①	育休退園は、第2子以降を産むのに二の足を踏ませる要因の一つなので、最大優先順位で早期に解決すべき問題です。女性の身体はいつでも子供を簡単に産めるわけではありません。適切なタイミングで、第2子以降を産む希望がある家庭には、ドンドン産んで頂ける環境を整えるべき	現在、低年齢児(0～2歳児)は、共働き世帯の増加により入所者数が高止まりしていることから育休退園していただいています。そのため、子育て家庭がより安心して産み育てられるように、さらなる受け皿の確保に努め、育休退園の解消に向けた取組を推進してまいります。	-	D
5	P31～32(P33～34) 基本計画 第7章 分野別計画 1子育て 施策の取組 (4)子どもの居場所づくり①	子ども食堂への支援は絶対にすべきだが、本来自治体は子ども食堂が無くても大丈夫な施策をすべきなので、もっと直接的な施策も追加して欲しい。また、価格調整のために捨てられるてしまう作物のニュースを過去にみました。そのような食材を食べられるのに捨てるのはSDGsの考え方にも反するので、子ども食堂に無償提供して欲しい。	「子ども食堂」への支援については、子どもの居場所づくりの一つの取組として総合計画に掲げており、子ども食堂を運営する団体の主体的な活動や意思を尊重しつつ、進めてまいります。また、子ども食堂への廃棄予定の食材の無償提供については、すでに民間のフードドライブ等を活用している団体もあり、市としても食品ロスの視点を踏まえた支援のあり方を研究してまいります。	ご指摘の件は、左記の市の考え方に基づき、計画の内容は従前のままとさせていただきます。	C
6	P33～34(P35～36) 基本計画 第7章 分野別計画 2学校教育 施策の取組 (4)安全・安心・快適を重視した教育環境の充実	現在、一部のビジネス業界で恩返しではなく、恩送り(ペイフォワード)の考え方がでてきます。人に何か優しく(教えて)してもらったら、同じように悩む人に優しく(教えて)あげる考え方です。このように考えられる子供を増やすような学校教育にしてほしい。	2学校教育の施策の取組(2)②の道徳教育をはじめ、学校の教育活動全体を通じて、誰に対しても思いやりの心を持ち、相手の立場に立って親切にすることや、日々の生活が多くの人の支え合いや助け合いで成り立っていることに感謝し、それに応えること等、心の教育の推進を図っています。	-	D

番号	パブリックコメント時点の計画案の該当箇所 ()内は1/19審議会当日に配布する計画案の該当箇所	ご意見の概要(原文どおり)	市の考え方	計画への反映	意見区分
7	P37～38(P39～40) 基本計画 第7章 分野別計画 4市民参加と協働 施策の取組 (1)市民参加及び市民協働によるまちづくりの推進①	住民が町内会へ支払う費用を低下させるように財政支援をお願いします。私が住んでいる地域の町内会は、町内会と組への費用が合計で1万5千円 年にもなりません。全国的に1万円以下が大半なので、かなり高額になり収入の低い世帯は参加しにくくなると思います。また、赤い羽根等の募金や神社やお寺への寄付が含まれた金額を請求されます。募金は任意、神社やお寺への寄付は、氏子、檀家のみや任意にするよう行政から指導して頂ければと思います。町内会へ期待するのは、地域の問題を議員や地方自治体へ吸い上げる事、地域のリサイクルステーション運営、町内の公園維持程度でそれ以外はできるだけ任意にすべきで、任意にする為のIT化などの支援もお願いしたいです。	市では、地域の連帯感の醸成や良好なコミュニケーションの形成を図るための町内会活動に対し補助を実施しています。また、町内会等の活動の場である町内公民館の施設整備や改修に対しても補助を実施しています。町内会は地縁を基にした任意団体であり、その運営方法や活動内容については、町民数等の規模や地域性、町民の意見等を踏まえ、各町内会の総会等で決定されています。そのため、町内会の運営等に関し、市へ町民の方から意見等がありましたら、町内会へお伝えすることはできませんが、指導することはできないことをご理解ください。なお、募金や寄付につきましては、任意で行っていただくようお願いしているところですが、今後も引き続き周知してまいります。最後に、町内会運営の効率化を図るためのICT化につきましては、研修や情報提供を行うことにより、支援してまいります。	-	D
8	P47～48(P49～50) 基本計画 第7章 分野別計画 9健康・医療 施策の取組 (4)地域医療体制の充実①	かかりつけ医、薬局と言うが、患者がこの病院、薬局がかかりつけだと思っても、病院、薬局側が、この患者の担当病院、薬局だと言う意識がないと丁寧な医療はおこなわれなと思うので、患者、病院、薬局が双方でかかりつけだと認識する施策が必要だと思います。	かかりつけ医については、市では、健(検)診や予防接種、保健指導など、各事業を実施する際にかかりつけの推進の周知を行うほか、安城市医師会・安城市歯科医師会の協力のもと、「上手な医療のかかりかた」のリーフレットを作成するなどして「かかりつけ」の重要性について周知を図っています。一方、かかりつけ薬局についても、「まちの健康おくりやさん」事業として、安城市薬剤師会と協定を結び、かかりつけの重要性について周知を図っています。	-	D
9	P47～48(P49～50) 基本計画 第7章 分野別計画 9健康・医療 施策の取組 (4)地域医療体制の充実②	地域医療と言うが、まずは、電子カルテ化と電子カルテの各病院間での共有が、患者の利便性、心理的安全性を最大限高めるには必要だと思います。かかりつけ病院が休診日に体調を崩して、別の町医者に行っても、情報共有がされているので、スムーズに受診ができる環境の構築、支援をお願いします。	ご指摘のとおり、電子カルテが普及し、患者情報が共有できれば、患者の利便性が向上すると思われます。電子カルテの普及については、国が医療分野の情報化として推進しているため、市としましては、国の動きを注視しつつ、医療機関への情報提供に努めてまいります。	-	D
10	P51～52(P53～54) 基本計画 第7章 分野別計画 11生涯学習 施策の取組 (3)市民の主体的な学びを支える環境づくり	生涯学習＝リスクリングと捉えると、まずは、安城市役所のIT化、DX化、AI活用などのリスクリングがどうなっているのか知りたい。パブリックコメントもフォーマットが手書き前提、ワードフォーマットに関しても、○をつけるなど、ワードでは記入し難いフォーマットになっている。パブリックコメントも集めて分析するのはExcelでまとめるのでは？で、あれば、Excelフォーマットの方がいいと思いますし、GoogleformやMicrosoftformsなどのアンケートツールを使ってもいいと思います。(BIツールとか使って分析してはいたしません。)	毎年セキュリティ等に関するeラーニングを実施するとともに、DX講座のやAI-OCR・RPA・生成AI活用研修などを開催し、デジタル人材育成に取り組んでいます。また、パブリックコメントにつきましては、手書きの意見提出用紙の提出、入力した意見提出用紙(ワードファイル)の電子メールによる提出、必要事項を記入又は入力した任意様式での提出のほか、電子メールの本文に直接必要事項を入力して提出する方法やあいち電子申請・届出システムから入力する方法があり、多様な方法で提出できます。	-	D
11	P53～54(P55～56) 基本計画 第7章 分野別計画 12都市基盤 施策の取組 (1)主要駅周辺の快適な交流空間の形成と活用	主要駅の利便性向上という意味では、JRと名鉄の繋がり(乗換)が弱いと思います。名鉄新安城駅とJR三河安城orJR安城駅の間を結ぶあんくるバスの本数増便や、JR安城駅と名鉄北安城(距離的には南安城駅よりも近い)を徒歩で乗り換えるには、道路が整備されていないので、整備するなどが必要。	主要駅間を結ぶ交通については、現在名鉄バス及びあんくるバスを運行しています。また、JR安城駅と名鉄北安城駅の乗換に関しましては、現時点では徒歩による移動のみとなりますが、引き続き状況を注視し、状況に応じて検討してまいります。	-	D

番号	パブリックコメント時点の計画案の該当箇所 ()内は1/19審議会当日に配布する計画案の該当箇所	ご意見の概要(原文どおり)	市の考え方	計画への反映	意見区分
12	P53～54(P55～56) 基本計画 第7章 分野別計画 12都市基盤 施策の取組 (2)安全かつ利便性の高い市街地の形成	安全性と利便性が高いとの事だが、新しくできるらぼーとへ繋がる道路があまり太い印象がなく渋滞を心配します。建設計画や渋滞対策としての道路整備計画をしっかりと市民へ周知して欲しい。(考えてない場合は、渋滞対策もして頂きたい。)	商業施設の新規出店の影響による渋滞対策については、事業者において、道路管理者および交通管理者等関係機関と協議を行い、渋滞が予想される交差点等におけるレーンの拡幅や延伸等を検討しています。 市としても、開発事業者が行う交通計画を補完し、周辺地域の交通環境への影響を少しでも軽減させる対策を実施していくことを予定しています。 加えて、生活道路への進入抑制や交通安全施設の増設など必要な対策を開発事業者とともに検討してまいります。	-	D
13	P53～54(P55～56) 基本計画 第7章 分野別計画 12都市基盤 施策の取組 (3)生活や産業を支える道路ネットワーク及び快適で利便性の高い公共交通網の形成②	あんくるバスに関してだが、自動運転化を検討して運営効率を上げてもらいたい。安城市にはデンソーやアイシンと自動運転技術を持つ企業の拠点があるので、地元企業と連携して、自動運転バスを運行して、本数増便などの利便性向上を図って頂きたいし、自動運転バスを運行することにより、走行データから道路補修をすべき道を見つけやすくなります。また、アイシンのちよいソコサービスなどと連携して、あんくるバス未整備エリアの利便性向上を図ってほしい。	あんくるバスの自動運転化等の新技術や新交通サービスに関しては引き続き注視してまいります。 また、地域の移動に関するニーズを踏まえつつ、引き続き公共交通ネットワークの維持・活性化に努めてまいります。	-	D
14	P53～54(P55～56) 基本計画 第7章 分野別計画 12都市基盤 施策の取組 (3)生活や産業を支える道路ネットワーク及び快適で利便性の高い公共交通網の形成③	道路ネットワークの整備だが、主要幹線道路の本数が少なく、主要幹線道路が交差する場所が少なく感じる。(＝太い道が少ない。)その為、農道や畑の中の細い道(歩道なしの片側1車線道路)を抜け道として使う人が多いと思う。そのような道は街灯もなく真っ暗で危険なため、抜け道として使われるような道は、片側1車線道路で自転車がすれ違える歩道を備えた道幅まで、周囲の畑を買収して拡張をして欲しい。	市内幹線道路の整備推進に加え、交差点改良や要所におけるカラー舗装などの安全対策により、市内道路の交通の円滑化と安全性向上を図ってまいります。	-	D
15	P55～56(P57～58) 基本計画 第7章 分野別計画 13住環境 施策の取組 (5)安全な住環境対策①	自転車の利用促進をするのであれば、まず、自転車が通りやすい道の整備をして欲しい。交通量が多い道の車道は走行し難いので歩道を走行する事になります。その場合、歩道が狭かったり、路面に砂利が落ちていたり(路側帯にも落ちていて車道走行も危ない)、雑草が生い茂っており本来自転車がすれ違える道幅があるのに、すれ違えなくなっていたり、街灯がなく真っ暗だったり自転車で通るには危険な道が多いです。また、歩道の雑草や補修に関して、担当部署へ報告できるシステムの構築をお願いします。役所がやっている時間に電話したり、町内会を通したり、形式ばったフォーマットで申請したりは、煩雑になるので、簡単にアクセスできるWebやアプリで現場の写真と住所(位置情報を使ったり)を簡単に送れるようにして欲しい。	本市では安心して自転車を利用できるよう安城市自転車活用推進計画に基づき、自転車通行帯や矢羽根表示などによる自転車通行空間の整備を進めています。 また、歩道の雑草や補修に関しての担当部局への報告方法につきましては、安城市の公式ウェブサイト中の「総合お問合せフォーム」で情報提供いただくと、担当部局に報告されますのでご利用ください。市民の皆様がより簡単にアクセスできるような方法については、今後も研究してまいります。	-	D
16	P33～34(P35～36) 基本計画 第7章 分野別計画 2学校教育 施策の取組 (4)安全・安心・快適を重視した教育環境の充実②	アレルギー対策の給食について実施は難しいのですか？ 我が子は食べ物のアレルギーはなく、みんなと同じものを気にせず食べることが出来ませんが、アレルギーのある子は別教室でのお弁当や同じものを食べられないデメリットがあります。 すべての子供が同じような環境でコミュニケーションをはかりながら食事ができるようにお願いしたいです。 我が子がもし、、、と思うと別教室や同じものがたべられないのは、子どもには苦痛かなと思ってしまいます。	アレルギー対応食として、北部調理場管轄の小中学校へは令和4年度から「卵」除去食の提供を開始し、令和5年度からは「乳」除去食を提供しています。令和6年度からは南部調理場管轄の小中学校へも「卵」「乳」共に対応した除去食の提供を予定しています。 また、学校ではアレルギーを持つ児童生徒も、同じ教室での給食提供を実施できるよう配慮しています。	-	D
17	P39～40(P41～42) 基本計画 第7章 分野別計画 5農業 施策の取組 (5)環境保全型農業の推進①	無農薬の野菜の取り扱いがJAなどでもほとんどないため、購入できない。 安城産の無農薬、減農薬の野菜を購入したいので、生産・流通を増やしてほしい。不揃い、虫食いでも構わないので、手軽に購入できるよう施策してほしい。	生産や流通、販売については有機農業の普及に向けた国や県の動向を注視しつつ、生産者の意向や消費者のニーズ等も踏まえ、適切に対応してまいります。	-	D

番号	パブリックコメント時点の計画案の該当箇所 ()内は1/19審議会当日に配布する計画案の該当箇所	ご意見の概要(原文どおり)	市の考え方	計画への反映	意見区分
18	P39～40(P41～42) 基本計画 第7章 分野別計画 5農業 施策の取組 (4)食育の普及及び農への理解とふれあい・交流の促進啓発活動の推進	内容はわかるのですが、具体的な内容を明記してほしいです。低農薬と書いてありますが、無農薬への推進をしてほしいです。それから、非常時にアレルギーの有る子供や、成人に対しての備蓄をして頂きたいです。アレルギーの有る人にとっては、食は命綱だと思います。	総合計画は、行政が携わる全分野が共通して目指す方向性を示す計画ですので、個別具体的な内容については、この総合計画で示す方向性を受けて、個別計画や事業において取り扱いを検討してまいります。 また、無農薬への推進については、第7章「5農業」施策の取組(5)の「環境保全型農業の推進」は、化学肥料や化学農薬の使用量を低減し、有機肥料や有機農薬を用い、豊かな生態系や健康な土壌を保つなど、環境に配慮したさまざまな取組をするすべての農業を対象とし、「化学的に合成された肥料及び農薬を使用しないこと」などを基本とする有機農業や、農薬を使用しない栽培方法も含めた取組の方向性として記載しています。 なお、本市では、食物アレルギー症状を引き起こす原因物質とされる特定原材料等(28品目)を使用していないライスクッキー、アルファ化米、カレーうどん、粉ミルクを、市内3カ所の拠点防災倉庫に備蓄しています。	ご指摘の件は、左記の市の考え方に基づき、計画の内容は従前のままとさせていただきます。	B
19	P33～34(P35～36) 基本計画 第7章 分野別計画 2学校教育 施策の取組 (4)安全・安心・快適を重視した教育環境の充実②	子供たちの健全な成長のためにオーガニック野菜、無添加食材の使用やアレルギー対策食など取り入れて欲しい。	本市では北部調理場と南部調理場で、それぞれ一日で約9千食ずつ給食を提供しています。現段階では、本市のような共同調理場方式の学校給食でオーガニック給食を提供することは、供給量の面から難しいと考えています。 なお、アレルギー対応食として、北部調理場管轄の小中学校へは令和4年度から「卵」除去食の提供を開始し、令和5年度からは「乳」除去食を提供しています。令和6年度からは南部調理場管轄の小中学校へも「卵」「乳」共に対応した除去食の提供を予定しています。	-	D
20	P39～40(P41～42) 基本計画 第7章 分野別計画 5農業 施策の取組 (5)環境保全型農業の推進①	農地の後継者不足で農地が荒れている。不揃いや虫食いでも安全な野菜を消費者は購入したいと思っています。市内どこでも気軽に購入できるよう、無農薬野菜の生産や販売を増やせるシステム作りをして欲しい。	生産や流通、販売については有機農業の普及に向けた国や県の動向を注視しつつ、生産者の意向や消費者のニーズ等も踏まえ、適切に対応してまいります。	-	D
21	P55～56(P57～58) 基本計画 第7章 分野別計画 13住環境 施策の取組	街の景観や木陰作りなどもっと街路樹を大切にしたい。	街路樹が本来の豊かで潤いのある緑化の役割を果たし、かつ、地域住民に受け入れられる街路樹管理を進める必要があると考えています。 このため、個別計画である都市緑地法に基づく「安城市緑の基本計画」におきまして、街路樹などによる緑の質の向上に取り組むこととしています。	-	D
22	P53～54(P55～56) 基本計画 第7章 分野別計画 12都市基盤	安城駅、三河安城駅周辺の計画しか出ていない。 現在、名鉄新安城駅舎は新しくなったものの、周辺開発整備がまったく行われていない状況。 通勤、通学、および周辺企業へのビジネスマンなど大変多くの方が利用していますが、休憩や待合スペース、飲食店など全くないため、非常に不便です。 特に駅北側は商店街が機能していません。そして駅隣接地は利用されていません。 駅利用者が落ち着いて待合できる場所を作って欲しい。 駅周辺の渋滞緩和のための道路や一時駐車スペースなど整備、再開発などを行なって欲しい。 駅周辺の排水路が悪臭を放っています。地中埋没するなど対策して欲しい。	新安城周辺におけるまちの課題解決や新たな都市基盤整備に向けた市の考え方は、P54施策の取組(1)③に記載のとおりです。 今後、愛知県とともに、鉄道立体化に向けた調査や周辺まちづくりに関する調査を進めてまいりたいと考えています。 また、排水路の悪臭に関して現時点で地中埋設する予定はございませんが、事業所の悪臭に係る個別のご相談については、環境都市推進課へご連絡ください。	-	D

番号	パブリックコメント時点の計画案の該当箇所 ()内は1/19審議会当日に配布する計画案の該当箇所	ご意見の概要(原文どおり)	市の考え方	計画への反映	意見区分
23	P37～38(P39～40) 基本計画 第7章 分野別計画 4市民参加と協働 施策の取組	野良猫を減らす為に、避妊去勢の助成がありますが利用しにくい。もっと簡易にして、野良猫を一代限りの地域猫にできるようにしてほしい。ボランティアに餌やトイレ設置のための助成が欲しい。 独居老人の数が増えているが、町内会、地域、近所の連携が取れていないので、緊急時対応が難しい。(たとえば救急搬送などされた場合、隣近所がそれを知らなかったことで自宅に残されたペットが亡くなる、回覧板が滞るなど)せめて隣近所の情報共有できるシステムが欲しい。	各ボランティア団体には、まずは現行の公益財団法人どうぶつ基金による無料不妊手術チケットを有効活用していただきたいと考えています。 また、本市では、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できるように、地域での支え合いを公的なサービスで支える「安城市版地域包括ケアシステム」を構築しています。 地域や医療・介護・福祉などの専門職が連携して見守り活動を行い、独居老人世帯を含め高齢者世帯に異変があれば早期に発見し必要な支援を行っています。 今後は、重層的支援体制整備事業を実施することで、更なる支援の強化に努めます。	-	D
24	P33～34(P35～36) 基本計画 第7章 分野別計画 2学校教育 現状・課題◆2番目 施策の取組	2学校教育 P33 ◆地域とともにある学校づくり 登校問題への取組は、現在ふれあい学級として以下の3箇所に限定されている。 1安城市教育センター 2北部福祉センター 3明祥プラザ 上記以外の場所に 安城市の不登校の子ども達が徒歩・自転車でいける場所に必要だと感じる。民間団体で不登校児童を支援しているところもあるが、まだ不足している。 ・上記の3箇所から数を増やしてください。 ・民間の支援団体への協力をお考えいただきたい。 ・町内会組織や建物を利用することを検討願います。	ふれあい学級の増設や、「不登校親の会」「フリースクール」等との連携、場所や人材の確保など、不登校児童生徒の居場所づくりに努め、不登校支援の充実を図ってまいります。	-	D
25	P53～54(P55～56) 基本計画 第7章 分野別計画 12都市基盤 施策の取組 (3)生活や産業を支える道路ネットワーク及び快適で利便性の高い公共交通網の形成①	P54 リニア開業による経済効果を取り込むため、鉄道駅周辺のまちの魅力向上 数年前、箕輪・二本木地区の街づくりに参加した。 市の説明では、県に申請に伺った際、職員より広すぎるので小さくしたらと言われ一気に計画変更で三分の一になった。 何のための2年間だったのか？コンサルも入れており、それなりにレールに乗った話ではなかったのか。 この計画縮小は安城市役所の信頼に傷がついた。 残った地区は白紙状態となっている。 ・棚上げとなった地区については、早期に区画整理を進めていただきたい。	三河安城駅周辺において土地区画整理事業を始めとした新たな土地活用について検討することは、P54施策の取組(2)③に記載のとおりです。 ご指摘の箕輪、二本木地区のまちづくりについては、地元における協議の結果、経済情勢の急激な変化や先行き不透明な時代背景を踏まえ、できる限り事業リスクを軽減させるために小規模かつ短期間で、段階的に事業を進めることとされています。	-	D
26	P33～34(P35～36) 基本計画 第7章 分野別計画 2学校教育 施策の取組 (4)安全・安心・快適を重視した教育環境の充実②	市内の給食で使われる野菜を無農薬、せめて減農薬のものにして欲しいです。全ての野菜が無理でも、1品だけ、もしくは地産地消とうたっている品目のみ等、少なくとも構いません。アレルギー持ちの子どもが多い昨今です。子どもたちの健やかな成長・発達のために農薬、化学肥料が低減されたら良いなと思います。	本市では北部調理場と南部調理場で、それぞれ一日で約9千食ずつ給食を提供しています。現段階では、本市のような共同調理場方式の学校給食でオーガニック給食を提供することは、供給量の面から難しいと考えています。 なお、アレルギー対応食として、北部調理場管轄の小中学校へは令和4年度から「卵」除去食の提供を開始し、令和5年度からは「乳」除去食を提供しています。令和6年度からは南部調理場管轄の小中学校へも「卵」「乳」共に対応した除去食の提供を予定しています。	-	D
27	P55～56(P57～58) 基本計画 第7章 分野別計画 13住環境 施策の取組 (2)緑をつくる①	JR安城駅・近辺の歩道(道路脇)は、街路樹があるものの、景観が良くないように思います。枝葉が少なく、木陰がないので木の魅力が感じられません。木が大きく葉が多いことで人々はリラックスでき、憩いの空間を創ることができると思います。 子どもがはかばかして駅に帰ってきた時、ホッとするような駅前や街並みであってほしいので、緑の豊かな木を増やして欲しいです。	街路樹は、都市景観を形成する要素の一つとして考えています。今後、JR安城駅周辺のまちづくりに際し、景観の検討にあたりましては、専門家の意見を聞くなどして取り組んでまいります。	-	D

番号	パブリックコメント時点の計画案の該当箇所 ()内は1/19審議会当日に配布する計画案の該当箇所	ご意見の概要(原文どおり)	市の考え方	計画への反映	意見区分
28	P31～32(P33～34) 基本計画 第7章 分野別計画 1子育て 施策の取組	現在年長で小麦、卵アレルギーがある子の母です。 現在給食で食べれない日は代替品を作って持っています。 アレルギーがあると言う事で、おかわりを禁止されています。 初めておかわりをダメと言われた日は泣いてしまったそうです。 『せめて、代替品を持っていかなくていい日くらいおかわりをさせてあげてほしい』と園長先生に伝えましたが、『アレルギーのある子はおかわりをする事が安城市で禁止されているのですみません』と言われました。 先生の負担はわかるのですが、アレルギーがない日までダメなのでしょうか？ あとは、少しでも小麦を減らし米粉製品を増やしていただけると体にもいいし、みんなと同じ物を食べれる日が増えてアレルギーのある子も楽しい給食になると思います。 是非よろしく願い致します。	集団生活におけるアレルギー対応については、リスクも大きい ため細心の注意が必要です。集団でのリスクを考えつつ、 子どもたちが給食が楽しい時間となるように努めてまいります。 現在、可能な範囲で小麦を使用していない食材を選ぶように しています。今後もアレルギーのある子が少しでも同じもの を食べることができるように対応してまいります。	-	D
29	P47～48(P49～50) 基本計画 第7章 分野別計画 9健康・医療 施策の取組 (2)継続的な健康づくりのできる体制整備②	緊急車両を呼んだ回数が少ない町に表彰と景品(地元の農産物)などあるといいと思 います。 健康でいようとか気をつけよう意識がついてくると思います。 そして町のアピール、活性化にも繋がると思います。	健康について町別に意識し、自身についても振り返ることを 目的に「あなたの町の肥満度ランキング」を市公式ウェブサ イトでお知らせしています。 健康づくりの行動へのインセンティブについては、健康づく りの取組にポイントを付与し、加盟店で特典が受けられたり、 賞品が当たる抽選に参加できたりする、「あんじょう健康マイ レージ」を実施しています。	-	D
30	P33～34(P35～36) 基本計画 第7章 分野別計画 2学校教育 施策の取組 (4)安全・安心・快適を重視した教育環境の充実④	幼稚園、学校で、1クラスあたり教員2人で対応するとか給料を上げるとか残業0など、 教員に余裕をもたせてほしいです。 余裕ができることで子ども達へのより良い対応ができ、教員のやりがい、教員になりた い人が増え、子ども達の園、学校生活の充実により、不登校自殺など減ると思います。	少人数指導の実施や教育業務支援員の配置、校務支援ソ フトの導入等、教職員の業務負担軽減とともに、児童生徒と 接する時間の確保に取り組んでいます。ノー残業デーを設 置している学校もあり、教職員の働き方改革に積極的に取り 組んでまいります。	-	D
31	P19(P20) 基本構想 第5章 土地利用の方針 土地利用構想図 P25～26(P27～28) 基本計画 第6章 重点戦略 重点戦略2子どもを育む確かなちからを蓄える プロジェクト1農業の持続的な発展と新たな価値の創出	我が家は梨農家です。19ページの図を見て梨団地やその他の梨畑が「戦略的市街地 形成ゾーン」にすっぽり入っているのに驚きました。このままこの計画が実行されると、 梨農家として経営を維持することができなくなります。他方26ページには「農家の持続的 な発展～」と提唱していますが、これは空約束なのでしょうか。農家をつぶさないでくだ さい。	戦略型市街地形成ゾーンは、新技術やサービスを導入した スマートシティを目指す新たな土地利用を図ることを目的と して設定していますが、現時点で本ゾーンを市街地編入する 具体的な予定はありません。 P18「土地利用の方針」の「計画的な優良農地の保全」や P26「重点戦略2ちから」プロジェクト1の「農業の持続的な発 展と新たな価値の創出」に記載しているとおり、優良農地の 保全は重要であると考えており、本市の持続的な発展に向 けて、土地利用のバランスに配慮しながら検討を進めてまい ります。	ご指摘の件は、左記の市の考え方 に基づき、計画の内容は従前のま まとさせていただきます。	C
32	P5～7 序論 第1章 策定にあたって	考え方として、国の政策では足りない部分を補完し、安城市に合った市政運営を自ら考 える必要があります。	総合計画は、本市の地域特性や現況を分析・整理し、策定 いたします。 今回の計画案は、本市でも進展する人口減少、特に少子化 を今後8年間で取り組むべき主要課題ととらえ、計画を構成 しています。	-	D
33	P8～9 序論 第2章 策定の背景	<安心安全とは何か。その中心は、市が市民を護ることに尽きます> 【治安がよい、生活インフラがよい、自然がある、災害に強い、郷土愛が育まれるま町、 誇りある町】など、この当たり前の基本的なベースがあって初めて安心して子育てできる 環境が整います。 「重点戦略」として子育てが前面に出されていますが、重要ではありますが子育ての狭 いポイントが中心とするのは、長期計画としては物足りません。 住みたいアンケートにおいても、犯罪が少ないが下位にあることは現状がまだ治安が維持 されているからの裏返しです。	今後、本市の持続的な発展と市民生活の向上を目指すにあ たっては、「子ども」を全ての施策の軸に据え、重点的に取り 組むべきであると考え、重点戦略は子育て分野だけでなく、 地域経済の振興やまちづくりなども子どもを軸として分野横 断的にとらえ、施策を推進することとしています。 この中には、生活安全施策を主とした市民の安全に資する 取組も含まれています。	ご指摘の件は、左記の市の考え方 に基づき、計画の内容は従前のま まとさせていただきます。	B

番号	パブリックコメント時点の計画案の該当箇所 ()内は1/19審議会当日に配布する計画案の該当箇所	ご意見の概要(原文どおり)	市の考え方	計画への反映	意見区分
34	P15(P15~16) 基本構想 第3章 目指す都市像	「安城市は今まで比較的恵まれた環境にありましたが、今後この当たり前が当たり前でなくなる可能性があります。」 基本ベースを維持させることを意識的に行う必要がある時代となり、これを中心に据えた政策の実行を望みます。	参考のご意見として承ります。	-	D
35	P7 序論 第1章 策定にあたって 4. 計画策定の視点	提言1 SDGsを掲げることを止める。 安城市の基本構想であるのに、外国が作成した血の通わないお題目を掲げることはふさわしくありません。 模倣ではなく、安城市民が自ら考えたものにするべきです。	本計画は、今後の本市の長期的なまちづくりにおいて必要となる「協働の視点」、「横断的視点」、「バックキャストの視点」、「先駆的視点」の4つを計画策定の視点として設定しており、これら4つの視点と国際社会共通の目標であるSDGsは、その方向性が同じものであると考えています。 また、SDGsは国際社会共通の目標であり、国際社会の一員として、本市も取り組む必要があると考えています。	ご指摘の件は、左記の市の考え方に基づき、計画の内容は従前のままとさせていただきます。	C
36	P8~9 序論 第2章 策定の背景 1. 本市を取り巻く注目すべき社会情勢	提言2 少子化をネガティブではなくポジティブにとらえる。 まず予想人口ですが、甘い減少率に見えます。日本の人口が数十年後に8,000万人となるのであれば安城市も20%は減ると予想されますが、ただこれは昭和後期の人口と同じです。 もちろん年代比率は違いますが、それに合わせた制度作りを今からすればいいだけの話です。 世界を見ても人口が減っても成長している国もありますし、日本ほど人口密度の高い先進国も珍しいので、少子化対策にあまり拘りすぎないようにして、ゆとりのある人生が可能な社会を目指すなど、もっとポジティブに考えていくべきです。	少子高齢化の進展により、年金・医療・介護などの社会保障制度の持続可能性が大きな社会課題となっています。 ご指摘のとおり、こういった制度を見直す必要がありますが、これと同時に少子化対策を進めることが重要であると考えています。	-	D
37	P27~28(P29~30) 基本計画 第6章 重点戦略 重点戦略3子どもを育む安らぎのばしょを築く P59~60(P61~62) 基本計画 第7章 分野別計画 15生活安全	<市民を護る、安心安全の維持> ●市民を護る 1.治安を護る EUを中心に世界的に問題化している外国人労働者問題。人口の8%を占めるだけで地域に不安を感じさせると言われています。 安城はまだ2%程度ですので表面化していませんが、取返しがつかなくなる根の深い問題となります。 日本人は差別意識がない国民性ですが、文化の違いを乗り越えることが出来ないことが世界的にも証明されたため、今後外国人の市内流入を防ぐ方策を真剣に検討ください。 逆に既に在住の方に対しては、日本語教育、文化教育の場を拡充します。	令和5年11月現在、安城市に住む外国人は8,297人であり、その割合は人口の4.4%となっています。 国は労働力として外国人の受入を拡大する方針を示しており、平成31年には、人口減少等で深刻化する人手不足への対応として、「特定技能」という在留資格も作られています。 こうしたことから、今後、自動車産業をはじめとする製造業が盛んな本市では、外国人は増加すると考えています。 本市は、多文化共生に関する市の施策の指針となる、第2次安城市多文化共生プランを策定し、様々な取組を行っています。国籍や文化の違いに関わらず、誰もが安心して暮らせるまちを目指し、市民の多文化共生に対する理解や意識の定着及び、外国人市民の学習機会の充実や暮らしの不安軽減等に関する取組を実施してまいります。	—	D
38	P27~28(P29~30) 基本計画 第6章 重点戦略 重点戦略3子どもを育む安らぎのばしょを築く P59~60(P61~62) 基本計画 第7章 分野別計画 15生活安全	老朽化した戸建て住宅問題は、今後も増加していくため、積極的に市が介入し、補助します。 築年数、構造体危険度、空家期間を分類、基準を設け、市が解体、売却を可能にする。	空き家の適切な管理は、第一義的には当該空き家の所有者又は管理者の責任において行われなければならないことが前提です。 地域住民の生命、財産等を保護するとともに生活環境の保全を図るため、市と地域、関係団体が連携して空き家対策に取り組み、所有者等に対し適切な管理や活用を促してまいります。 倒壊等著しく保安上危険で放置することが不適切である特定空家等については、引き続き、空家等対策の推進に関する特別措置法に基づき、必要に応じた措置を講じてまいります。	—	D

番号	パブリックコメント時点の計画案の該当箇所 ()内は1/19審議会当日に配布する計画案の該当箇所	ご意見の概要(原文どおり)	市の考え方	計画への反映	意見区分
39	P53～54(P55～56) 基本計画 第7章 分野別計画 12都市基盤 P55～56(P57～58) 基本計画 第7章 分野別計画 13住環境	2.インフラを護る 今後の老朽化したインフラ補修試算が載っていないが、相当な金額と思われます。将来に渡る予算配分をきちんと示し、緊急を要しないバラマキ(自転車予算など)は止める。またそれを実行する人的資源、会社の減少問題もあります。 安城市内の工事会社への安定発注により官民一体となり安城のインフラを守り、雇用も守り、工事施工能力を維持します。	ご指摘のとおり、インフラや公共施設の維持には大きな財政負担が生じます。具体的な金額については、毎年度策定する実施計画や予算でお示してまいります。また、市内の工事会社への受注機会を確保しつつ、インフラや公共施設の適切な維持に努めてまいります。	-	D
40	P53～54(P55～56) 基本計画 第7章 分野別計画 12都市基盤 P55～56(P57～58) 基本計画 第7章 分野別計画 13住環境	あんくるバスは高齢化が進む中で重要な役割を担うと思いますが、現状ではほぼ空気を運んでいる状態ですので、車を小型化し、タクシーとバスの中間のようなものにし利便性を高めます。 タクシー配車アプリのようなものを使用し予約配車可能、各地区ごとに密に回る専用車を軸に、高密度の停車所を設け、生活に密着させる運用をします。時間帯により病院、駅にも行くルートも確保します。	あんくるバスは、通勤通学・日中のお出かけなど、様々な方の様々な目的でご利用いただいております。令和4年度は50万人を超える利用がありました。また、高齢者や車いすの方も利用しやすいように、低床型かつ車いすが固定できる機能を持った車両により運行しています。小型化することにより乗車定員が限られるなど、多くの方が利用できない状況を避けるため、当面の間は現行車両で運行を継続することを想定しています。一方で、今後想定される様々な課題に対応するため、地域・行政・交通事業者が連携すること等により、公共交通ネットワークの維持・活性化に努めてまいりたいと考えています。	-	D
41	P37～38(P39～40) 基本計画 第7章 分野別計画 4市民参加と協働 施策の取組	3.郷土を護る 郷土を護ることに日本人はおろそかにし過ぎています。この計画案に項目すらない状態です。 特に神社は日本人にとって大事なコミュニティーの中心です。 特に安城では神社で行われている貴重な春秋祭りがまだ残っていますが、維持発展させていくためにも、その祭りへの企業からの献金を非課税、税優遇するなど予算や人的資源も盛り上げる必要があります。 一度失ったものは元には戻らないので、今対策が必要です。	この第9次総合計画でも、郷土の歴史の研究を進め、伝統文化を継承していくことで、郷土を護り、郷土(=地域)への誇りを醸成することを目指しています。これまでの支援の例として、文化庁の補助金「伝統文化親子教室」では、令和5年度に希望のあった8つの神社での神楽の伝承活動に充てられています。特に優れた無形民俗文化財については国県市の文化財に指定し、市からも補助金を交付しています。また、文化活動については、申し出により、民間からの助成金も含めた運営資金の確保や広報活動、後継者育成など、必要に応じて助言や提案をしています。	ご指摘の件は、左記の市の考え方に基づき、計画の内容は従前のままとさせていただきます。	B
42	P35～36(P37～38) 基本計画 第7章 分野別計画 3福祉 施策の取組 (2)高齢者への支援体制の深化	4.高齢者を護る 高齢者は現在、とても肩身が狭い扱いをされることが多いと聞きます。この高齢者差別を減らしていき、生き生きと暮らしていける環境を整備する必要があります。 まだまだ働ける高齢者の為、年齢制限を無くすなど働ける環境整備を企業に行わせることで健康寿命を延ばし、介護費の負担を減らす。 保育園園児と高齢者施設等の高齢者とのふれあい時間を積極的に設けて交流を図ることで高齢者を元気にし、幼児の情操教育を育む。子育て母親のためにおばちゃんを活用する仕組みをつくる。	高齢者の知識や技能をボランティアなどの地域活動や雇用に結び付けられるよう支援することで、生きがいと健康づくりにつなげて介護予防を促進し、介護費負担の抑制を図ります。また、高齢者や障害者、子育て世代などが属性や世代を超えて交流できる地域づくりを推進し、社会全体で相互に支え合う地域共生社会を目指します。	-	D

番号	パブリックコメント時点の計画案の該当箇所 ()内は1/19審議会当日に配布する計画案の該当箇所	ご意見の概要(原文どおり)	市の考え方	計画への反映	意見区分
43	P57～58(P59～60) 基本計画 第7章 分野別計画 14防災・減災	<p>5.災害から護る</p> <p>地震等の自然災害や非常事態時に、全市民の最低3か月の水、食料の確保、治安維持組織の創設。</p> <p>台湾紛争時のシーレーン危機も非常事態として考慮が必要です。</p> <p>また少人数の警察組織だけでは対処できない場合を想定し、各地区町内会を軸に高度な治安維持組織を準備しておく。 災害時はもちろん隣国と紛争になった時に国内テロに対して無防備にならないためです。</p> <p>安城市は各地区に神社があるため、ここを備蓄拠点の軸にすることで、コスト面や場所の面、神社の荒廃防止、地域の繋がりが復活など大きなメリットにつながります。</p> <p>日本は古来、備蓄場所としての神社の役割があったといえます。</p> <p>日本人と神社の伝統的な繋がりを維持できるよう、合法的に補助できるようにする。これらの予算の一部も非課税として企業献金を募る。</p>	<p>本市では、地震等の大規模災害の発生に備えて、発災後3日間の想定避難者数に対して、必要な食料、飲料水、及び生活必需品などを備蓄していますが、市の備蓄のみでは数に限りがあるため、市民の皆様には、まずは自助となる「自らの身の安全は自ら守る」ことを防災の基本とし、最低でも3日分、できれば1週間程度の食料を備蓄していただくようお願いしています。</p> <p>なお、これらの備蓄品は、被災者が避難する公民館避難所、一般避難所及び福祉避難所などに設置している防災倉庫内に保管しています。よって、現時点では、ご提案の神社を備蓄拠点とする考えはありません。</p> <p>また、平時では、各町内会ごとに地域安全パトロールや青色防犯パトロール等を実施しており、地域住民が安全に暮らせるよう、取り組んでいます。</p> <p>非常時につきましても、地域の安全が確保できるよう、取り組みます。</p>	-	D
44	P23～24(P25～26) 基本計画 第6章 重点戦略 重点戦略1子どもを育む優しいしくみをつくる P33～34(P35～36) 基本計画 第7章 分野別計画 2学校教育	<p>●子どもを護る 子育てとは、ただ育てばいいわけではありません。健全で健康的な成長が出来るか否かは全て教育次第です。子どもの成長に必要な精神的な柱を造るのは教育に掛かっております。</p> <p>1.教育を護る</p> <p>現在学校では日本神話が全く教えられてなく、世界的にも非常識な状態が続いています。日本人のアイデンティティーを確立し、世界でも通用する人材育成として、日本人のはじまりを教えることは欠かせません。</p> <p>これは情操教育にも非常に役立つと言われておりますので、市が積極的に行うべきです。 歴史教育などは在来先生では限界があるので、積極的に社外講師を呼び、先生、子どもとともに学んでいく。</p> <p>また道徳教育として日本人の偉人を教えることで誠実な心、自他の心を養います。 日本は差別がなく全員が平等な社会を太古から築いてきたことを柱として日本人の誇りを再認識させることで、世界に発信できる人物を育む。</p>	<p>小学校学習指導要領国語において、第1学年及び第2学年の内容、ア伝統的な言語文化に関する事項に、昔話や神話・伝承などの本や文章の読み聞かせを聞いたり、発表し合ったりすることが明記されています。</p> <p>現在、使用している小学2年生の国語の教科書には、「いなばの白うさぎ」の読み聞かせや、「やまたのおろち」の紹介があります。引き続き、学校の教育活動全体を通じて、子どもの健やかな成長を支えてまいります。</p>	-	D
45	P31～32(P33～34) 基本計画 第7章 分野別計画 1子育て	<p>2.心の成長を護る</p> <p>食育(定期的な畜産、農家体験、調理体験)を通じて、生きる感謝の心、自他の心を養う。 また、年の違う子ども同士で教えあう仕組みを設けることで情操教育を行う。</p> <p>高齢者、障がい者との交流を増やし、様々な価値観に触れさせ、情操教育を行う。</p>	<p>各学校において、計画的に食育、異学年交流、共生教育に取り組んでいます。引き続き心のふれあいや豊かな体験活動の充実を図ってまいります。</p>	-	D
46	P33～34(P35～36) 基本計画 第7章 分野別計画 2学校教育	<p>3.郷土愛を育む</p> <p>1.の日本人へのアイデンティティーを育むのと同時に、安城の先人の偉業を子どもたちへより周知させることで地域と自分との関係を理解し愛郷心を育む。</p>	<p>小学校の社会科の授業(3・4年)において、副読本「あんじょう」を活用した郷土学習を行っています。引き続き、安城の先人の偉業についても学び、地域愛を育んでいくことができる学習を進めてまいります。</p>	-	D

番号	パブリックコメント時点の計画案の該当箇所 ()内は1/19審議会当日に配布する計画案の該当箇所	ご意見の概要(原文どおり)	市の考え方	計画への反映	意見区分
47	P31～32(P33～34) 基本計画 第7章 分野別計画 1子育て 施策の取組 (1)安心して産み育てられる環境の整備、(2)保育環境の充実	4.子育ての選択補助 幼児教育において保育園を選択せず、専業主婦を選択した場合に手当を支給し、母親が専業主婦でも安心して子育てできる環境を作る。	本市では主に、共働き等で保育ができない家庭に対して、保育園等の利用に伴う費用の減免等を行い、経済的負担の軽減を図っています。	-	D
48	P39～40(P41～42) 基本計画 第7章 分野別計画 5農業	●農業を護る 1.農家を護り、自然を護る 日本の食料自給率は事実上10%と言われており、しかも今後10-20年でかなりの農家が廃業し壊滅的な状況になるとも言われています。 安城市でも年々貴重な農地が減り、農家も減りつつありますが、安城の食料自給率を上げ、次世代の子供たちに農地を残す義務があります。 食は国家の根幹であり、安城市のアイデンティティーでもある農業振興のためには、まず子どもたちへの教育、そして経済的補填、農家同士を集約し効率化を図ります。 農業を儲かる産業とし、日本人による農業人口を増やします。 農地を残すことは自然ある風景を残すことにもなります。 また安城産ブランド農畜産物策定の為、まず安全安心を軸とした基準を作り、統一ブランドを立ち上げる。 これからは食料が大きな価値を生むことを念頭に置き、優先事業として認識する。	安城市でも農地や農家は減少傾向にあります。持続可能な農業を推進するためには、良好な生産基盤の整備、多様な担い手の育成及び活力ある経営基盤の構築が必要となり、施策の取組(1)「担い手の育成及び確保」を掲げています。また、食の安全に関する知識の普及や理解の促進、食育や地産地消の推進、地元農産物のブランド化なども重要であり、施策の取組(4)「食育の普及及び農への理解とふれあい・交流の促進啓発活動の推進」、(2)「地域の特性を生かした多様な農業支援」で掲げています。	-	D
49	P43～44(P45～46) 基本計画 第7章 分野別計画 7観光・交流 施策の取組 (2)観光資源の充実	●観光 1.デンパーク デンパークは愛知県内においても潜在的な価値が高い施設です。 メタセコイア並木道をデンパークを起点にフラワーロード沿いに更生病院辺りまで整備することでデンパークの風景を延長し、田園と調和した安城ならではの幻想的な景色を創ります。 今はインスタグラムで注目されることで大きな集客となるので、インスタグラマーとコラボして安城やデンパークを知ってもらおう。	ご提案については、第7章「観光・交流」施策の取組(2)②に基づき、デンパークのさらなる魅力向上に向けて、個別計画や事業において取り扱いを検討してまいります。	-	D
50	P31～32(P33～34) 基本計画 第7章 分野別計画 1子育て 現状・課題◆3番目 施策の取組 (2)保育環境の充実⑤	日々、助かっています。国が子育て費用を削減し続ける昨今、安城市で育てられて良かったと思います。 31ページ現状・課題の3及び32ページ2の5、インクルーシブ保育には、健常な子が「お世話係」として、園内・学校内でのヤングケアラーにされてしまわないよう慎重な配慮をお願いします。	各学校では、交流や共同学習等を通じて、ともに学び活動することで、相互理解や社会性、思いやり、多様性を尊重する心を育てています。引き続き、共生社会の実現に向けて、児童生徒一人一人が自分のよさや可能性を認識し、他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら豊かな人生を切り拓いていくことができる資質・能力の育成に努めてまいります。	-	D
51	P47～48(P49～50) 基本計画 第7章 分野別計画 9健康・医療 施策の取組	こどものいる「世帯への」感染症予防接種の補助や公費化を、進めて欲しいです。 高齢者と子どもには、一部補助がありますが、感染症は、同居家族がかかっても、同じ家庭で過ごす以上、子ども達をを感染危機に晒します。	予防接種には、予防接種法に定められた定期の予防接種と、それ以外の任意の予防接種があり、定期の予防接種は公費対応しています。また、本市では、任意の予防接種のうち、50歳以上の带状疱疹、子どものインフルエンザ、おたふくかぜの予防接種へ助成を行っています。	-	D
52	P55～56(P57～58) 基本計画 第7章 分野別計画 13住環境 施策の取組 (1)市民に親しまれる公園づくり②③ (2)緑をつくる①	56ページ1の2と3、2の1、緑化だけでなく、ビオトープも作れる所には考慮するなど、より、緑化の意味を生物多様性にも向けて施策をお願いしたいです。 少しずつでもSDGsの15陸の豊かさに繋がり、ひいては14海の豊かさにも繋がると考えます。 また、環境や病気感染の観点から、公園の利用者による、人が管理していない生き物への餌やりを、公に禁止して欲しいです。	公共施設や民有地の緑化の他、農地・水辺地の保全を図るなどとして、生物多様性の維持に引き続き努めてまいります。また、公園の野生動物への餌やりにつきましては、他の利用者の迷惑となりますので禁止しています。	-	D

番号	パブリックコメント時点の計画案の該当箇所 ()内は1/19審議会当日に配布する計画案の該当箇所	ご意見の概要(原文どおり)	市の考え方	計画への反映	意見区分
53	【P18】 基本構想 第4章 将来人口の見通し 2. 将来人口の展望	将来の展望で、年少人口は下がり続ける展望になっているが生産人口の確保に集中してしまっていないか。減り続ける出生率に対してのアクションが必要ではないか。	年少人口減少の要因として、出生数の減少が重要な課題であると考えています。そのため、第6章「重点戦略1しくみ」の数値目標として出生数を設定し、出生数増加に向けて、子どもを生み育てたい全ての人の結婚・妊娠・出産の希望をかなえる支援をはじめ、保育環境、教育環境の充実などの施策に取り組んでまいります。	ご指摘の件は、左記の市の考え方に基づき、計画の内容は従前のままとさせていただきます。	B
54	P63～64(P65～66) 基本計画 第8章 行財政運営の方針 2. 多様な主体との連携・協働 (1) 公民連携のまちづくり	少子高齢化が止まらない中、事故リスクの上昇する自動車運転とその被害による人口の減少に対して、市の単位で自動運転レベル5への実現支援を行うことで個の技量によらない事故防止につながるのではないかと。また移動インフラ網の拡充にも繋がると思う。	交通事故防止に向けて、第7章「15生活安全」施策の取組に記載した交通安全教室や交差点などの道路改良といったソフト面、ハード面双方の取組を進めてまいります。また、自動運転化等の新技術については、その動向や法令の整備等を注視してまいります。	-	D
55	P23～24(P25～26) 基本計画 第6章 重点戦略 重重点戦略1子どもを育む優しいしくみをつくる プロジェクト2子どもの健やかな成長を支える教育環境の充実	学校に通えない子どもたちへの支援について、目標と定めてくれてありがとうございます。まだまだ地域によっては問題行動と捉え、学校に戻そうといった動きや叱咤されるといった面が見られます。結果、さらにダメージを負ってしまう。 問題行動と捉えず、長い目で育てるといった意識の醸成について、市としてもアクションを進めていただけると良いと思います	各学校では、不登校はどの子にも起こりうるという認識に立ち、児童生徒の「心の居場所」を実感できるように配慮しながら、全教職員が一致協力して人間味のある温かい指導を心がけ、不登校児童生徒に寄り添うようにしています。今後は、学校・家庭・地域が不登校を理解し、児童生徒に寄り添った取組が広がるよう関係課、団体等との連携を図ってまいります。	-	D
56	P33～34(P35～36) 基本計画 第7章 分野別計画 2学校教育 施策の取組 (3) 様々な支援を必要とする児童生徒へのきめ細やかな対応	教育センターのふれあい学級は人数が多く、音に敏感であったり複数の人との交流に不安を感じる子は通うことが難しい。ふれあい学級を増やし中学校区に1つはあり、親の送迎がなくても通えるようにして頂きたいです。	教育センター教室の登録人数の増加に伴い、現在、教育センター内に1室増室することを検討しています。今後も不登校児童生徒が安心して過ごすことができる環境づくりを考えてまいります。	-	D
57	P33～34(P35～36) 基本計画 第7章 分野別計画 2学校教育 施策の取組 (3) 様々な支援を必要とする児童生徒へのきめ細やかな対応	不登校の児童生徒の中には学校と家庭以外の居場所がない為に家にこもってしまうケースが多いと聞きます。現在在宅での支援はつながりディレクター兼SSW及び適応指導教室指導補助員による家庭訪問支援があるかと思いますが、人員を増やし、不登校になることで社会との繋がりが切れてしまうことのないよう支援して頂きたいです。	より一層不登校やひきこもりの児童生徒に適切な支援が届くよう、社会福祉士の資格をもつSSWや適応指導教室の補助員などの人員の確保に努めてまいります。	-	D
58	P33～34(P35～36) 基本計画 第7章 分野別計画 2学校教育 施策の取組 (3) 様々な支援を必要とする児童生徒へのきめ細やかな対応	不登校の子どもたちの学校以外の居場所の選択肢は少なく、経済的な負担や保護者の負担も大きい。フリースクールや民間の居場所への経済的支援、また利用する家庭への経済的支援をして頂きたいです。	不登校児童生徒の居場所として、市内3か所にふれあい教室と、全中学校に適応指導教室があります。それらの存在の周知と利用を促すことで、保護者の経済的負担の軽減を図ってまいります。	-	D
59	P33～34(P35～36) 基本計画 第7章 分野別計画 2学校教育 施策の取組 (3) 様々な支援を必要とする児童生徒へのきめ細やかな対応	子どもたちが教室で過ごすのが辛いと感じた時に校内で休憩できるスペースがない。中学校にある別室も時間が限られている場合が多く、いつでも安心して学校に通える状況が整っていないと感じます。完全不登校になると学校復帰へのハードルは高いものとなるので、その前に安心できる居場所を学校内に作っていただきたいです。	中学校では校内適応指導教室を設け、教室に足が向かない生徒の居場所を確保しています。小学校では各学校の実情に応じて、保健室や教育相談室、図書室を利用し、児童が安心できる場所を確保しています。不登校児童生徒へのよりよい支援を考えてまいります。	-	D

番号	パブリックコメント時点の計画案の該当箇所 ()内は1/19審議会当日に配布する計画案の該当箇所	ご意見の概要(原文どおり)	市の考え方	計画への反映	意見区分
60	P33～34(P35～36) 基本計画 第7章 分野別計画 2学校教育 施策の取組 (3)様々な支援を必要とする児童生徒へのきめ細やかな対応	学校に行けなくなることで心身の調子を崩す子どもも多い。学校だけでなく、教育センター、福祉、医療、居場所や学びの場、地域が連携して不登校の子どもを支え見守る仕組みづくりをして頂きたいです。	本年度、社会福祉士の資格をもつSSWを2名増員し、関係機関との連携をより強化した支援を展開しています。引き続き、子どもを支える体制づくりを考えてまいります。	-	D
61	P35～36(P37～38) 基本計画 第7章 分野別計画 3福祉	発達障害の子どもを育てている母です。今は放課後デイを利用していますが、支援に繋がるまでは時間がかかりました。幼少期から発達が気になって検診などで相談していたものの、様子見と言われる時期が続き、結局不登校になってようやく診断を受ける事ができました。もう少し早く診断が出ていたらもう少し出来る配慮があったのかもかもしれないと感じます。	健診や園生活などにおいて、お子さんの発達に遅れや心配があり、明らかに支援が必要である場合は、療育に繋げたり受診するようご案内していますが、それ以外では、経過観察とさせていただきます。また、経過観察とした場合でも、不安な状況が続くのであれば、子ども発達支援センターでの発達相談を受けたり、医療機関に受診するようご案内しています。	-	D
62	P35～36(P37～38) 基本計画 第7章 分野別計画 3福祉	子どもに発達障害の診断が出ています。子どもが受けられる福祉サービスが分からず苦労しました。情報が少なく、自分で情報収集をして、積極的に動かないと分からない情報が多くありました。障害児の親は日々の子育てに疲弊しており、仕事もしていると自分自身の力で情報に辿り着くことは容易ではありません。それでは本当に必要としている家庭に必要な支援が行き届かないと感じました。対象者を探しに行くくらいのやり方で必要な支援を届けて頂きたいです。	子ども発達支援センターでは、発達に関する各種相談を受け付けています。保健センターや保育施設、学校など関係機関との連携も図りながら、子どもや家庭の状況に応じて、療育に繋げたり、活用できる障害福祉サービスを紹介・提供するなど、発達障がいのお子さんに対し一貫した支援体制をとっています。	-	D
63	-	2.子どものまえに、おとな対策を 市職員から、市議選、県議選などに挑戦して、落選した場合は、何年経過しようが元の市職員に戻れる制度を設けてほしい。 地方議員は人材不足と言われて久しい。これを克服するためにも、優秀な市職員には市議になっていただきたいのです。	参考のご意見として承ります。	-	D
64	計画案全体	2. 年度の表記について 西暦で表記してみたり、和暦で表記してみたりと、当市の表記には統一性がないと考えます。一般企業では西暦で表記することが通例でしょう。 例えば、「3. 計画の期間」などでは、令和6年度(2024年度)とするのではなく、2024年度(令和6年度)と逆転させていただきたい。トヨタの豊田綱領ですら、1935年(昭和11年)と、西暦を主にしています。併記することには異議はありませんし、わかりやすいでしょう。しかし中心は西暦ではありませんか。	本市では日付の記載について、和暦表記を基本としていますので、計画本文については和暦西暦の順番で併記していますが、グラフ等の参考資料やKPI(重要業績評価指標)、成果指標といった本文以外の箇所については、スペース等紙面構成上の兼ね合いから、西暦表記に統一しています。	ご指摘の件は、左記の市の考え方に基づき、計画の内容は従前のままとさせていただきます。	C
65	【P6】 序論 第1章 策定にあたって 3. 計画の期間	3. 計画の期間について 過去どのように計画されてきたのかは、さておいて、なぜ、2024年から2031年度までですか。8年間です。 ところで、一般企業の経営計画は、長期が10年、中期が3～5年、短期が2年が通常とされています。企業は継続性があるようにと、通常は、良識ある後継者を選んでいますが、市長は継続性には特には念頭がない有権者が選択しています	刻々と変化する行政ニーズや社会情勢を的確に捉え、政策に反映できるよう、計画期間を8年としています。 また、市長任期となる4年ごとに見直しを行うことで、選挙によって市民に選ばれた市長が掲げるマニフェストとの整合を図るものとしています。	ご指摘の件は、左記の市の考え方に基づき、計画の内容は従前のままとさせていただきます。	C

番号	パブリックコメント時点の計画案の該当箇所 ()内は1/19審議会当日に配布する計画案の該当箇所	ご意見の概要(原文どおり)	市の考え方	計画への反映	意見区分
66	計画案全体	<p>4. 住民への人権侵犯を許す総合計画であってよいのか</p> <p>総合計画(基本構想)は、住民に関するものだから、たとえ、相手が市議会、市議であろうとも、住民への人権侵犯を彼らに許す計画であってよいのですか。 重点戦略2のプロジェクト4で、「①市民一人ひとりが心身の健康を維持することができるよう、健康づくり環境や医療体制の充実を図ります。」とあります。 人権侵犯をおこなう市議会、市議がいて、市民の健康づくりが可能ですか。この場合、市民は自殺とか心的外傷などに追い込まれかねません。 深刻さを理解されるならば、総合計画に対策等を含めていただきたい。 ちから9 健康・医療 施策の取組(5)こころの健康づくりにも関連します。ここは自殺対策だけではなくありません。心的外傷に到らないなどの方策も定めていただきたい。 最も欠けている点は、行政が認識不足の点は、加害者が市議会、市議であり得るという点でしかないのです。 ばしょ16 生活安全の目指すまちの姿 として、「市民と行政が一体となり、犯罪や交通事故、消費者トラブルが起きにくい環境づくり、、、」とあります。 ここに、人権侵犯なども含めて頂きたい。市議会、地方公務員特別職対策です。</p>	<p>今回の計画案は人権侵犯を許すものではないと考えています。</p>	<p>ご指摘の件は、左記の市の考え方に基づき、計画の内容は従前のままとさせていただきます。</p>	C
67	計画案全体	<p>6. 計画は正から正、つまり①さらなる改善、改革②負から正へとの改革に分類(層別)して総合計画を立案してほしい。</p> <p>計画段階から、このように大きく層別して進めないと、何に焦点を合わせたら良いのかが住民には理解されず、協力も得にくいではありませんか。計画は漫然と立てればよいのではないでしょう。さらに言うならば、 A. これまでにやってこなかったこと B. やってきて、正の成果を生んでいるがさらに改善・改革をすること C. やってきたが、負の成果しか生んでいないため、改革をすること という分類でもしなければ、市民の注目を集める総合計画にはならないではありませんか。</p>	<p>総合計画で示す施策の方針に基づく具体的事業を記載する実施計画を策定する際に、各事務事業を「新規」「継続」に分類して実施計画書に掲載し、市公式ウェブサイトにて公表しています。 今後も毎年度の実施計画策定において、各事務事業の成果や社会情勢等を踏まえて事業の精査と分類を行い、総合計画に掲げた目指す都市像の実現に向けた効率的、効果的な取組を進めてまいります。</p>	<p>ご指摘の件は、左記の市の考え方に基づき、計画の内容は従前のままとさせていただきます。</p>	C
68	P33～34(P35～36) 基本計画 第7章 分野別計画 2学校教育 施策の取組 (4)安全・安心・快適を重視した教育環境の充実②	<p>安心、安全のとの記入がありますが、具体的には何が安心、安全の基準何でしょうか？ 今、コオロギの粉末を使った低コスト、高タンパクが良いとなってきてます。 このことには賛成ができないので、もし、子どもたちの給食に、この、昆虫食を取り入れようとする取り組みがあるのなら、ちゃんと学校を通して、保護者に紙を配って、意見を聞くようにしてください。それからでも、遅くはないですよ？ 知らないうちに、食べてたことなんてないように、分かりやすく、ちゃんと伝えていただけたら助かります。</p>	<p>学校給食における安全・安心な給食の提供は、栄養管理などを規定した「学校給食実施基準」及び施設や調理過程における衛生管理などを規定した「学校給食衛生管理基準」、その他の指針などに基づき実施しています。 なお、学校給食への食用コオロギの利用について、食材として高価であること、一般的な食材として流通しておらず、食物アレルギー等の情報が乏しいことから、現在利用の予定はありません。</p>	-	D
69	P39～40(P41～42) 基本計画 第7章 分野別計画 5農業 施策の取組 (5)環境保全型農業の推進①	<p>農業が持続的に発展する町について、世界的にもその安全性や栄養価などからも有機や無農薬栽培への関心が高まり需要も増してるが、安城市としてそこへ言及せず注力しないのは何故か？ 一般栽培からの変更に市からの支援や育成があればもっと普及するはず。 私自身の子供もアトピーやアレルギーがあり、周りにも同じような子が多いのに食の安全の面からもっと力を入れて欲しい。 また、日本のデンマークを謳うのなら、世界一オーガニック製品を購入するデンマーク市民のようにもありたい。 現状なかなかオーガニック製品が買える店は少なく、また高価で手が出しづらい。そこに市が介入して普及を進めて欲しい。 普通の人が普通に買えるようになるにはまだ年月が掛かるだろうが、一言も言及されない事に衝撃を受けた。 全国ではオーガニック給食を提供する市もあるのだから、安城市としてもぜひ力を入れて街のウリにして欲しい。</p>	<p>第7章「5農業」施策の取組(5)の「環境保全型農業の推進」は、化学肥料や化学農薬の使用量を低減し、有機肥料や有機農薬を用い、豊かな生態系や健康な土壌を保つなど、環境に配慮したさまざまな取組をするすべての農業を対象とし、「化学的に合成された肥料及び農薬を使用しないこと」などを基本とする有機農業や、農薬を使用しない栽培方法も含めた取組の方向性として記載しています。 また、生産や流通、販売については有機農業の普及に向けた国や県の動向を注視しつつ、生産者の意向や消費者のニーズ等も踏まえ、適切に対応してまいります。</p>	<p>ご指摘の件は、左記の市の考え方に基づき、計画の内容は従前のままとさせていただきます。</p>	B

番号	パブリックコメント時点の計画案の該当箇所 ()内は1/19審議会当日に配布する計画案の該当箇所	ご意見の概要(原文どおり)	市の考え方	計画への反映	意見区分
70	P31～32(P33～34) 基本計画 第7章 分野別計画 1子育て P33～34(P35～36) 基本計画 第7章 分野別計画 2学校教育	我が子も周りにもアレルギーを持つ児童がとても多いが、子育てにも学校教育にもアレルギーの文字が見当たらないのは何故か？ 牛乳の無配膳のために医療機関を受診して毎年書類を提出しなくなるとなった事もアレルギー児を持つ親の負担が増えた。もちろん教育現場での教師の対応が大変なのは分かるが、既にこれだけの人数のアレルギー児がいるのだからアレルギーの専門家を配置するなどの対応を願いたい。	第7章「1子育て」施策の取組(2)⑤、第7章「2学校教育」施策の取組(4)②において、それぞれアレルギー対応を包含した表記をしています。 また、各学校では、学校長を中心とした食物アレルギー対応委員会を設置し、個別プランにより対応しています。加えて、各保育園での集団生活におけるアレルギー対応については、細心の注意が必要です。子どもたちの命を守り、事故のない安全な食事の提供の仕方について、今後も検討をまいります。	ご指摘の件は、左記の市の考え方に基づき、計画の内容は従前のままとさせていただきます。	B
71	P47～48(P49～50) 基本計画 第7章 分野別計画 9健康・医療 施策の取組 (1)健康づくりの機会の拡充	健康づくりの機会の拡充に対する意見です。 健康づくりのひとつとして、今緊急で取り組んでほしいことがあります。 安城市の広報に掲載された新型コロナワクチンや子宮頸がんワクチンについての情報は、確認すると直接厚生労働省のページにとぶようになっています。国の動きはあたかも効果があるものとしてワクチンを推奨する形で発信されている為、偏った情報しか見ることができないことが問題点だと思います。 実際にはワクチンにはリスクも存在することはCBCテレビの「チャント！」という番組の取材でも明らかな事です。 だから、その部分をもっと市民に特に情報弱者である高齢者に理解しやすいよう、安城市独自に伝える機会をつくることを希望します。 例えば大阪府泉大津市のように市長からのメッセージを出す、又は広報や健康教室などで今現実に日本で起きていること、コロナワクチン後遺症や新しいレプリコンワクチンのリスクをわかりやすく正しい情報を発信してほしいと切実に願います。	予防接種については、リスクと効果について正しく理解していただいた上で、被接種者の同意のもと接種が行われる必要があるため、今後も引き続き適切な情報提供に努めてまいります。	-	D
72	P33～34(P35～36) 基本計画 第7章 分野別計画 2学校教育 施策の取組 (2)豊かな心やたくましい体の育成と健康教育の推進⑤、 (4)安全・安心・快適を重視した教育環境の充実②	学校給食について、有機農業によるオーガニック給食の実現を目指してほしいと思います。安全、安心、地産地消、と安城市が三河地区で農業を牽引していく必要があると思うからです。ただそのためには、行政からの資金面でのバックアップが必須であると思います。 農家が個々に負担を強いられないようなシステムをつくることで、子どもたちに安全な食を提供することにつながると思います。	オーガニック給食については、本市では北部調理場と南部調理場で、それぞれ一日で約9千食ずつ給食を提供しています。現段階では、本市のような共同調理場方式の学校給食でオーガニック給食を提供することは、供給量の面から難しいと考えています。 また、安全、安心、地産地消については、第7章「5農業」施策の取組(2)及び(5)で示した「地域の特性を生かした多様な農業支援」や「環境保全型農業の推進」の方向性に基づき、推進してまいります。	-	D
73	P55～56(P57～58) 基本計画 第7章 分野別計画 13住環境 施策の取組 (3)良好な水環境の実現	良好な水環境、を維持するための方式として、今後改正水道法による、水道の民営化を導入しないで下さい。 海外では民営化により、水道料金の値上がりや水質の低下など、生活面・安全面でのデメリットになる事例が現実となっています。 特に水質の安全性が保証されない可能性が出るのではないかと非常に不安に感じています。	本市の水道事業において民営化の予定はありません。 水質については、市職員による検査体制を基本とし、今後も適正な水質の確保に努め、安全で安心して使える水道の提供を目指してまいります。	-	D
74	P31～32(P33～34) 基本計画 第7章 分野別計画 1子育て 施策の取組 (1)安心して産み育てられる環境の整備②	具体的な施策がわからないので、コメントしづらいのですが、どの様な規模、人材、場所で行われているのか？知りたいです。 また、子育て中の親は、働いていると考えられるので、勤務先の理解、家族との時間が持てる必要なので、行政は労働環境の整備にも力を入れて欲しいです。	子育て中の親子が気軽に集える場所として、市内9か所に「子育て支援センター」や「ほっとスペース」を開設しています。そこでは子育ての知識や経験を持つ職員を配置し、講座や遊びを通して親同士の交流を深める機会を提供しています。 また、労働環境の整備については、第7章「6商工業」の施策の取組(5)③の記載内容に基づいて今後も引き続き、働きやすい・働きがいのある職場環境の整備促進に取り組んでまいります。	-	D

番号	パブリックコメント時点の計画案の該当箇所 ()内は1/19審議会当日に配布する計画案の該当箇所	ご意見の概要(原文どおり)	市の考え方	計画への反映	意見区分
75	P5 序論 第1章 策定にあたって 1. 計画の位置づけ 本市の最上位計画	第3次安城市食糧・農業・交流基本計画などはR5年度(2023年度)～令和9年度(2027年度)で、すでに施行されています。最上位計画である第9次安城市総合計画令和6年度(2024年度)～令和13年度(2031年度)の方が後に作られるということが疑問です。 分野別計画と相違する場合は、最上位計画である第9次安城市総合計画に基づいて修正されるのでしょうか？	個別計画については、それぞれの策定期間が異なり、法令上の位置付けや計画の性格等により、計画期間も異なるため、必ずしも総合計画の策定や見直しの後に作られるわけではありません。 各個別計画の策定や中間見直しの際には、総合計画を踏まえた修正を行うほか、必要に応じて随時見直しを行う場合があります。	-	D
76	P5 序論 第1章 策定にあたって 2. 計画の構成 安城市デジタル田園都市国家構想総合戦略	「安城市デジタル田園都市国家構想総合戦略」とは、「全国どこでも誰もが便利で快適に暮らせる社会」の実現を目指してという国が定めたものと同じ意味でしょうか？ 「安城市」とつけられていることから、安城市独自の内容はあるのでしょうか？	国は、デジタル技術の活用によって人口減少・少子高齢化、東京圏への一極集中及び地域産業の空洞化といった課題を解決し、地方創生の実現を目指してデジタル田園都市国家構想総合戦略を策定すると同時に、地方に対しても地域の社会課題等を踏まえた地方版「総合戦略」を策定し、地方が主体的・自主的に課題解決に取り組むことを求めています。安城市デジタル田園都市国家構想総合戦略は、こうした国の動きをふまえて、第9次安城市総合計画に掲げた目指す都市像実現のため、行政分野を横断して重点的、かつ、戦略的に取り組む施策の方向性を、「しくみ」、「ちから」、「ばしょ」の3つの重点戦略として取りまとめ、「子ども」を全ての施策の軸に据えた内容としています。	-	D
77	P7 序論 第1章 策定にあたって 4. 計画策定の視点 ③「バックキャスティング」の視点	「バックキャスティング*1」の視点を取り入れます。*最初に目標を定め、その目標を実現するための道や方策を未来から現在へさかのぼって定める手法との記載がありますが、この言葉だけでは想像ができませんでした。具体的な例を挙げてもらえますか？	P17「2.将来人口の展望」に記載した2060年時点で目指す将来人口を目標とし、その達成のために今回の計画期間(8年)で達成すべき出生数向上、市外からの転入促進といった人口増加に向けた取組を記載しており、この手法がバックキャスティングです。	-	D
78	P7 序論 第1章 策定にあたって 4. 計画策定の視点 ④先駆的視点	「総合計画では、ICTやIoT、AIなどの先進技術を積極的に活用する先駆的視点を取り入れます。」との記載がありますが、先進技術に関してはメリットだけでなくデメリットもあると思います。デメリットも一般的に公表された上での活用を望みます。想定されるデメリットを教えてください。	先進技術の活用に関しては、高齢者をはじめとするインターネットやパソコン等の情報通信技術に不慣れな人がデジタル技術の利便性を享受できないデジタル・デバイドというデメリットがあります。 広く市民の皆様がデジタル技術を正しく理解し、適切に活用するデジタルリテラシーを高め、安心して利便性を享受できるよう、取組を進めてまいります。	-	D
79	P10 序論 第2章 策定の背景 2. これまでの人口推移 人口推移	「総人口に占める年少人口は減少しており、少子高齢化の進展が顕著となっています。」との記載がありますが、知らなかったです。もっと、市民への周知をしてもらいたいです。 総人口に占める年少人口は減少しており、少子高齢化の進展がした場合、今後どんな事態になるのでしょうか？	少子高齢化の進展は、市内消費の減少による地域経済の縮小、社会保障に関する給付と負担のバランスの崩壊、税収減に伴う市財政の悪化など様々な社会的・経済的な課題の深刻化を招き、その結果として、行政サービスの廃止や有料化、バスなど公共交通の縮小といった市民生活の面でも影響が生じる恐れがあります。	-	D
80	P11 序論 第2章 策定の背景 2. これまでの人口推移 人口動態	「令和2年(2020年)以降は転出者が転入者を上回る社会減」との記載がありますが、知りませんでした。転出の理由は何でしょうか？アンケートなどから聞かれているのでしょうか？ また、転入者が減少している理由として考えられることはどんなことでしょうか？	転出の理由に関するアンケート調査は現時点では実施しておりません。 転出入の理由の聞き取りについては、転出入に伴う複数の手続き負担が市民に生じている現状に留意し、今後、各種行政手続きのオンライン化などを通じた手続き負担の軽減と並行して、実施に向けた具体的な手法の調査・研究を進めてまいります。 また、転入者減少の理由については、コロナ禍に伴う雇用状況の変化による影響が考えられます。	-	D

番号	パブリックコメント時点の計画案の該当箇所 ()内は1/19審議会当日に配布する計画案の該当箇所	ご意見の概要(原文どおり)	市の考え方	計画への反映	意見区分
81	P12 序論 第2章 策定の背景 3. 市民・事業者の視点、ニーズ 令和4年度安城市事業者アンケート調査	「回答者の約9割が「住み続けたい(いつまでも住み続けたい+当分住み続けたい)」と回答しています。」との記載について、住み続けたいとの回答が多いのに、現状は社会減となっていることの原因は何が想定されますか？	コロナ禍による自動車関連企業の操業停止など、雇用をめぐる環境変化に伴って若い世代の転入が減少する一方で、結婚や出産、そしてマイホーム取得という次のライフステージに移行する段階で地価の上昇や建築費用の高騰などの影響を受け、本市と比較して地価の安い他自治体へ転出する方が増加している可能性が想定されます。	-	D
82	P13 序論 第2章 策定の背景 3. 市民・事業者の視点、ニーズ 令和4年度安城市事業者アンケート調査	これからの市の取組として特に力を入れるべきものについては、「地域産業の活性化・多様化に向けた起業支援や企業誘致」(37.8%)との記載がありますが、地域産業の活性化・多様化とは具体的にはどのようなことでしょうか？安城市は農業の町との認識がありますが、農業のことを指しているのでしょうか？国内でお米などの食料を大規模に作っているのはとても貴重で重要なことだと思います。	農業に限らず、工業、商業も含めた産業の活性化や業種の多様化を意図しています。	-	D
83	P15(P15~16) 基本構想 第3章 目指す都市像	「ともに育み、未来をつくる しあわせ共創都市 安城」とあります。使用されている共創の意味を教えてください。	第3章目指す都市像では、「しあわせ共創都市」を一つの用語として記載しており、「しあわせ共創都市」とは、「すべての人の幸せを市民とともに創り上げていくまちの姿」を示します。	-	D
84	P18(P19) 基本構想 第5章 土地利用の方針 戦略的な市街地形成の推進	「農業イノベーション創出ゾーン」との記載がありますが、具体的にどのようなことをされるのでしょうか？	「農業イノベーション創出ゾーン」では、本市が誇るものづくり産業が有する高い技術力の農業分野における活用を通じた新技術の開発などに関する調査・研究を進めてまいります。	-	D
85	P23~24(P25~26) 基本計画 第6章 重点戦略 重点戦略1子どもを育む優しいしくみをつくる プロジェクト2子どもの健やかな成長を支える教育環境の充実	安全・安心な学校給食の提供との記載がありますが、・自然栽培や有機学校給食の導入してもらいたいです。 近隣市町村で、1品からでもと給食に取り入れている地域も増えてきました。健康面や情緒安定、環境面からも、「取り組まれている」ことにとても魅力を感じます。 岡崎市では12/8に岡崎市産の有機栽培の人参が学校給食で提供されました。のっぺい汁の具材として1回200キログラム、4センターで日にちをずらしての提供。 ・現状の安全・安心な給食の基準はどのようになっていますか？健康の考え方によると思いますが、子供の健康のために、腸内細菌を増やすような食事を期待しています。 過度の消毒液よりも熱湯消毒や高温スチームなどでの代用など。 ・アレルギー対応のことも記載してもらえませんか？小麦・乳・卵のアレルギー食は手作りして持って行っていますが、給食ですむ日は週1.2日あればいいくらいです。毎日の週もあり日々の負担は大きいです。幼稚園ではアレルギーの代替え食があったので、持ち込むこともなく子供も楽しく給食を食べていました。 来年度のアレルギー対応食でも、単一の食材のみと聞いているので負担は軽減されないかと考えています。アレルギーの子も増加しています。	自然栽培や有機学校給食の導入については、本市では北部調理場と南部調理場で、それぞれ一日で約9千食ずつ給食を提供しており、現段階では、本市のような共同調理場方式の学校給食でオーガニック給食を提供することは、供給量の面から難しいと考えています。 また、学校給食における安全・安心な給食の提供は、栄養管理などを規定した「学校給食実施基準」及び施設や調理過程における衛生管理などを規定した「学校給食衛生管理基準」、その他の指針などにに基づき実施しています。 なお、アレルギー対応に関する記載については、第7章「1子育て」施策の取組(2)⑤、第7章「2学校教育」施策の取組(4)②において、それぞれアレルギー対応を包含した表記をしています。アレルギー対応食として、北部調理場管轄の小中学校へは令和4年度から「卵」除去食の提供を開始し、令和5年度からは「乳」除去食を提供しています。令和6年度からは南部調理場管轄の小中学校へも「卵」「乳」共に対応した除去食の提供を予定しています。	ご指摘の件は、左記の市の考え方に基づき、計画の内容は従前のままとさせていただきます。	B
86	P33~34(P35~36) 基本計画 第7章 分野別計画 2学校教育 現状・課題◆4番目	P33・子どもへの「いのちの教育」を継続し、心の成長を促進する必要があります。 ・子どもが抱える課題が多様化・複雑化している中で、不登校児童生徒数が増加しています。 P35 ・家庭や地域における互助精神の希薄化との記載について、昨今の不登校児や自死の増加原因は複雑で様々な理由からだとは思いますが、どのような点に力を注いでくださっているのでしょうか？学校教育の道徳などもとてもいい授業をしてくれていますが、増加傾向です。	自他の命の大切さを実感し、夢と志をもって未来を生き抜く子どもを育成するため、道徳をはじめ、教育活動全体を通して「いのちの教育」を推進してまいります。不登校児童生徒の支援のために、教育相談を充実するとともに、教室以外の居場所を確保するなど、安心できる心の居場所づくりに努めています。	-	D

番号	パブリックコメント時点の計画案の該当箇所 ()内は1/19審議会当日に配布する計画案の該当箇所	ご意見の概要(原文どおり)	市の考え方	計画への反映	意見区分
87	P33～34(P35～36) 基本計画 第7章 分野別計画 2学校教育 現状・課題 施策の取組 (1)主体的・対話的で深い学びを重視した次世代を担う児童生徒の育成	少人数学級の充実、地域連携、地域人材活用などを図りながら、子ども同士、地域などとのかかわり合いを重視した教育活動を行いますとの記載がありますが、少人数学級とは1クラスの人数を減らしてクラスを増やすということでしょうか？様々な子供たちが同じクラスにいて、立ち回る子、授業と関係のない話を大きな声でしている子などを先生も対応せずに無視するしかない状をみていると子供も思いやりの気持ちがあまり持てないのかなと感じることがあります。自分のことで精いっぱい。先生が、ではなくそのようにせざるを得ない体制を見直してもらいたいです。子供たちの育ちも昔と変わってきています。地域連携、地域人材活用なども進めてもらいたいです。	現在、小学校1年生から5年生、中学校1年生において少人数学級を実施しています。1学級40人の学級編制の標準を35人に引き下げ、一人一人の教育的ニーズに応じたきめ細かな指導を可能とする指導体制と安全・安心な教育環境の整備を実施しています。誰一人取り残すことなく、すべての児童生徒の可能性を引き出す教育へ転換し、個別最適な学びと協働的な学びを実現する取組です。地域連携、地域人材活用も引き続き進めてまいります。	-	D
88	P39～40(P41～42) 基本計画 第7章 分野別計画 5農業 現状・課題◆6番目 施策の取組 (5)環境保全型農業の推進①	P39 持続可能な農業の実現に向けた食糧の安全性向上や環境負荷の軽減等、自然と調和した活動等が求められています。 P40 農薬・科学肥料の使用量の低減や廃プラスチックの排出抑制など、環境と調和した持続可能な農業を推進します。との記載ありますが、国の施策でもある「みどりの食糧システム戦略」の中にある有機農業の推進を安城市の基本計画にも入れてもらいたいです。	第7章「5農業」施策の取組(5)の「環境保全型農業の推進」は、化学肥料や化学農薬の使用量を低減し、有機肥料や有機農薬を用い、豊かな生態系や健康な土壌を保つなど、環境に配慮したさまざまな取組をするすべての農業を対象とし、「化学的に合成された肥料及び農薬を使用しないこと」などを基本とする有機農業や、農薬を使用しない栽培方法も含めた取組の方向性として記載しています。	ご指摘の件は、左記の市の考え方に基づき、計画の内容は従前のままとさせていただきます。	B
89	P49～50(P51～52) 基本計画 第7章 分野別計画 10スポーツ 現状・課題◆3番目	休日の中学校部活動の段階的な地域移行への取組と記載がありますが、平日の部活動も減っています。学校以外での施設で行われる場合、送迎や費用の面からも誰でも部活動ができるという状況ではなく、文化やスポーツ習慣から離れてしまわないかと懸念します。家庭環境関係なく文化やスポーツに触れられる機会を作っていただきたいです。	休日の中学校部活動の段階的な地域移行に伴い、各中学校において地域スポーツ団体が活動していることに加え、市主催の中学生日曜教室を開催しています。今後も子どもたちがスポーツ・文化活動に継続して親しむことができる機会の創出に努めてまいります。	-	D
90	P55～56(P57～58) 基本計画 第7章 分野別計画 13住環境 現状・課題◆3番目	日常的な暮らしの中で心が癒される空間を創出するため、緑を増やす必要があります。との記載がありますが、山や丘がない分、もっとどこかに木やグランドカバー植物を増やしてもらいたいです。アスファルト舗装が多いと夏はより暑くなります。街路樹、神社の木の保全、学校、公園など。森林が増えると気温も変わり気持ちよく過ごせます。草や虫の役割も周知してもらえると緑化が進めやすいと思います。	個別計画である都市緑地法に基づく「安城市緑の基本計画」におきまして、公共施設や民有地の緑化の推進に取り組むこととしています。	-	D
91	P55～56(P57～58) 基本計画 第7章 分野別計画 13住環境 施策の取組 (1)市民に親しまれる公園づくり	⑤ 身近な公園が不足している地域では、地域と連携して公園の整備を進めますとの記載。遊具がある公園と自然を体験する公園などそれぞれの特性があってもいいと思います。現在公園が不足していると言われている地域と設置予定地があれば教えて下さい。	個別計画である都市緑地法に基づく「安城市緑の基本計画」において、公園不足地域での公園の整備推進に取り組むこととしています。現在、住吉地区と横山地区において公園が特に不足していると考えており、公園に適した土地の情報収集に努めています。	-	D
92	P57～58(P59～60) 基本計画 第7章 分野別計画 14防災・減災	安城市に引っ越してきて風が強く感じています。山や丘がなく、田畑の平地が広がっているからでしょうか。防風林など防災の面から樹木や植物を増やしてもらいたいです。樹木がしっかりと根を張ることにより土を保持すると水も保持できて災害や、木陰や木の質感などで暑さ対策にもなります。	防風林には「風害を軽減させる効果がある」と認識していますが、一方で、木陰による日照の問題や湿害が農作物等に与える影響を考慮する必要があることから、現時点では、ご提案の防風林を整備する考えはありません。	-	D
93	P59～60(P61～62) 基本計画 第7章 分野別計画 15生活安全 施策の取組 (2)交通安全対策の実施	P59 児童生徒の安全を守るため、通学路の交通安全対策が求められています。 P60 ② 交通量が増加し危険性が高い道路では、歩道などを路線的に改良することにより、安全性の向上を図ります。との記載がありますが、どのように設置場所が決まるのでしょうか？ 予定の場所を教えてください。通学路の細い道で速い速度で走って来る車が怖くて、班登校の集合場所まで毎日付き添っています。信号の設置や速度制限なども見直してもらいたいです。	道路改良による交通安全対策については、地元要望などを基に現地の自動車や歩行者の交通状況などを確認し、対策する場所や内容を検討いたします。また、通学路の安全確保については、安城市通学路交通安全プログラムの方針に基づき、学校や関係機関と対応方法を協議のうえ、対策を講じてまいります。	-	D

番号	パブリックコメント時点の計画案の該当箇所 ()内は1/19審議会当日に配布する計画案の該当箇所	ご意見の概要(原文どおり)	市の考え方	計画への反映	意見区分
94	P61～62(P63～64) 基本計画 第7章 分野別計画 16環境 現状・課題	大気・水などが良好で安全・安心な生活環境を確保する必要があります。との記載がありますが、時間帯によるのですが、近所の工場からの臭いが強く感じ、近くを歩いているとつらい時があります。子供の通学路です。大気への排出物の基準や検査などはどのように実施されているのでしょうか？検査の頻度などどれくらいでしょうか？健康被害などが気になる場合の窓口は市役所でのいいのでしょうか？	悪臭につきまして、臭気指数による規制を行っています。悪臭のご相談を受け付けた場合は、環境都市推進課が現場確認を行い、必要に応じて委託測定業者にて臭気指数を測定しています。 個別のご相談につきましては、環境都市推進課へご連絡ください。	-	D
95	P63～64(P65～66) 基本計画 第8章 行財政運営の方針 4. 便利な暮らしを実現する行政DX (1)市民の利便性向上と業務効率化に向けたデジタルの活用	④ AIを活用した新たなソリューション*5への対応やペーパーレス化など、継続的に業務効率化やBPR*6に取り組み、行財政運営の効率化を図ります。 との記載がありますが、パソコンやスマホを見るのは紙よりも頭も目も疲れて視力も落ちていきます。世の中では、デジタルデトックスとも言われています。 大事なことは見出しを紙ベースにするなどのバランスも考慮してもらいたいです。	AI活用などのデジタルによる業務効率化は、行財政運営の効率化に必須なものである一方、ご意見いただきましたとおり、状況や場面によっては紙のほうが効率であったり、適切なケースもあると考えています。業務等において原則デジタル化を進めますが、パソコンやスマホの利用が困難又は不慣れた市民へは紙ベースでの情報提供を継続するなど、デジタルとアナログのバランスを保ちながら、行財政運営の効率化を図ります。	-	D
96	P18(P19) 基本構想 第5章 土地利用の方針 計画的な優良農地の保全	優良農地の保全という言葉がありますが、近年では、優良農地を転用して大規模な工業団地がいたるところで造成されています。 本年度より農業経営安定化支援交付金制度を制定していただき、本等にありがたい所ですが、今まで以上に、優良農地での農地転用が加速してしまうのではないかと、 非常に不安です。特に、一度転用されたところは、産業ゾーンから外すとしないと、同じところばかり転用が進むと結局その地区の営農は、廃業するしかなくなってしまいます。 優良農地は転用しないと、そういった確約が欲しい物です。	現在、各市町村では企業の受け皿となる工業用地の開発を活発に進めており、本市としても今後の持続的発展に向けた市内企業の流出抑制と新たな企業立地を進める必要があることから、産業ゾーンを設定しています。 また、産業ゾーンへの開発誘導により、それ以外の地域における無秩序な開発を抑制し、市域全体での優良農地の保全を図る目的もございますので、ご理解いただきますようお願いいたします。	ご指摘の件は、左記の市の考え方に基づき、計画の内容は従前のままとさせていただきます。	C
97	P18(P19) 基本構想 第5章 土地利用の方針	農業改良普及所の前校舎跡地がまだ更地になったままだと思います。まだ何も計画が無いようでしたら、農業的な分野の研究機関、特に外来生物対策等(ジャンボタニシ、アサガオ、アメリカザリガニ)の研究機関を作る計画をお願いしたいです。	-	-	-
98	P41～42(P43～44) 基本計画 第7章 分野別計画 6商工業 施策の取組 (3)企業立地の推進②	産業ゾーンへの企業立地が促進されるよう、、、とありますが、集中的に1か所に転用されますと、そのゾーンの営農は廃業せざるを得なくなってしまいます。 何か継続的な支援、恒久的な対策を講じてから転用することを強く望みます。	現在、各市町村では企業の受け皿となる工業用地の開発を活発に進めており、本市としても今後の持続的発展に向けた市内企業の流出抑制と新たな企業立地を進める必要があることから、産業ゾーンを設定しています。 また、産業ゾーンへの開発誘導により、それ以外の地域における無秩序な開発を抑制し、市域全体での優良農地の保全を図る目的もございますので、ご理解いただきますようお願いいたします。	ご指摘の件は、左記の市の考え方に基づき、計画の内容は従前のままとさせていただきます。	C
99	P25～26(P27～28) 基本計画 第6章 重点戦略 重点戦略2子どもを育む確かなちからを蓄えるプロジェクト1	上記を実行するためには、やはり女性の協力、力が絶対必要だと思います。特に営農の担い手さんの中には、結婚適齢期になりますが、未婚の方がけっこういるという話を聞きます。 たとえば、ユースカレッジのカリキュラムを思い切って、お見合いのシステムに変更してしまうとかして、男女が知り合える機会をもっと増やして、農家の担い手を参加させれば、本当の担い手確保につながるのではないかと考えます。	担い手不足の課題を解消するためには、女性も含め多様な担い手の育成が必要となります。今後もJA及び県普及課と連携を図り多様な担い手の育成や活用を促進します。	-	D

番号	パブリックコメント時点の計画案の該当箇所 ()内は1/19審議会当日に配布する計画案の該当箇所	ご意見の概要(原文どおり)	市の考え方	計画への反映	意見区分
100	P27～28(P29～30) 基本計画 第6章 重点戦略 重点戦略3子どもを育む安らぎのばしょを築く プロジェクト3豊かな環境と限りある資源を未来につなぐまちづくり	魅力ある自然環境を未来につなぐため、豊かな田園が生み出す良好な景観や様々な生き物を育む機能を持つ農地を保全します。 とありますが、農地という文言以外に、公園の緑化、街路樹を増やすことを明記いただきたいです。近年は5月の時点で日傘をささねば歩けないほど温暖化が進んでいます。児童の通学路は街路樹が全くなく、低学年の子どもたちは上からは太陽の熱、下からはアスファルトの輻射熱で過酷な環境です。公園も堀内公園や秋葉公園は豊かな緑ですが、デンシティ近辺の公園や歩道はとても広いのに街路樹一本ありません。真夏の平日、堀内公園でさえ、暑すぎて人は誰もいません。ベンチがあっても木陰がなく座れません。ふわふわドームも見守る大人は緑陰がなく、耐えられません。市の考える魅力ある自然環境とは。豊かな環境とは。何でしょうか具体的に明記願います。	第6章重点戦略「3 ばしょ」プロジェクト3①については、豊かな環境、魅力ある自然環境を形成する農地の保全に向けた取組の方向性として記載しています。また、公園の緑化については、街区公園や近隣公園などそれぞれの公園の果たす機能を踏まえて整備してまいります。最後に、街路の緑化については、道路構造令や愛知県の「街路樹管理の手引き」に沿って、進めてまいります。	ご指摘の件は、左記の市の考え方に基づき、計画の内容は従前のままとさせていただきます。	C
101	P43～44(P45～46) 基本計画 第7章 分野別計画 7観光・交流 施策の取組 (2)観光資源の充実	ここにはデンパーク、七夕まつり、特産品について書かれています。「日本のデンマーク」と呼ばれた安城市ですが、農地も農家も減っている今、今ある観光資源だけでは不十分です。デンマークの市に姉妹都市を持つのであれば北欧デザインを暮らしや教育に取り入れることが将来性のある観光資源につながると考えます。またコペンハーゲンでは自転車優先の街づくりを1970年から始めて、現在のような自転車使用人口50%を実現しています。自転車を優先とした道づくりや、渋滞軽減に協力した市民に何かインセンティブを設けるなどユニークな発想を期待します。	参考のご意見として承ります。	-	D
102	P55～56(P57～58) 基本計画 第7章 分野別計画 13住環境 施策の取組 (2)緑をつくる	①公共施設や民有地の緑化を推進します。 とありますが、民有地の緑化の推進とは回覧板で回していただいた緑化の補助金制度の配布などでしょうか？ 公共施設の緑化に関して言えば、施設を使用する市民が求める所に植物が植わっていません。また民有地に植えられた木は管理のこと考え、小さく剪定すると考える市民が多いため市全体の緑化には足りません。市の緑地が市全体の47%だと安城市の緑の基本計画に記載されていますが、農地を緑地に入れるのは間違っています。安城市は車社会です。それに見合った緑化が必要ですからそのような文言の明記を求めます。	個別計画である都市緑地法に基づく「安城市緑の基本計画」において、公共施設や民有地の緑化の推進に取り組むこととしています。住宅や店舗における緑化に対し補助金を交付するなどし、民有地の緑化を推進しています。また、農地は憩いや潤いの場として、緑地の役割を担っていると考えており、市内の緑の面積に含めています。	ご指摘の件は、左記の市の考え方に基づき、計画の内容は従前のままとさせていただきます。	C
103	P57～58(P59～60) 基本計画 第7章 分野別計画 14防災・減災 施策の取組 (4)防災・減災対策の普及 (5)雨水対策の推進	「グリーンインフラ」の中に防災につながるヒントが多数あります。現在、県道・市道の至る所で街路樹が伐採され切株になっている箇所を多く目撃しています。さらには街路樹が植えられるであろう範囲をコンクリートやアスファルトで固めてしまい、土壌がふさがれています。これでは雨水が下水に回りすぎてあふれかえり防災、減災の実現は不可能です。樹木も木々の葉が受けた雨水がゆっくりと幹を伝い土に入っていく役割をします。 木々をアスファルトで覆われている個所に植える事は防災にも熱中症対策にもなりません。大手企業の従業員用駐車場や大手スーパーの駐車場にも木陰を増やすことを求めます。	グリーンインフラに関する取組のひとつである水田貯留をはじめとした雨水貯留や、市民・事業者への雨水浸透施設の普及促進などにより雨水流出抑制を図ってまいります。また、緑地には、雨水が浸み込み、貯める機能があるため、既存の緑地面積の確保に加え、個別計画である都市緑地法に基づく「安城市緑の基本計画」において、まちなみ緑全般的について緑化を推進してまいります。	-	D
104	P39～40(P41～42) 基本計画 第7章 分野別計画 5農業 施策の取組 (5)環境保全型農業の推進①	この項目に、無農薬やオーガニック せめて減農薬という言葉を使った文言に変えてください。	第7章「5農業」施策の取組(5)の「環境保全型農業の推進」は、化学肥料や化学農薬の使用量を低減し、有機肥料や有機農薬を用い、豊かな生態系や健康な土壌を保つなど、環境に配慮したさまざまな取組をするすべての農業を対象とし、「化学的に合成された肥料及び農薬を使用しないこと」などを基本とする有機農業や、農薬を使用しない栽培方法も含めた取組の方向性として記載しています。	ご指摘の件は、左記の市の考え方に基づき、計画の内容は従前のままとさせていただきます。	B

番号	パブリックコメント時点の計画案の該当箇所 ()内は1/19審議会当日に配布する計画案の該当箇所	ご意見の概要(原文どおり)	市の考え方	計画への反映	意見区分
105	P43～44(P45～46) 基本計画 第7章 分野別計画 7観光・交流 施策の取組 (2)観光資源の充実	無農薬、オーガニックの食材を求めて足を伸ばす方も多い昨今、十分に観光資源になり得ます。P40農業の項目に無農薬、オーガニックという文言を入れてください。	第7章「5農業」施策の取組(5)の「環境保全型農業の推進」は、化学肥料や化学農薬の使用量を低減し、有機肥料や有機農薬を用い、豊かな生態系や健康な土壌を保つなど、環境に配慮したさまざまな取組をするすべての農業を対象とし、「化学的に合成された肥料及び農薬を使用しないこと」などを基本とする有機農業や、農薬を使用しない栽培方法も含めた取組の方向性として記載しています。	ご指摘の件は、左記の市の考え方に基づき、計画の内容は従前のままとさせていただきます。	B
106	P43～44(P45～46) 基本計画 第7章 分野別計画 7観光・交流 施策の取組 (2)観光資源の充実	教育・小学校の給食にも無農薬を一品からでもいいので取り入れてください。	本市では北部調理場と南部調理場で、それぞれ一日で約9千食ずつ給食を提供しています。現段階では、本市のような共同調理場方式の学校給食でオーガニック給食を提供することは、供給量の面から難しいと考えています。	-	D
107	P53～54(P55～56) 基本計画 第7章 分野別計画 12都市基盤	温暖化が進んでいます。渋滞の緩和になる方法を方法を早急に進めましょう。	市内幹線道路の整備推進や交差点改良により、交通の円滑化を図ってまいります。	-	D
108	P33～34(P35～36) 基本計画 第7章 分野別計画 2学校教育 施策の取組 (4)安全・安心・快適を重視した教育環境の充実②	オーガニック給食を実現してほしい！ 未来ある子どもたちに有機野菜、無農薬野菜を食べてもらいたい。 毎日の給食も安心、安全なものを使ってほしいです。 人の体は食べるものでできているので食によって体や心の状態も変わってきます。 これからの子どもたちには健康で元気に成長してほしい！	本市では北部調理場と南部調理場で、それぞれ一日で約9千食ずつ給食を提供しています。現段階では、本市のような共同調理場方式の学校給食でオーガニック給食を提供することは、供給量の面から難しいと考えています。	-	D
109	P31～32(P33～34) 基本計画 第7章 分野別計画 1子育て 施策の取組 (1)安心して産み育てられる環境の整備①	子どもを産みたいと希望する人すべてが、安心して出産できるよう、支援の充実を図ります。 と、ありますが、産後の支援期間が短いです。最低でも半年から1年ほしいです。それと、産後育休中の保育園退園の仕組みもどうかと思います。私達夫婦は、地方から出てきた為、車ですぐに帰れる距離に親族もいません。近くにいたとしても、良好な関係じゃない限り親族は、頼りません。そんな人達からすると、安心して出産し、産後の不安もないとは、言えないです。ましてや、兄弟がいて、産後ともなれば休めませんし、もっと、シッターさんや家政婦さんなどを利用できる期間や環境を充実させてほしいです。	現在、低年齢児(0～2歳児)は、共働き世帯の増加により入所者数が高止まりしていることから育休退園していただいています。そのため、子育て家庭がより安心して産み育てられるように、さらなる受け皿の確保に努め、育休退園の解消に向けた取組を推進してまいります。	-	D
110	P5 序論 第1章 策定にあたって 1. 計画の位置づけ 本市の最上位計画	「本市の自治体経営の最上位に位置づけられる計画」との記載がありますが、関連計画が既に定められている内容(施策・取組)が存在している分野別計画があります。分野別計画と関連計画で内容(施策・取組)が重複している内容は問題はないと思います。 分野別計画に含まれていない内容で、関連計画にある内容は計画期間内は引き続き関連計画に基づき取り組む、ということで良いでしょうか、回答していただきたい。	分野別計画については、各分野における課題解決に向けて重点的・戦略的に実施する施策の方針を記載しています。経常的な施策、施策の詳細については、各個別計画に委ねるものとしていますので、各個別計画に記載されている内容については、当該計画に基づいて取り組んでまいります。	-	D
111	P5 序論 第1章 策定にあたって 1. 計画の位置づけ 本市の最上位計画	個別には確認していませんが、分野別計画と関連計画が異なる内容(施策・取組)がある場合には、分野別計画が優先され、関連計画は改訂時に分野別計画に基づき改訂する、ということで良いでしょうか、回答していただきたい。	関連する個別計画については、分野別計画に基づいて改訂し、整合性を図るものとしています。	-	D

番号	パブリックコメント時点の計画案の該当箇所 ()内は1/19審議会当日に配布する計画案の該当箇所	ご意見の概要(原文どおり)	市の考え方	計画への反映	意見区分
112	P5 序論 第1章 策定にあたって 1. 計画の位置づけ 本市の取組の実効性を測る基準	「総合計画では成果指標を設定し、目標達成までの進捗管理を行います。」との記載があり、成果指標の記載はあります。 進捗管理(PDCA)はどのような体制で進められるのでしょうか。 総合計画の中には、進捗管理体制(PDCAフォローアップ体制[役所内の体制、市民参加の体制])が記載されていないと思われませんが、住民にわかりやすく記載(図解)していただきたい。	総合計画の進捗管理については、公募市民や関係団体、学識経験者等によって構成される総合計画審議会において、成果指標の達成状況及びその要因を報告・審議することにより、実施してまいります。 なお、ご指摘の進捗管理体制の記載(図解)については、今後の市民の皆様への総合計画の周知方法を検討する際の参考とさせていただきます。	ご指摘の件は、左記の市の考え方に基づき、計画の内容は従前のままとさせていただきます。	C
113	P5 序論 第1章 策定にあたって 2. 計画の構成	『総合計画は、目指すべき将来の都市像とこれからのまちづくりの基本方針を示す「基本構想」、基本構想で描いた都市像の実現に向けた各分野における施策の方針を示す「基本計画」、基本計画で示された施策の方針に基づいた具体的な事業を示す「実施計画」で構成されます。』との記載があります。 基本構想と基本計画はパブリックコメントの対象となっておりますが、実施計画(令和6～8年度)は、パブリックコメントの対象外のように思われます。 実施計画もパブリックコメントの対象としていただきたい。 実施計画をパブリックコメントの対象にできない場合は、実施計画がパブリックコメントの対象外とする理由を回答していただきたい。	総合計画は、本市のまちづくりの中長期的な指針として計画期間である8年ごとに策定することから、パブリックコメントを実施しております。一方、実施計画はローリング方式により毎年度策定するものであり、刻々と変化する社会情勢や本市の財政状況に応じて策定の都度内容に変更を加えるものであるため、パブリックコメントの対象としておりません。なお、実施計画は、公募市民委員を含む総合計画審議会における審議事項として、幅広いご意見をいただき策定しています。また、策定した実施計画は、事業内容や実施時期を明記して市公式ウェブサイトや広報あんじょうにて公表し、広く市民の皆様への周知を図っています。	-	D
114	P6 序論 第1章 策定にあたって 3. 計画の期間	『実施計画は、3か年を計画期間としてローリング方式により毎年度策定します。』との記載があります。 これまでの慣例でいけば、実施計画の策定及び進捗管理(PDCAのフォロー)は、総合計画審議会で実施されると思われませんが、審議会以外に住民の声を吸い上げる機会(仕組み)を設けていただきたい。	実施計画に掲載された事業を含めた市の取組に対する市民意識を2年に一度実施する市民アンケート、毎年実施しているeモニターによって調査し、総合計画の進捗管理に活用するとともに、取組の評価・検証を行っていますので、審議会以外でも市民意見を汲み取る機会を設けています。	-	D
115	P7 序論 第1章 策定にあたって 4. 計画策定の視点 ① 協働の視点	「総合計画では、この協働の視点を取り入れます。」との記載があります。 一方、15 頁目指す都市像では「ともに育み、未来をつくるしあわせ共創都市 安城」との記載があります。 協働と共創とは何が異なるのでしょうか。 協働の定義、共創の定義、定義が異なるのであれば協働ではなくあえて共創という新たな用語(概念)を使用する理由の3点を総合計画に記載していただきたい。 また、協働と共創の定義が異なるのであれば、その使い分けの仕方回答していただきたい。	「協働」は「市民、議会及び市長その他の執行機関がそれぞれの役割と責任のもとに連携し、補完し合いながら協力すること」を示します。一方で、第3章目指す都市像では、「しあわせ共創都市」を一つの用語として記載しており、「しあわせ共創都市」とは、「すべての人の幸せを市民とともに創り上げていくまちの姿」を示します。 なお、「協働」の定義については注釈を追加いたします。	ご指摘の件は、左記の市の考え方に基づき、注釈を追加いたします。	A
116	P7 序論 第1章 策定にあたって 4. 計画策定の視点② 横断的視点	「総合計画では、この横断的視点を取り入れます。」との記載があります。 一般的には、関連計画の多くは、国の省庁が策定した国の計画と県の担当部局が策定した県の計画に基づき策定されていると思われるため、縦割りの計画(担当課の計画)になる傾向が強くなっているのではないかと思います。このため、総合計画だけでなく、今後策定の関連計画にも横断的視点を取り入れていただきたい。	参考のご意見として承ります。	-	D

番号	パブリックコメント時点の計画案の該当箇所 ()内は1/19審議会当日に配布する計画案の該当箇所	ご意見の概要(原文どおり)	市の考え方	計画への反映	意見区分
117	P7 序論 第1章 策定にあたって 4. 計画策定の視点 ③「バックカスティング」の視点	『総合計画では、将来あるべき本市の姿を描き、そこから逆算して実施すべき施策を考える「バックカスティング」の視点を取り入れます。』との記載があります。今までの計画では記載のなかったバックカスティングの視点を取り入れることは大変重要であると思います。このため、総合計画だけでなく、今後策定の関連計画でも全てバックカスティングの視点を取り入れていただきたい。	参考のご意見として承ります。	-	D
118	P7 序論 第1章 策定にあたって 4. 計画策定の視点 ④ 先駆的視点	『総合計画では、先進技術を積極的に活用する先駆的視点を取り入れます。』との記載があります。先駆的視点を取り入れることは大変重要であると思います。このため、総合計画だけでなく、今後策定の関連計画でも全て先駆的視点を取り入れていただきたい。	参考のご意見として承ります。	-	D
119	P8～9 序論 第2章 策定の背景 1. 本市を取り巻く注目すべき社会情勢	「1. 本市を取り巻く注目すべき社会情勢」として下記の6項目が取り上げられています。 ・急激な少子化の進展 ・産業構造の変革 ・先進技術導入による超スマート社会の到来 ・公共施設などの老朽化 ・大規模自然災害発生リスク ・リニア中央新幹線開業によるスーパー・メガリージョンの形成 本市にとっては、上記の6項目と共に、下記の2項が注目すべき社会情勢であると思いますので、総合計画に追加をしていただきたい。 1) 食料安全保障、安全・安心な食料の提供、食料自給率の向上 防衛予算を増やしても、国民が飢えれば国を守ることはできません。本市は、歴史的にみても、全国的にみても、圃場整備された優良な農地を保有しており、本市で営農できなければ、他の地域で営農できるとは思えません。 2) 医療費の激増と医療費負担の偏在 国の施策による部分が大きく、本市のみで対応できることではないかもしれませんが、少なくとも国の仕組みの範囲であっても医療費の低減と負担の公平化は避けられない注目すべき社会情勢と考えます。	ご指摘の1) 食料安全保障、安全・安心な食料の提供、食料自給率の向上については、第7章「5農業」において記載し、成果指標「安城市内の食料自給率」を設定し、重要課題として取り組んでまいります。 また、ご指摘の2) 医療費の激増と医療費負担の偏在については、第7章「3福祉」の現状・課題において、高齢化の進展に伴う医療や介護サービスにかかる費用の増加に関して記載し、施策の取組(5)に基づいて、重要課題として取り組んでまいります。	ご指摘の件は、左記の市の考え方に基づき、計画の内容は従前のままとさせていただきます。	B
120	P8～9 序論 第2章 策定の背景 1. 本市を取り巻く注目すべき社会情勢 急速な少子化の進展	「人々が抱えている出産や子育てに関する様々な障壁の解消が必要であり」との記載があります。 出産や子育てに関する障壁は多くあると共に、ライフサイクルでの各段階においても障壁の内容は異なり、このスペースですべてを書きつくすことはできないと思います。しかし、すくなくならず子ども達が抱えている 1) 子どもの自死 2) 子どもの居場所の不在(不登校・中途退学・スルースクール等) 3) 子どものアレルギー疾患 の3点は大きな障害であり、どの子どもが安全・安心に生活できる環境が重要であると思いますので、優先的な課題として、この3点を総合計画で重点施策としてとりあげていただきたい。	ご指摘の1) 子どもの自死については、第7章「2学校教育」施策の取組(2)①及び同章「9健康・医療」施策の取組(5)に取組の方針を記載しています。また、2) 子どもの居場所の不在については、第6章「重点戦略1しくみ」プロジェクト1④及び第7章「1子育て」施策の取組(4)に、3) 子どものアレルギー疾患については、施策の取組(2)⑤において取組の方針を記載しており、重要課題として取り組んでまいります。	ご指摘の件は、左記の市の考え方に基づき、計画の内容は従前のままとさせていただきます。	B
121	P8～9 序論 第2章 策定の背景 1. 本市を取り巻く注目すべき社会情勢 産業構造の変革	「自動車関連企業が数多く立地している本市」との記載がある通り、本市は自動車をはじめとした製造業に支えられており 「さらなる成長に向けた企業活動の支援や、産業構造の多様化に向けた取組が必要になります。」との認識は間違っていないと思います。しかし本市は歴史的にみても、その基盤は農業にあり、圃場整備された農地は日本の中にあっても本市だけでは無く、日本にとって貴重な財産であり、食料安全保障の立場からも、第三次産業だけでなく、第三次産業以上に第一次産業としての農業の重要性を強調して記載していただきたい。 そのためには、1) 農地の保全と共に、2) 就業者の確保を記載していただきたい。	ご指摘のとおり、本市における農地、農業は重要であると考えていますが、工業や商業についてもCASE革命や商業者の高齢化・後継者不足といった大きな変革や課題を抱えており、これからの本市の持続的な発展のために、なくてはならない重要な産業であると考えています。 ご指摘の1) 農地の保全については、第6章「重点戦略2 ちから」プロジェクト1②及び第7章「5農業」施策の取組(3)②に記載しています。また、2) 就業者の確保については、第6章「重点戦略2ちから」プロジェクト1①及び第7章「5農業」施策の取組(1)に記載し、重要な課題として取り組んでまいります。	ご指摘の件は、左記の市の考え方に基づき、計画の内容は従前のままとさせていただきます。	B

番号	パブリックコメント時点の計画案の該当箇所 ()内は1/19審議会当日に配布する計画案の該当箇所	ご意見の概要(原文どおり)	市の考え方	計画への反映	意見区分
122	P8～9 序論 第2章 策定の背景 1. 本市を取り巻く注目すべき社会情勢 公共施設等の老朽化	『将来的な人口減少を見据え、「安城市公共施設等総合管理計画」などに基づいて、計画的な施設の配置、規模、機能に関する検討や長寿命化を今後も継続して進める必要があります。』との記載があります。 市として「安城市公共施設等総合管理計画」に基づき、計画的に進められていると思えますが、住民にはその認識が浸透していないように思われますので、住民への周知をより徹底していただきたい。	安城市公共施設等総合管理計画に基づき、長寿命化を図る実行計画である個別施設計画に沿って計画的に進めています。今後は、個別の施設計画を市公式ウェブサイト等において公表するなど、周知に努めてまいります。	-	D
123	P8～9 序論 第2章 策定の背景 1. 本市を取り巻く注目すべき社会情勢 公共施設等の老朽化	「上・下水道などの公共施設等の多くは建設から30年以上が経過し、老朽化が進行しています。」との記載があります。 これも「安城市新水道ビジョン」「安城市新下水道ビジョン」に基づき計画的に進められていると思えますが、特に安全な水の確保は生活インフラとしては欠かせません。計画的な整備と運用と共に、安易な民営化は避け、水質に関する住民への情報開示を実施していただきたい。	本市の上下水道事業において民営化の予定はありません。水道水の水質については、国の基準に基づいて適正な管理を行い、水質検査結果を安城市公式ウェブサイトにて掲載しています。	-	D
124	P8～9 序論 第2章 策定の背景 1. 本市を取り巻く注目すべき社会情勢 大規模自然災害発生リスク	『これまで以上に防災・減災対策における「自助・共助・公助」の重要性が増しています。』とあります。 しかし、住民には、自助・共助の認識が希薄ではないか、と思われます。 今後より一層、自助・共助の必要性の周知を徹底していただきたい。	災害が発生した際に被害を拡大させない手立てとして、防災・減災の基本となる「自助」「共助」が大変重要です。 これまで市では、市公式ウェブサイトや広報あんじょう等を通じて、(自助として)家具の固定や家庭内備蓄などの啓発や促進を図ってきました。また、地区防災計画の策定やまちかど講座、減災まちづくり研究会、自主防災組織への支援を通じて、(共助として)地域防災力の向上に努めてきました。 今後も、これまでの活動を継続するとともに、今年度から導入した防災行政アプリを活用して「自助」「共助」の必要性について周知してまいります。	-	D
125	P8～9 序論 第2章 策定の背景 1. 本市を取り巻く注目すべき社会情勢 リニア中央新幹線開業によるスーパー・メガリージョンの形成	「本市には、東海道新幹線という広域交通の大動脈に位置する三河安城駅が立地しており、三河全域の行政と経済団体が一体となった組織での広域連携による活動を実施しています。」との記載があります。 東海道新幹線三河安城駅という地域資源がまだまだ十分には活用されていないのではと思われます。 このため、共創都市安城の象徴として、三河安城駅という地域資源を活かす取り組みを徹底していただきたい。	第6章「重点戦略2 ちから」プロジェクト3⑤及び第7章「7 観光・交流」施策の取組(4)②に記載しており、取組を推進してまいります。	-	D
126	P10 序論 第2章 策定の背景 2. これまでの人口推移 人口推移	「総人口に占める年少人口は減少しており、少子高齢化の進展が顕著となっています。」との記載があります。 住民には、本市の総人口がピークを越え、減少に転じており、特に、年少人口の減少が著しいということは周知されていないのではと思われます。 このため、今後はあらゆる機会を通して、上記の周知を徹底していただきたい。	総合計画の積極的な啓発と取組の推進を通じて周知を図ってまいります。	-	D
127	P11 序論 第2章 策定の背景 2. これまでの人口推移 人口動態	「10歳未満の世代には、転出超過の傾向が見られるため、その親も一緒に転出していることが考えられます。」との記載があります。 住民には、 1)子育て世代(現役世代)が転出超過であることと共に 2)既にある子育て世代向けの施策が周知されていないのでは、と思われます。 このため、今後はあらゆる機会を通して、上記の周知を徹底していただきたい。	総合計画の積極的な啓発と取組の推進を通じて周知を図ってまいります。	-	D
128	P12 序論 第2章 策定の背景 3. 市民・事業者の視点、ニーズ 令和4年度安城市市民アンケート調査	『回答者の約9割が「住み続けたい(いつまでも住み続けたい+当分住み続けたい)」と回答しています。』との記載があります。 現実には、 1)育て世代(現役世代)が転出超過であることの認識は住民には希薄であり、 2)それが本市を支える産業の継続的発展をするうえでの課題であるということは周知されていないように思われます。 このため、今後はあらゆる機会を通して、上記の周知を徹底していただきたい。	総合計画の積極的な啓発と取組の推進を通じて周知を図ってまいります。	-	D

番号	パブリックコメント時点の計画案の該当箇所 ()内は1/19審議会当日に配布する計画案の該当箇所	ご意見の概要(原文どおり)	市の考え方	計画への反映	意見区分
129	P13 序論 第2章 策定の背景 3. 市民・事業者の視点、ニーズ 令和4年度安城市事業者アンケート調査	『これからの市の取組として特に力を入れるべきものについては、「地域産業の活性化・多様化に向けた起業支援や企業誘致」(37. 8%)、「駅周辺など市街地の賑わい創出」(33. 6%)』との記載があります。 現実には「子育て世代(現役世代)が転出超過」となっています。 このため、事業者ニーズを実現するため、子育て世代向けの施策を含め、安城市の住みよさをシティープロモーションを通して、本市住民と共に県内住民に周知していただきたい。	総合計画の積極的な啓発と取組の推進を通じて周知を図ってまいります。	-	D
130	P15(P15~16) 基本構想 第3章 目指す都市像	『本市は、安心して子どもを育てることのできる仕組みをつくり、市民の豊かな暮らしと地域の未来を支える確かな力を蓄え、安全・安心で誰もが住みたくなる魅力あふれるまちづくりを進めることにより「ともに育み、未来をつくるしあわせ共創都市 安城」の実現を目指します。』との記載があります。 1)「共創都市」という用語は、安城市オリジナルな用語でしょうか、国や省庁等で既使用されている用語でしょうか、回答していただきたい。 2)国や省庁等で既使用されている用語であれば、その用語の定義を回答していただきたい。また、総合計画内に注記を記載していただきたい。 3)安城市独自の用語である場合や国や省庁等での定義と異なる場合は、その定義を回答していただきたい。また、総合計画内に注記を記載していただきたい。	第3章目指す都市像では、「しあわせ共創都市」を一つの用語として記載しており、「しあわせ共創都市」は本市独自の用語です。 ご指摘を踏まえ、この用語に込めた想いについて、市民の皆様と共有するため、第3章目指す都市像の本文中に分かりやすく表記いたします。	ご指摘の件は、左記の市の考え方に基づき、計画の内容を一部修正させていただきます。	A
131	P16(P17) 基本構想 第4章 将来人口の見通し 1. 将来人口の推計	『本市の人口は、推計によると、今後いったん増加するものの、令和9年(2027年)をピークに減少する見込みです。』との記載があります。 『減少する見込み』ということが住民に周知されていないとは思われます。 このため、今後はあらゆる機会を通して、上記を周知していただきたい。	総合計画の積極的な啓発と取組の推進を通じて周知を図ってまいります。	-	D
132	P17(P18) 基本構想 第4章 将来人口の見通し 2. 将来人口の展望	『若い世代の転出に対して、新たな市街地形成に基づいた優良宅地の供給や積極的な子育て施策の推進、そして企業立地の推進など産業振興による豊かな地域経済の創出と健全な雇用環境の整備により転出抑制と転入促進を図ることを通じて人口増加を目指します。』との記載があります。 積極的な子育て施策の推進には、下記の要素(キーワード)は欠かせないと思われませんが、総合計画には記載が無いように思いますが、あえて以下のようなキーワードを課題や施策として使用されないのであれば、その理由を回答していただきたい。 1)オーガニック給食の導入、有機米給食の導入 2)アレルギー対応給食の提供、エキペン使用者への対応 3)有機栽培農業の推進、自由栽培農業の推進 4)街路への植樹	ご指摘の1)については、第7章「2学校教育」施策の取組(4)②、2)については、同章「1子育て」施策の取組(2)⑤、3)については、同章「5農業」施策の取組(5)、4)については、同章「13住環境」施策の取組(2)①において、それぞれを包含した表記をしています。 総合計画は、行政が携わる全分野が共通して目指す方向性を示す計画ですので、個別具体的な内容については、この総合計画で示す方向性を受けて、関連する計画や事業において取り扱いを検討してまいります。	ご指摘の件は、左記の市の考え方に基づき、計画の内容は従前のままとさせていただきます。	B
133	P18(P19) 基本構想 第5章 土地利用の方針 集約型市街地形成の推進 戦略的な市街地形成の推進 積極的かつ計画的な産業ゾーンの配置 計画的な優良農地の保全 リニア新時代に向けた名古屋や周辺都市とのアクセス・連携強化	『将来を担う若者や子育て世代の定住促進を図ります。』との記載があり、「計画的な優良農地の保全」が4番目の記載となっておりますが、住民が飢えれば第三次産業は成り立ちません。 本市は、歴史的にみても、全国的にみても、圃場整備された優良な農地を保有しており、本市で営農できなければ、他の地域で営農できるとは思えません。 『優良な農地』があつての「集約型市街地」であり、「産業ゾーン」ではないかと思えます。 このため、一番目に「計画的な優良農地の保全」を記載していただきたい。 なお、ここで言う「子育て世代」の定義を総合計画に記載していただきたい。児童(18歳未満をの者)を養育している世代をいうのでしょうか、回答していただきたい。	土地利用の方針に記載した5つの項目全てが本市の長期的なまちづくりにおける重要な方針であると考えていますので、記載順は記載内容の順位付けをするものではありません。 また、「子育て世代」については、広く「子どもを養育する世代」を意図しており、明確な年代を意図するものではありませんので、定義の記載はいたしません。	ご指摘の件は、左記の市の考え方に基づき、計画の内容は従前のままとさせていただきます。	C

番号	パブリックコメント時点の計画案の該当箇所 ()内は1/19審議会当日に配布する計画案の該当箇所	ご意見の概要(原文どおり)	市の考え方	計画への反映	意見区分
134	P23～24(P25～26) 基本計画 第6章 重点戦略 重点戦略重点戦略1子どもを育む優しいしくみをつくる KPI 重要業績評価指標 P31～32(P33～34) 基本計画 第7章 分野別計画 1子育て 成果指標	「KPI:子育て環境に関する満足度 策定時の値(2023年度)49.5% 目標値(2031年度)57.5%」との記載があります。 目標値の設定は「100%」ではなく、何を根拠に「57.5%」と決められたのでしょうか、回答していただきたい。 子育て世代のニーズに応えるしくみの重要指標として、以下の3つを取り上げていただきたい。 1)子どもの自死件数 2)不登校の子どもの受け皿となる居場所を利用する子どもの割合 3)アレルギーで昼食持参する子どもの割合	2年に1度行う市民アンケート調査の子育て環境に対する満足度において、平成29年は41.9%、令和5年は49.5%となりました。この結果を基に第9次総合計画の目標値を設定しています。 また、重要業績成果指標については、ここに記載した3つのプロジェクトに関連し、かつ、数値目標である「出生数」の向上に寄与するものを指標としています。	ご指摘の件は、左記の市の考え方に基づき、計画の内容は従前のままとさせていただきます。	C
135	P23～24(P25～26) 基本計画 第6章 重点戦略 重点戦略1子どもを育む優しいしくみをつくる KPI 重要業績評価指標 P33～34(P35～36) 基本計画 第7章 分野別計画 2学校教育 成果指標	「KPI:みんなと学ぶことは楽しいと答える児童生徒の割合 策定時の値(2023年度)―目標値(2031年度)各学校90.0%以上」との記載があります。 目標値の設定は「100%」ではなく、何を根拠に「90.0%以上」と決められたのでしょうか、回答していただきたい。 本目標値のみ「以上」という文言が入っていますが、他の目標値には「以上」の文言が入っていません。他の目標値も「以上」ではないのでしょうか、同じ内容であれば何れかの表現に統一していただきたい。	第8次総合計画の成果指標「授業は楽しくわかりやすいと答える児童生徒の割合」の目標値を各学校90%以上に設定しており、今後も引き続き目指していくという考えから、「各学校90.0%以上」といたしました。直近のアンケート調査において90%以上を達成したため、目標値を「各学校90.0%以上」から「各学校100%」に修正いたします。	ご指摘の件は、左記の市の考え方に基づき、計画の内容を一部修正させていただきます。	A
136	P23～24(P25～26) 基本計画 第6章 重点戦略 重点戦略1しくみをつくる KPI 重要業績評価指標 P35～36(P37～38) 基本計画 第7章 分野別計画 3福祉 成果指標	「KPI:福祉に関する相談先が身近にあると感じる人の割合 策定時の値(2023年度)37.0% 目標値(2031年度)57.5%」との記載があります。 目標値の設定は「100%」ではなく、何を根拠に「57.5%以上と決められたのでしょうか、回答していただきたい。	3年毎に実施している高齢者実態調査の「幸福度」に関するアンケート結果及び第8次総合計画の他の指標の策定時(2015)と目標値(2023)設定の平均伸び率(+7.3%)を参考にし、まず達成すべき目標値として45.0%と設定しました。計画期間の中間にあたる令和9年度には、計画の進捗状況や社会情勢を反映し、必要に応じ見直しを行います。	-	D
137	P23～24(P25～26) 基本計画 第6章 重点戦略 重点戦略1子どもを育む優しいしくみをつくる 数値目標	「数値目標 出生数 策定時の値(2022年度)1,483人 目標値(2031年度)1,650人」との記載があります。 目標値は何を根拠に「1,650人」と決められたのでしょうか、回答していただきたい。	第4章「将来人口の見通し」図6-1に記載した2060年時点の総人口191,972人の達成のために2031年度時点で必要となる出生数から算出しています。	-	D
138	P23～24(P25～26) 基本計画 第6章 重点戦略 重点戦略1子どもを育む優しいしくみをつくる プロジェクト1子ども産み育てる希望をかなえる環境の充実 ① P31～32(P33～34) 基本計画 第7章 分野別計画 1子育て 施策の取組 (1)安心して産み育てられる環境の整備	「子どもを生み育てたい全ての人が結婚、妊娠、出産の望をかなえ、安心して産前産後を過ごすことができるよう、切れ目ない支援を行います。」との記載があります。 ここでいう「子ども」の定義を総合計画に記載していただきたい。 「児童(18歳未満の者)」のことでしょうか。 「乳児(1歳未満の者)」のことでしょうか。 対象とする子どもを明確に記載していただきたい。 本プロジェクトの具体的な施策の取組は、32頁【分野別計画しくみ1子育て】施策の取組(1)で良いでしょうか、回答していただきたい。	重点戦略1のプロジェクト1①における「子ども」は、基本的に18歳までの者を対象と考えていますが、取組によっては、特定の年齢を対象を限定しないこともあります。 また、本プロジェクトに関連する施策の取組については、ご指摘のとおり第7章「1子育て」施策の取組(1)になります。	ご指摘の件は、左記の市の考え方に基づき、計画の内容は従前のままとさせていただきます。	C

番号	パブリックコメント時点の計画案の該当箇所 ()内は1/19審議会当日に配布する計画案の該当箇所	ご意見の概要(原文どおり)	市の考え方	計画への反映	意見区分
139	P23～24(P25～26) 基本計画 第6章 重点戦略 重点戦略1子どもを育む優しいしくみをつくる プロジェクト1子ども産み育てる希望をかなえる環境の充実② P31～32(P33～34) 基本計画 第7章 分野別計画 1子育て 施策の取組 (2) 保育環境の充実	「多様な保育ニーズに対応するために、保育環境の充実を図ります。」との記載があります。 ここでいう「子ども」の定義を総合計画に記載していただきたい。「乳児(1歳未満の者)と幼児(1歳から小学校就学の始期に達する者)」のことでしょうか。 本プロジェクトの具体的な施策の取組は、32頁【分野別計画しくみ1子育て】施策の取組(2)で良いでしょうか、回答していただきたい。	重点戦略1のプロジェクト1②における「子ども」は「0歳から5歳までの者」を意図しています。 なお、「子ども」の定義については、各行政分野や取組によって対象となる年齢が異なるため、記載はいたしません。 また、本プロジェクトに関連する施策の取組については、ご指摘のとおり第7章「1子育て」施策の取組(2)になります。	ご指摘の件は、左記の市の考え方に基づき、計画の内容は従前のままとさせていただきます。	C
140	P23～24(P25～26) 基本計画 第6章 重点戦略 重点戦略1子どもを育む優しいしくみをつくる プロジェクト1子ども産み育てる希望をかなえる環境の充実③ P31～32(P33～34) 基本計画 第7章 分野別計画 1子育て 施策の取組 (3) 子ども・子育て家庭の状況に応じた支援	「子ども一人ひとりの養育環境に応じて様々な困りごとに対する支援ができるよう、妊産婦・子育て世帯・子どもの包括的な相談支援体制を整備します。」との記載があります。 ここでいう「子ども」の定義を総合計画に記載していただきたい。 「児童(18歳未満の者)」のことでしょうか。 「乳児(1歳未満の者)と幼児(1歳から小学校就学の始期に達する者)」のことでしょうか。 本プロジェクトの具体的な施策の取組は、32頁【分野別計画しくみ1子育て】施策の取組(3)で良いでしょうか、回答していただきたい。	重点戦略1のプロジェクト1③における「子ども」は「18歳未満の者」を意図しています。 なお、「子ども」の定義については、各行政分野や取組によって対象となる年齢が異なるため、記載はいたしません。 また、本プロジェクトに関連する施策の取組については、ご指摘のとおり第7章「1子育て」施策の取組(3)になります。	ご指摘の件は、左記の市の考え方に基づき、計画の内容は従前のままとさせていただきます。	C
141	P23～24(P25～26) 基本計画 第6章 重点戦略 重点戦略1しくみをつくる プロジェクト1子ども産み育てる希望をかなえる環境の充実④ P31～32(P33～34) 基本計画 第7章 分野別計画 1子育て 施策の取組 (4) 子どもの居場所づくり	「子どもたちが安心して暮らすことができるよう、多様な居場所づくりを進めます。」との記載があります。 ここでいう「子ども」の定義を総合計画に記載していただきたい。 「児童(18歳未満の者)」のことでしょうか。 「乳児(1歳未満の者)と幼児(1歳から小学校就学の始期に達する者)」のことでしょうか。 本プロジェクトの具体的な施策の取組は、32頁【分野別計画しくみ1子育て】施策の取組(4)で良いでしょうか、回答していただきたい。	重点戦略1のプロジェクト1④における「子ども」は「18歳未満の者」を意図しています。 なお、「子ども」の定義については、各行政分野や取組によって対象となる年齢が異なるため、記載はいたしません。 また、本プロジェクトに関連する施策の取組については、ご指摘のとおり第7章「1子育て」施策の取組(4)になります。	ご指摘の件は、左記の市の考え方に基づき、計画の内容は従前のままとさせていただきます。	C
142	P23～24(P25～26) 基本計画 第6章 重点戦略 重点戦略1子どもを育む優しいしくみをつくる プロジェクト2子どもの健やかな成長を支える教育環境の充実① P33～34(P35～36) 基本計画 第7章 分野別計画 2学校教育 施策の取組 (1) 主体的・対話的で深い学びを重視した次世代を担う児童生徒の育成	「全体で子どもの学びと成長を支えるために、コミュニティスクールと地域学校協働活動を推進します。」との記載があります。 ここでいう「子ども」の定義を総合計画に記載していただきたい。「学齢児童」と「学齢生徒」のことでしょうか。 本プロジェクトの具体的な施策の取組は、34頁【分野別計画しくみ2学校教育】施策の取組(1)で良いでしょうか、回答していただきたい。	重点戦略1のプロジェクト2①における「子ども」は「学齢児童生徒」を意図しています。なお、「子ども」の定義については、各行政分野や取組によって対象となる年齢が異なるため、記載はいたしません。 また、本プロジェクトに関連する施策の取組については、ご指摘のとおり第7章「1学校教育」施策の取組(1)になります。	ご指摘の件は、左記の市の考え方に基づき、計画の内容は従前のままとさせていただきます。	C

番号	パブリックコメント時点の計画案の該当箇所 ()内は1/19審議会当日に配布する計画案の該当箇所	ご意見の概要(原文どおり)	市の考え方	計画への反映	意見区分
143	P23～24(P25～26) 基本計画 第6章 重点戦略 重点戦略1子どもを育む優しいしくみをつくる プロジェクト2子どもの健やかな成長を支える教育環境の充実② P33～34(P35～36) 基本計画 第7章 分野別計画 2学校教育 施策の取組 (2)豊かな心やたくましい体の育成と健康教育の推進、(3)様々な支援を必要とする児童生徒へのきめ細やかな対応	「特別支援学級に在籍する子どもや医療的ケアが必要な子ども、不登校児童生徒など、様々な支援を必要とする子どもへのきめ細やかな支援体制の充実を図ります。」との記載があります。 ここでいう「子ども」の定義を総合計画に記載していただきたい。「学齢児童」と「学齢生徒」のことでしょうか。 ここでいう「医療的ケアを必要とする子ども」の定義と「不登校児童生徒」の定義を総合計画に記載していただきたい。 本プロジェクトの具体的な施策の取組は、34頁【分野別計画しくみ2学校教育】施策の取組(2)(3)で良いでしょうか、回答していただきたい。	重点戦略1のプロジェクト2②における「子ども」は「学齢児童生徒」を意図しています。 なお、「子ども」の定義については、各行政分野や取組によって対象となる年齢が異なるため、記載はいたしません。 また、本プロジェクトに関連する施策の取組については、ご指摘のとおり第7章「1学校教育」施策の取組(2)(3)になります。	ご指摘の件は、左記の市の考え方に基づき、計画の内容は従前のままとさせていただきます。	C
144	P23～24(P25～26) 基本計画 第6章 重点戦略 重点戦略1子どもを育む優しいしくみをつくる プロジェクト2子どもの健やかな成長を支える教育環境の充実③ P33～34(P35～36) 基本計画 第7章 分野別計画 2学校教育 施策の取組 (4)安全・安心・快適を重視した教育環境の充実	「子どもが学校生活を安全・安心、快適に過ごすことができるよう、小中学校の施設環境の維持・向上を図ります。」との記載があります。 ここでいう「子ども」の定義を総合計画に記載していただきたい。「学齢児童」と「学齢生徒」のことでしょうか。 本プロジェクトの具体的な施策の取組は、34頁【分野別計画しくみ2学校教育】施策の取組(4)で良いでしょうか、回答していただきたい。	重点戦略1のプロジェクト2③における「子ども」は「学齢児童生徒」を意図しています。 なお、「子ども」の定義については、各行政分野や取組によって対象となる年齢が異なるため、記載はいたしません。 また、本プロジェクトに関連する施策の取組については、ご指摘のとおり第7章「1学校教育」施策の取組(4)になります。	ご指摘の件は、左記の市の考え方に基づき、計画の内容は従前のままとさせていただきます。	C
145	P23～24(P25～26) 基本計画 第6章 重点戦略 重点戦略1子どもを育む優しいしくみをつくる プロジェクト2子どもの健やかな成長を支える教育環境の充実④ P33～34(P35～36) 基本計画 第7章 分野別計画 2学校教育 施策の取組 (4)安全・安心・快適を重視した教育環境の充実	「子どもの健全な発達を支えるため、安全・安心な学校給食の提供や地元農産物を使用した食育の推進を図ります。」との記載があります。 ここでいう「子ども」の定義を総合計画に記載していただきたい。「学齢児童」と「学齢生徒」のことでしょうか。 本プロジェクトの具体的な施策の取組は、34頁【分野別計画2学校教育】施策の取組(14)で良いでしょうか、回答していただきたい。 「安心・安全な学校給食」とはどのような学校給食をいわれているのでしょうか、総合計画に記載していただきたい。 アレルギー疾患のある子どもにとっては、アレルギー物質を含む食材は安心・安全な学校給食とは言えないのではと思いますが、どのようにお考えでしょうか、回答いただきたい。 また、オーガニック食材に切り替えることでアレルギー症状が改善された事例が多くあり、化学肥料や農薬の使用を減らした食材を使用することは「安心・安全な学校給食」ではと思いますが、どのようにお考えでしょうか、回答いただきたい。	重点戦略1のプロジェクト2④における「子ども」は「学齢児童生徒」を意図しています。 なお、「子ども」の定義については、各行政分野や取組によって対象となる年齢が異なるため、記載はいたしません。 また、本プロジェクトに関連する施策の取組については、第7章「1学校教育」施策の取組(2)(4)になります。 次に、学校給食における安全・安心な給食とは、栄養管理などを規定した「学校給食実施基準」及び施設や調理過程における衛生管理などを規定した「学校給食衛生管理基準」、その他の指針などに基づき実施する給食のことを示していますが、紙面上のスペースと現在記載している用語説明との兼ね合いから、新たに「安全・安心な学校給食」の定義を記載することはいたしません。 最後に、アレルギーの原因となる食品や症状は一人一人異なり、誤った対応は重篤な症状を引き起こす場合もあることから、医師の診断、指示に基づき、個別プランに基づくアレルギー対応を実施しています。オーガニック給食の導入については、本市では北部調理場と南部調理場で、それぞれ一日で約9千食ずつ給食を提供しています。現段階では、本市のような共同調理場方式の学校給食でオーガニック給食を提供することは、供給量の面から難しいと考えています。	ご指摘の件は、左記の市の考え方に基づき、計画の内容は従前のままとさせていただきます。	C

番号	パブリックコメント時点の計画案の該当箇所 ()内は1/19審議会当日に配布する計画案の該当箇所	ご意見の概要(原文どおり)	市の考え方	計画への反映	意見区分
146	P23～24(P25～26) 基本計画 第6章 重点戦略 重点戦略1子どもを育む優しいしくみをつくる プロジェクト2子どもの健やかな成長を支える教育環境の充実⑤ P33～34(p35～36) 基本計画 第7章 分野別計画 2学校教育 施策の取組 (2)豊かな心やたくましい体の育成と健康教育の推進	「子どもの生きる力や豊かな人間性を育むために、遊びを通じた幼児教育の充実を図ります。」との記載があります。 ここでいう「子ども」の定義を総合計画に記載していただきたい。 「幼児(1歳から小学校就学の始期に達する者)」のことでしょうか。 このプロジェクトに関する施策の取組は、34頁【分野別計画しくみ2学校教育】施策の取組(2)④になるのでしょうか、回答していただきたい。	重点戦略1のプロジェクト2⑤における「子ども」は「3歳～5歳の幼児」を意図しています。 なお、「子ども」の定義については、各行政分野や取組によって対象となる年齢が異なるため、記載はいたしません。 また、本プロジェクトに関連する施策の取組については、第7章「1子育て」施策の取組(2)になります。	ご指摘の件は、左記の市の考え方に基づき、計画の内容は従前のままとさせていただきます。	C
147	P23～24(P25～26) 基本計画 第6章 重点戦略 重点戦略1子どもを育む優しいしくみをつくる プロジェクト3 みんながつながり支え合う地域づくり① P35～36(P37～38) 基本計画 第7章 分野別計画 3福祉 施策の取組 (1)(2)(3)(4)(5)	「子ども・障害者・高齢者・生活困窮者など、福祉分野を横断した支援ニーズに対応できる包括的な支援体制を整備します。」との記載があります。 このプロジェクトに関する施策の取組は、36頁【分野別計画しくみ3福祉】施策の取組(1)(2)(3)(4)(5)になるのでしょうか、回答していただきたい。	重点戦略1のプロジェクト3①に関連する施策の取組については、ご指摘のとおり第7章「3福祉」施策の取組(1)(2)(3)(4)(5)になります。	-	D
148	P23～24(P25～26) 基本計画 第6章 重点戦略 重点戦略1子どもを育む優しいしくみをつくる プロジェクト3 みんながつながり支え合う地域づくり② P37～38(P39～40) 基本計画 第7章 分野別計画 4市民参加と協働 施策の取組 (1)市民参加及び市民協働によるまちづくりの推進	「地域における課題解決力の向上のため、町内会などの活動を支援し、地域コミュニティの活性化を図るとともに、地域活動の担い手の育成を進めます。」との記載があります。 このプロジェクトに関する施策の取組は、38頁【分野別計画しくみ4市民参加と協働】施策の取組(1)になるのでしょうか、回答していただきたい。	重点戦略1のプロジェクト3②に関連する施策の取組については、ご指摘のとおり第7章「4市民参加と協働」施策の取組(1)になります。	-	D
149	P23～24(P25～26) 基本計画 第6章 重点戦略 重点戦略1子どもを育む優しいしくみをつくる プロジェクト3みんながつながり支え合う地域づくり③ P37～38(P39～40) 基本計画 第7章 分野別計画 4市民参加と協働 施策の取組 (1)市民参加及び市民協働によるまちづくりの推進	「企業やNPO、大学、高校などとの連携強化を図り、多様な主体の協働によるまちづくりを推進します。」との記載があります。 このプロジェクトに関する施策の取組は、38頁【分野別計画しくみ4市民参加と協働】施策の取組(1)になるのでしょうか、回答していただきたい。	重点戦略1のプロジェクト3③に関連する施策の取組については、ご指摘のとおり第7章「4市民参加と協働」施策の取組(1)になります。	-	D

番号	パブリックコメント時点の計画案の該当箇所 ()内は1/19審議会当日に配布する計画案の該当箇所	ご意見の概要(原文どおり)	市の考え方	計画への反映	意見区分
150	P25～26(P27～28) 基本計画 第6章 重点戦略 重点戦略2子どもを育む確かなちからを蓄える KPI 重要業績評価指標 P41～42(P43～44) 基本計画 第7章 分野別計画 6商工業 成果指標	「KPI:市内総生産 策定時の値(2023年度)1兆2,961億円 目標値(2031年度)1兆4,850億円」との記載があります。 目標値は何を根拠に「1兆4,850億円」と決められたのでしょうか、回答していただきたい。	市内総生産については、愛知県が作成する市町村内総生産を基礎データとし、平成11年から令和2年までの年平均成長率である年2.2%を乗じて算出しています。	-	D
151	P25～26(P27～28) 基本計画 第6章 重点戦略 重点戦略2子どもを育む確かなちからを蓄える KPI 重要業績評価指標 P43～44(P45～46) 基本計画 第7章 分野別計画 7観光・交流 成果指標	「KPI:観光施設やイベントにおける観光入込客数(単年度) 策定時の値(2022年度)208万人 目標値(2031年度)300万人」との記載があります。 目標値は何を根拠に「300万人」と決められたのでしょうか、回答していただきたい。	コロナ禍以前の水準を維持することを前提として、各観光施設やイベントにおける過去の実績値を踏まえて設定しました。	-	D
152	P25～26(P27～28) 基本計画 第6章 重点戦略 重点戦略2子どもを育む確かなちからを蓄える KPI 重要業績評価指標 P47～48(P49～50) 基本計画 第7章 分野別計画 9健康・医療 成果指標	「KPI:健康であると感じている人の割合 策定時の値(2023年度)83.1% 目標値(2031年度)87.0%」との記載があります。 目標値の設定は「100%」ではなく、何を根拠に「87.0%」と決められたのでしょうか、回答していただきたい。	今回及び前回までの市民アンケート調査での割合の推移及び、令和4年度愛知県生活習慣関連調査の結果をふまえ、目標値を設定しています。	-	D
153	P25～26(P27～28) 基本計画 第6章 重点戦略 重点戦略2子どもを育む確かなちからを蓄える KPI 重要業績評価指標	子育て世代のニーズに応えるちからの重要指標として、以下の3つを取り上げていただきたい。 1)有機米の占める生産割合 2)オーガニック給食の割合 3)アレルギー食の備蓄量	「重点戦略2ちから」の重要業績成果指標については、ここに記載した4つのプロジェクトに関連し、かつ、数値目標である「人口一人当たり市民所得」の向上に寄与するものを指標としています。	ご指摘の件は、左記の市の考え方に基づき、計画の内容は従前のままとさせていただきます。	C
154	P25～26(P27～28) 基本計画 第6章 重点戦略 重点戦略2子どもを育む確かなちからを蓄える 数値目標	「数値目標:人口一人当たり市民所得 策定時の値(2020年度)331万円 目標値(2031年度)450万円」との記載があります。 目標値は何を根拠に「450万円」と決められたのでしょうか、回答していただきたい。	あいちの市町村民経済計算に掲載される本市の人口1人当たりの市民所得を基礎データとし、第8次総合計画策定以降で最も市民所得が高い2017年の市民所得から目標値を算出しています。	-	D

番号	パブリックコメント時点の計画案の該当箇所 ()内は1/19審議会当日に配布する計画案の該当箇所	ご意見の概要(原文どおり)	市の考え方	計画への反映	意見区分
155	P25～26(P27～28) 基本計画 第6章 重点戦略 重点戦略2子どもを育む確かなちからを蓄える プロジェクト1農業の持続的な発展と新たな価値の創出① P39～40(P41～42) 基本計画 第7章 分野別計画 5農業 施策の取組 (1)担い手の育成及び確保	「地域農業の担い手の確保と育成のため、新規就農希望者に対する支援を強化するとともに、女性の経営参画や定年帰農者の就農などを促進します。」との記載があります。 このプロジェクトに関する施策の取組は、40頁【分野別計画ちから5農業】施策の取組(1)になるのでしょうか、回答していただきたい。	重点戦略2のプロジェクト1①に関連する施策の取組については、ご指摘のとおり第7章「5農業」施策の取組(1)になります。	-	D
156	P25～26(P27～28) 基本計画 第6章 重点戦略 重点戦略2子どもを育む確かなちからを蓄える プロジェクト1農業の持続的な発展と新たな価値の創出② P39～40(P41～42) 基本計画 第7章 分野別計画 5農業 施策の取組 (3)農業生産基盤整備の推進及び農地集積の促進	「生産性の向上と安城農業の持続的な発展のため、優良農地の保全や農地の集積・集約化を促進するとともに、農業分野の研究機関、教育機関などが集積する地域を実証の場とした産官学連携の推進と新技術の開発についての調査・研究を進めます。」との記載があります。 このプロジェクトに関する施策の取組は、40頁【分野別計画ちから5農業】施策の取組(3)になるのでしょうか、回答していただきたい。	重点戦略2のプロジェクト1②に関連する施策の取組については、第7章「5農業」施策の取組(2)になります。	-	D
157	P25～26(P27～28) 基本計画 第6章 重点戦略 重点戦略2子どもを育む確かなちからを蓄える プロジェクト1農業の持続的な発展と新たな価値の創出③ P39～40(P41～42) 基本計画 第7章 分野別計画 5農業 施策の取組 (2)地域の特性を生かした多様な農業支援	「経営の改善や所得の向上に取り組む農業経営体を支援するため、地元農産物のブランド化や販路の拡大などを支援します。」との記載があります。 このプロジェクトに関する施策の取組は、40頁【分野別計画ちから5農業】施策の取組(2)になるのでしょうか、回答していただきたい。	重点戦略2のプロジェクト1③に関連する施策の取組については、ご指摘のとおり第7章「5農業」施策の取組(2)になります。	-	D
158	P25～26(P27～28) 基本計画 第6章 重点戦略 重点戦略2子どもを育む確かなちからを蓄える プロジェクト2豊かな暮らしを支える地域経済の活性化と雇用の創出① P41～42(P43～44) 基本計画 第7章 分野別計画 6商工業 施策の取組 (2)ものづくり産業の振興	「新製品や新技術の開発に加え、デジタル化やカーボンニュートラルといった社会情勢の変化に対応した事業者の新たな事業展開に対する支援を行います。」との記載があります。 このプロジェクトに関する施策の取組は、42頁【分野別計画ちから6商工業】施策の取組(2)になるのでしょうか、回答していただきたい。	重点戦略2のプロジェクト2①に関連する施策の取組については、ご指摘のとおり第7章「6商工業」施策の取組(2)になります。	-	D

番号	パブリックコメント時点の計画案の該当箇所 ()内は1/19審議会当日に配布する計画案の該当箇所	ご意見の概要(原文どおり)	市の考え方	計画への反映	意見区分
159	P25～26(P27～28) 基本計画 第6章 重点戦略 重点戦略2子どもを育む確かなちからを蓄える プロジェクト2豊かな暮らしを支える地域経済の活性化と雇用の創出② P41～42(P43～44) 基本計画 第7章 分野別計画 6商工業 施策の取組 (3)企業立地の推進	「企業誘致と既存企業の流出抑制を図るため、工業用地の確保や民間開発の促進など、企業の立地を円滑に進める環境を整備します。」との記載があります。 このプロジェクトに関する施策の取組は、42頁【分野別計画ちから6商工業】施策の取組(3)になるのでしょうか、回答していただきたい。	重点戦略2のプロジェクト2②に関連する施策の取組については、ご指摘のとおり第7章「6商工業」施策の取組(3)になります。	-	D
160	P25～26(P27～28) 基本計画 第6章 重点戦略 重点戦略2子どもを育む確かなちからを蓄える プロジェクト2豊かな暮らしを支える地域経済の活性化と雇用の創出③ P41～42(P43～44) 基本計画 第7章 分野別計画 6商工業 施策の取組 (4)創業支援・事業承継の推進	「新たな産業による雇用の創出と既存産業における雇用の定着のため、創業及び事業承継に対する支援を行います。」との記載があります。 このプロジェクトに関する施策の取組は、42頁【分野別計画ちから6商工業】施策の取組(4)になるのでしょうか、回答していただきたい。	重点戦略2のプロジェクト2③に関連する施策の取組については、ご指摘のとおり第7章「6商工業」施策の取組(4)になります。	-	D
161	P25～26(P27～28) 基本計画 第6章 重点戦略 重点戦略2子どもを育む確かなちからを蓄える プロジェクト3新たな人の流れと価値を生み出す魅力づくり① P43～44(P45～46) 基本計画 第7章 分野別計画 7観光・交流 施策の取組 (3)観光情報の発信・シティプロモーション	「SNSなど多様な情報発信ツールを活用した本市の魅力発信体制の充実を図ります。」との記載があります。 このプロジェクトに関する施策の取組は、44頁【分野別計画ちから7観光・交流】施策の取組(3)になるのでしょうか、回答していただきたい。 あるいは、64頁「4. 便利な暮らしを実現する行政DX」になるのでしょうか、回答していただきたい。	重点戦略2のプロジェクト3①に関連する施策の取組については、第7章「7観光・交流」施策の取組(3)になります。	-	D
162	P25～26(P27～28) 基本計画 第6章 重点戦略 重点戦略2子どもを育む確かなちからを蓄える プロジェクト3新たな人の流れと価値を生み出す魅力づくり② P43～44(P45～46) 基本計画 第7章 分野別計画 7観光・交流 施策の取組 (2)観光資源の充実、(4)さらなる交流の促進	「本市ならではの特産品を活用したふるさと納税の取組、安城七夕まつりなど特色あるイベントの実施により、本市の魅力の増進を図ります。」との記載があります。 このプロジェクトに関する施策の取組は、44頁【分野別計画ちから7観光・交流】施策の取組(2)(4)になるのでしょうか、回答していただきたい。	重点戦略2のプロジェクト3②に関連する施策の取組については、ご指摘のとおり第7章「7観光・交流」施策の取組(2)(4)になります。	-	D

番号	パブリックコメント時点の計画案の該当箇所 ()内は1/19審議会当日に配布する計画案の該当箇所	ご意見の概要(原文どおり)	市の考え方	計画への反映	意見区分
163	P25～26(P27～28) 基本計画 第6章 重点戦略 重点戦略2子どもを育む確かなちからを蓄える プロジェクト3新たな人の流れと価値を生み出す魅力づくり ③ P43～44(P45～46) 基本計画 第7章 分野別計画 7観光・交流 施策の取組① (1)観光資源の活用	「デンパーク、丈山苑などの観光資源や、本證寺などの歴史資源を有効活用し、市内観光の魅力を高めます。」との記載があります。 このプロジェクトに関する施策の取組は、【野別計画ちから7観光・交流】施策の取組(1)になるのでしょうか、回答していただきたい。	重点戦略2のプロジェクト3③に関連する施策の取組については、ご指摘のとおり第7章「7観光・交流」施策の取組(1)になります。	-	D
164	P25～26(P27～28) 基本計画 第6章 重点戦略 重点戦略2子どもを育む確かなちからを蓄える プロジェクト3新たな人の流れと価値を生み出す魅力づくり ④ P49～50(P51～52) 基本計画 第7章 分野別計画 10スポーツ 施策の取組 (3)スポーツ団体の支援・育成	「プロスポーツチームや地域のスポーツチームなどとの連携により、スポーツを通じた地域活性化を図ります。」との記載があります。 このプロジェクトに関する施策の取組は、50頁【分野別計画ちから10スポーツ】施策の取組(3)になるのでしょうか回答していただきたい。	重点戦略2のプロジェクト3④に関連する施策の取組については、ご指摘のとおり第7章「10スポーツ」施策の取組(3)になります。	-	D
165	P25～26(P27～28) 基本計画 第6章 重点戦略 重点戦略2子どもを育む確かなちからを蓄える プロジェクト3新たな人の流れと価値を生み出す魅力づくり ⑤ P43～44(P45～46) 基本計画 第7章 分野別計画 7観光・交流 施策の取組(4)さらなる交流の促進	「プロバスケットボールチームの本拠地として計画される地域交流の拠点において、交流人口や関係人口を生み出し、本市の新たな魅力とまちの賑わいを創出します。」との記載があります。 このプロジェクトに関する施策の取組は、44頁【分野別計画ちから7観光・交流】施策の取組(4)になるのでしょうか、回答していただきたい。	重点戦略2のプロジェクト3⑤に関連する施策の取組については、ご指摘のとおり第7章「7観光・交流」施策の取組(4)になります。	-	D
166	P25～26(P27～28) 基本計画 第6章 重点戦略 重点戦略2子どもを育む確かなちからを蓄える プロジェクト4誰もが活気にあふれ、活躍できる環境づくり① P47～48(P49～50) 基本計画 第7章 分野別計画 9健康・医療 施策の取組 (2)継続的な健康づくりのできる体制整備、(3)健康管理の支援	「市民一人ひとりが心身の健康を維持することができるよう、健康づくり環境や医療体制の充実を図ります。」との記載があります。 このプロジェクトに関する施策の取組は、48頁【分野別計画ちから9健康・医療】施策の取組(2)(3)になるのでしょうか、回答していただきたい。	重点戦略2のプロジェクト4①に関連する施策の取組については、第7章「9健康・医療」施策の取組(1)(2)(4)になります。	-	D

番号	パブリックコメント時点の計画案の該当箇所 ()内は1/19審議会当日に配布する計画案の該当箇所	ご意見の概要(原文どおり)	市の考え方	計画への反映	意見区分
167	P25～26(P27～28) 基本計画 第6章 重点戦略 重点戦略2子どもを育む確かなちからを蓄える プロジェクト4誰もが活力にあふれ、活躍できる環境づくり② P49～50(P51～52) 基本計画 第7章 分野別計画 10スポーツ 施策の取組 (1)「する」・「みる」・「おしえる」・「ささえる」スポーツの振興	「誰もがスポーツに親しみ、様々な立場から関わるができる環境整備により、健康の増進と活力の創出を図ります。」との記載があります。 このプロジェクトに関する施策の取組は、50頁【分野別計画ちから10 スポーツ】施策の取組(1)になるのでしょうか回答していただきたい。	重点戦略2のプロジェクト4②に関連する施策の取組については、ご指摘のとおり第7章「10スポーツ」施策の取組(1)になります。	-	D
168	P25～26(P27～28) 基本計画 第6章 重点戦略 重点戦略2子どもを育む確かなちからを蓄える プロジェクト4誰もが活力にあふれ、活躍できる環境づくり③ P51～52(P53～54) 基本計画 第7章 分野別計画 11生涯学習 施策の取組 (3)市民の主体的な学びを支える環境づくり	「ライフスタイルや価値観の変化に伴い、多様化する市民ニーズに応じた幅広い分野での学習機会をつくり、生涯を通じて自分らしく主体的に学習することができる環境を整備します。」との記載があります。 このプロジェクトに関する施策の取組は、52頁【分野別計画ちから11 生涯学習】施策の取組(3)になるのでしょうか回答していただきたい。	重点戦略2のプロジェクト4③に関連する施策の取組については、第7章「11生涯学習」施策の取組(1)になります。	-	D
169	P27～28(P29～30) 基本計画 第6章 重点戦略 重点戦略3子どもを育む安らぎのばしょを築く KPI 重要業績評価指標 P53～54(P55～56) 基本計画 第7章 分野別計画 12都市基盤 成果指標	「KPI: 居住誘導区域の人口 策定時の値(2020年度)128,003人 目標値(2031年度)129,000人」との記載があります。 目標値は何を根拠に「129,000人」と決められたのでしょうか、回答していただきたい。	第9次総合計画で目指す人口ビジョンをもとに目標値を設定しています。具体的には、現在の人口(188,511人)のうち、想定する居住誘導人口(128,358人)の割合(68.1%)などから、総合計画が2031にめざす人口(191,585人)に対する居住誘導区域人口を129,000人と設定しました。	-	D
170	P27～28(P29～30) 基本計画 第6章 重点戦略 重点戦略3子どもを育む安らぎのばしょを築く KPI 重要業績評価指標 P57～58(P59～60) 基本計画 第7章 分野別計画 14防災・減災 成果指標	「KPI: 防災・減災対策に対する満足度 策定時の値(2023年度)67.8% 目標値(2031年度)72.0%」との記載があります。 目標値の設定は「100%」ではなく、何を根拠に「72.0%」と決められたのでしょうか、回答していただきたい。	本計画での防災・減災対策に対する満足度は、過去のアンケート調査と前期総合計画の結果を基に、以後2年ごとに1%上昇すると仮定し、設定しています。	-	D

番号	パブリックコメント時点の計画案の該当箇所 ()内は1/19審議会当日に配布する計画案の該当箇所	ご意見の概要(原文どおり)	市の考え方	計画への反映	意見区分
171	P27～28(P29～30) 基本計画 第6章 重点戦略 重点戦略3子どもを育む安らぎのばしょを築く KPI 重要業績評価指標 P61～62(P63～64) 基本計画 第7章 分野別計画 16環境	「KPI:魅力のある自然環境にあふれたまちであると思う人の割合 策定時の値(2023年度)64.6% 目標値(2031年度)75.0%」との記載があります。 目標値の設定は「100%」ではなく、何を根拠に「75.0%」と決められたのでしょうか、回答していただきたい。	第4章【将来人口の見通し】図5-2における2032年時点での年少人口と生産年齢人口の割合合計から算出しています。	-	D
172	P27～28(P29～30) 基本計画 第6章 重点戦略 重点戦略3子どもを育む安らぎのばしょを築く 数値目標	「数値目標:人口の社会増 策定時の値(2020年度)▲286人 目標値(2031年度)950人」との記載があります。 目標値は何を根拠に「950人」と決められたのでしょうか、回答していただきたい。	第4章「将来人口の見通し」図6-1に記載した2060年時点の総人口191,972人の達成のために2031年度時点で必要となる社会増から算出しています。	-	D
173	P27～28(P29～30) 基本計画 第6章 重点戦略 重点戦略3子どもを育む安らぎのばしょを築く プロジェクト1誰もが住みたくなる魅力的なまちづくり① P53～54(P55～56) 基本計画 第7章 分野別計画 12都市基盤 施策の取組 (1)主要駅周辺の快適な交流空間の形成と活用	「主要駅周辺において、利便性の向上と交流空間の創出に向けた都市基盤の再整備について検討を進めます。また、公共的空間の積極的な利活用を促進します。」との記載があります。 このプロジェクトに関する施策の取組は、54頁【分野別計画ばしょ12 都市基盤】施策の取組(1)になるのでしょうか回答していただきたい。	重点戦略3のプロジェクト1①に関連する施策の取組については、ご指摘のとおり第7章「12都市基盤」施策の取組(1)になります。	-	D
174	P27～28(P29～30) 基本計画 第6章 重点戦略 重点戦略3子どもを育む安らぎのばしょを築く プロジェクト1誰もが住みたくなる魅力的なまちづくり② P53～54(p55～56) 基本計画 第7章 分野別計画 12都市基盤 施策の取組 (2)安全かつ利便性の高い市街地の形成	「人口の流出抑制と流入の受け皿を確保するため、土地区画整理事業などにより安全で快適な住環境を提供します。」との記載があります。 このプロジェクトに関する施策の取組は、54頁【分野別計画ばしょ12 都市基盤】施策の取組(2)になるのでしょうか回答していただきたい。	重点戦略3のプロジェクト1②に関連する施策の取組については、ご指摘のとおり第7章「12都市基盤」施策の取組(2)になります。	-	D

番号	パブリックコメント時点の計画案の該当箇所 ()内は1/19審議会当日に配布する計画案の該当箇所	ご意見の概要(原文どおり)	市の考え方	計画への反映	意見区分
175	P27～28(P29～30) 基本計画 第6章 重点戦略 重点戦略3子どもを育む安らぎのばしょを築く プロジェクト1誰もが住みたくなる魅力的なまちづくり③ P53～54(P55～56) 基本計画 第7章 分野別計画 12都市基盤 施策の取組 (3)生活や産業を支える道路ネットワーク及び快適で利便性の高い公共交通網の形成	「地域の交通環境向上のため、あんくるバスなどの公共交通サービスや道路ネットワークの充実を図ります。」との記載があります。 このプロジェクトに関する施策の取組は、54頁【分野別計画ばしょ12 都市基盤】施策の取組(3)になるのでしょうか回答していただきたい。	重点戦略3のプロジェクト1③に関連する施策の取組については、ご指摘のとおり第7章「12都市基盤」施策の取組(3)になります。	-	D
176	P27～28(P29～30) 基本計画 第6章 重点戦略 重点戦略3子どもを育む安らぎのばしょを築く プロジェクト1誰もが住みたくなる魅力的なまちづくり④ P55～56(P57～58) 基本計画 第7章 分野別計画 13住環境 施策の取組 (1)市民に親しまれる公園づくり	「暮らしの質の向上を図るため、誰もが使いやすい公園の整備を進めます。」との記載があります。 このプロジェクトに関する施策の取組は、56頁【分野別計画ばしょ13 住環境】施策の取組(1)になるのでしょうか回答していただきたい。	重点戦略3のプロジェクト1④に関連する施策の取組については、ご指摘のとおり第7章「13住環境」施策の取組(1)になります。	-	D
177	P27～28(P29～30) 基本計画 第6章 重点戦略 重点戦略3子どもを育む安らぎのばしょを築く プロジェクト2健やかな暮らしをかなえる安全・安心なまちづくり① P57～58(P59～60) 基本計画 第7章 分野別計画 14防災・減災 施策の取組 (2)消防団や自主防災組織の充実強化、(3)上下水道の防災・減災	「地域の防災力向上を図るため、自主防災組織の支援や消防団との連携強化を進めます。」との記載があります。 このプロジェクトに関する施策の取組は、58頁【分野別計画ばしょ14 防災・減災】施策の取組(1)になるのでしょうか回答していただきたい。	重点戦略3のプロジェクト2①に関連する施策の取組については、第7章「14防災・減災」施策の取組(1)(2)になります。	-	D
178	P27～28(P29～30) 基本計画 第6章 重点戦略 重点戦略3子どもを育む安らぎのばしょを築く プロジェクト2健やかな暮らしをかなえる安全・安心なまちづくり② P57～58(P59～60) 基本計画 第7章 分野別計画 14防災・減災 施策の取組 (2)消防団や自主防災組織の充実強化	「公共インフラの耐震化や住宅の耐震対策支援、河川、調整池などの雨水対策、無電柱化の推進により、災害に強いまちづくりを推進します。」との記載があります。 このプロジェクトに関する施策の取組は、558頁【分野別計画ばしょ14 防災・減災】施策の取組(2)になるのでしょうか回答していただきたい。	重点戦略3のプロジェクト2②に関連する施策の取組については、第7章「12都市基盤」施策の取組(2)及び「14防災・減災」施策の取組(3)(5)になります。	-	D

番号	パブリックコメント時点の計画案の該当箇所 ()内は1/19審議会当日に配布する計画案の該当箇所	ご意見の概要(原文どおり)	市の考え方	計画への反映	意見区分
179	P27～28(P29～30) 基本計画 第6章 重点戦略 重点戦略3子どもを育む安らぎのばしょを築く プロジェクト2健やかな暮らしをかなえる安全・安心なまちづくり② P57～58(P59～60) 基本計画 第7章 分野別計画 14防災・減災 施策の取組(2)消防団や自主防災組織の充実強化	公共施設の耐震化は極めて重要と思います。 特に、市庁舎・安城消防署・保健センター等は発災時に市の中核的な業務を担う施設です。発災により利用出できなことは住民にとって極めて困難な事態を前きますので、最優先で耐震化(市庁舎の建て替え)を実施していただきたい。	市役所庁舎は、災害時に防災拠点として機能しなければならないことから、建替え、更なる耐震改修等の対策について、庁舎の現状を踏まえ、検討を進めてまいります。	-	D
180	P27～28(P29～30) 基本計画 第6章 重点戦略 重点戦略3子どもを育む安らぎのばしょを築く プロジェクト2健やかな暮らしをかなえる安全・安心なまちづくり② P57～58(P59～60) 基本計画 第7章 分野別計画 14防災・減災 施策の取組 (2)消防団や自主防災組織の充実強化	県の施設と思われませんが、安城警察署の施設も県への要望等により早期の建て替えを実施していただきたい。	-	-	-
181	P27～28(P29～30) 基本計画 第6章 重点戦略 重点戦略3子どもを育む安らぎのばしょを築く プロジェクト2健やかな暮らしをかなえる安全・安心なまちづくり③ P57～58(P59～60) 基本計画 第7章 分野別計画 14防災・減災 施策の取組 (3)上下水道の防災・減災	「地域が主体となる地区防災計画の策定や防災訓練の実施などを支援し、地域の防災活動の推進と共助の意識の醸成を図ります。」との記載があります。 このプロジェクトに関する施策の取組は、58頁【分野別計画ばしょ14 防災・減災】施策の取組(3)になるのでしょうか回答していただきたい。	重点戦略3のプロジェクト2③に関連する施策の取組については、第7章「14防災・減災」施策の取組(4)になります。	-	D
182	P27～28(P29～30) 基本計画 第6章 重点戦略 重点戦略3子どもを育む安らぎのばしょを築く プロジェクト2健やかな暮らしをかなえる安全・安心なまちづくり④ P59～60(P61～62) 基本計画 第7章 分野別計画 15生活安全 施策の取組 (1)暮らしの安全対策の推進	「防犯カメラや特殊詐欺対策電話機器を活用するとともに、地域や警察、学校などとの連携を強化することにより、犯罪のないまちづくりを進めます。」との記載があります このプロジェクトに関する施策の取組は、60頁【分野別計画ばしょ15 生活安全】施策の取組(1)になるのでしょうか回答していただきたい。	重点戦略3のプロジェクト2④に関連する施策の取組については、ご指摘のとおり第7章「15生活安全」施策の取組(1)になります。	-	D

番号	パブリックコメント時点の計画案の該当箇所 ()内は1/19審議会当日に配布する計画案の該当箇所	ご意見の概要(原文どおり)	市の考え方	計画への反映	意見区分
183	P27～28(P29～30) 基本計画 第6章 重点戦略 重点戦略3子どもを育む安らぎのばしょを築く プロジェクト3豊かな環境と限りある資源を未来につなぐまちづくり① P39～40(P41～42) 基本計画 第7章 分野別計画 5農業 施策の取組 (5)環境保全型農業の推進	「魅力ある自然環境を未来につなぐため、豊かな田園が生み出す良好な景観や様々な生き物を育む機能を持つ農地を保全します。」との記載があります。 このプロジェクトに関する施策の取組は、40 頁【分野別計画ちから5 農業】施策の取組(5)になるのでしょうか回答していただきたい。	重点戦略3のプロジェクト3①に関連する施策の取組については、第7章「5農業」施策の取組(3)になります。	-	D
184	P27～28(P29～30) 基本計画 第6章 重点戦略 重点戦略3子どもを育む安らぎのばしょを築く プロジェクト3豊かな環境と限りある資源を未来につなぐまちづくり① P61～62(P63～64) 基本計画 第7章 分野別計画 16環境 施策の取組 (2)資源循環・ごみ減量	「ごみの減量、再使用、再生利用を推進することにより、持続可能な循環型社会の形成を図ります。」との記載があります。 このプロジェクトに関する施策の取組は、62 頁【分野別計画ばしょ16 環境】施策の取組(2)になるのでしょうか回答していただきたい。	重点戦略3のプロジェクト3②に関連する施策の取組については、ご指摘のとおり第7章「16環境」施策の取組(2)になります。	-	D
185	P27～28(P29～30) 基本計画 第6章 重点戦略 重点戦略3子どもを育む安らぎのばしょを築く プロジェクト3豊かな環境と限りある資源を未来につなぐまちづくり③ P61～62(P63～64) 基本計画 第7章 分野別計画 16環境 施策の取組 (3)脱炭素社会の推進	「省エネルギーの推進や再生可能エネルギーの活用により、公民が一体となって温室効果ガスの削減に取り組めます。」との記載があります。 このプロジェクトに関する施策の取組は、62 頁【分野別計画ばしょ16 環境】施策の取組(3)になるのでしょうか回答していただきたい。	重点戦略3のプロジェクト3③に関連する施策の取組については、ご指摘のとおり第7章「16環境」施策の取組(3)になります。	-	D
186	P31～32(P33～34) 基本計画 第7章 分野別計画 1子育て 目指すまちの姿	「社会全体で子育てを支え、子どもが誰一人取り残されず健やかに成長できるまち」との記載があります。 上記の「まちの目指す姿」に対して、成果指標「子育て環境に対する満足度」の目標値「57.5%」はあまりに低いのではないのでしょうか、もっと意欲的な目標値に見直していただきたい。	2年に1度行う市民アンケート調査の子育て環境に対する満足度において、平成29年は41.9%、令和5年は49.5%となりました。この結果を基に第9次総合計画の目標値を設定しています。	ご指摘の件は、左記の市の考え方に基づき、計画の内容は従前のままとさせていただきます。	C
187	P31～32(P33～34) 基本計画 第7章 分野別計画 1子育て 現状・課題◆2番目 施策の取組 (2)保育環境の充実⑤	「31 頁現状・課題 ◆ 低年齢児(0～2歳児)の保育需要が高まっており、幼児(3～5歳児)だけでなく低年齢児の保育環境を充実していく必要があります。32 頁施策の取組(2)保育環境の取組 ⑤ 障害の有無や国籍の違いに関わらず、多様な子どもが生き生きと共に園生活を送れるよう、インクルーシブ保育の推進を図ります。」との記載があります。 ここでいう「障害」の定義を記載いただきたい。	ここでいう障害は身体障害手帳や診断の有無によるものではないかと考えています。保育園等は、子どもが集団で活動し、人と関わる力を育てる場であり、集団生活の中でサポートが必要な児童を例示しているに過ぎないため、特に定義づけはいたしません。	ご指摘の件は、左記の市の考え方に基づき、計画の内容は従前のままとさせていただきます。	C

番号	パブリックコメント時点の計画案の該当箇所 ()内は1/19審議会当日に配布する計画案の該当箇所	ご意見の概要(原文どおり)	市の考え方	計画への反映	意見区分
188	P31～32(P33～34) 基本計画 第7章 分野別計画 1子育て 現状・課題◆6番目 施策の取組 (4)子どもの居場所づくり②	「31 頁現状課題 ◆ 不安を抱えた子どもや交流の場を求める子どもなど、すべての子どもが安心して過ごすことができる多様な居場所づくりが求められています。32 頁施策の取組(4)子ども居場所づくり ② 子どもたちが安心して過ごすことのできる多様な居場所づくりを推進します。」との記載があります。 ここでいう「子ども」の定義を記載いただきたい。児童のことでしょうか、乳児のことでしょうか。幼児のことでしょうか、学児童のことでしょうか、学齢生徒のことでしょうか、定義を記載していただきたい。	ここでいう「子ども」とは、基本的に18歳までの者を対象と考えていますが、取組によっては、こども基本法に定義されるように、特定の年齢で区切ることなく、大人として円滑な社会生活を送ることができるようになるまでの成長の過程にある者としておりますので、「子ども」の定義については記載はいたしません。	ご指摘の件は、左記の市の考え方に基づき、計画の内容は従前のままとさせていただきます。	C
189	P31～32(P33～34) 基本計画 第7章 分野別計画 1子育て 成果指標	「指標:子育て環境に対する満足度 策定時の値(2023 年度)49.5% 目標値(2031 年度)57.5%」との記載があります。 目標値の設定は「100%」ではなく、何を根拠に「57.5%」と決められたのでしょうか、回答していただきたい。 この成果指標は、23 頁のKPI 重要業績評価指標と定められている内容ではと思えます。KPI 重要業績評価指標と定められている内容を成果指標とする意図が理解できません。	2年に1度行う市民アンケート調査の子育て環境に対する満足度において、平成29年は41.9%、令和5年は49.5%となりました。この結果を基に第9次総合計画の目標値を設定しています。 また、KPI(重要業績評価指標)については、重点戦略に設定した各プロジェクトに関連する分野別計画の成果指標と同一とすることによって、各分野別計画における施策の取組の推進が重点戦略に設定された数値目標の達成、目指す都市像の実現へとつながるという計画の一体性を表しています。	-	D
190	P33～34(P35～36) 基本計画 第7章 分野別計画 2学校教育 目指すまちの姿	「自ら学び、自ら考え、自ら判断し、行動する力を育てる質の高い教育活動により、次世代を担う知・徳・体の調和のとれた子どもを育むまち」との記載がります。 上記の「まちの目指す姿」に対して、成果指標「みんなと学ぶことは楽しいと答える児童生徒の割合」の目標値「各学校90.0%以上」は低いのではないのでしょうか、もっと意欲的な目標値に見直していただきたい。	第8次総合計画の成果指標「授業は楽しくわかりやすいと答える児童生徒の割合」の目標値を各学校90%以上に設定しており、今後も引き続き目指していくという考えから、「各学校90.0%以上」といたしました。直近のアンケート調査において90%以上を達成したため、目標値を「各学校90.0%以上」から「各学校100%」に修正いたします。	ご指摘の件は、左記の市の考え方に基づき、計画の内容を一部修正させていただきます。	A
191	P33～34(P35～36) 基本計画 第7章 分野別計画 2学校教育 現状・課題◆4番目 施策の取組 (2)豊かな心やたくましい体の育成と健康教育の推進①	「34 頁 現状・課題 ◆ 子どもへの「いのちの教育」を継続し、心の成長を促進する必要があります。35 頁 施策の取組(2)豊かな心やたくましい体の徳世と健康教育の推進 ① 「いのちの教育」を推進し、しなやかで折れない心を育てます。」との記載があります。 ここでいう「いのちの教育」の定義を記載していただきたい。	いのちの教育とは、「自他の命の大切さを実感し、たくましい体としなやかで折れない心を育成する教育であり、各教科・領域をはじめ、学校の教育活動全体を通して行われる教育活動」を示しますが、紙面上のスペースと現在記載している用語説明との兼ね合いから、新たに「いのちの教育」の定義を記載することはいたしません。	ご指摘の件は、左記の市の考え方に基づき、計画の内容は従前のままとさせていただきます。	C
192	P33～34(P35～36) 基本計画 第7章 分野別計画 2学校教育 現状・課題◆5番目 施策の取組 (3)様々な支援を必要とする児童生徒へのきめ細やかな対応③	「34 頁 現状・課題 ◆ 子どもが抱える課題が多様化・複雑化している中で、不登校児童生徒数が増加しています。35 頁 施策の取組(3)様々な支援を必要とする児童生徒へのきめ細やかな対応 ③ 不登校などの様々な背景や特性をもつ子どもへの支援の充実を図ります。」との記載があります。 ここでいう「不登校児童生徒」の定義を記載していただきたい。	不登校児童生徒とは、「連続または断続して30日以上欠席した児童生徒のうち、何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因・背景により登校しない、あるいはしたくてもできない状況にある児童生徒」を示しますが、紙面上のスペースと現在記載している用語説明との兼ね合いから、新たに「不登校児童生徒」の定義を記載することはいたしません。	ご指摘の件は、左記の市の考え方に基づき、計画の内容は従前のままとさせていただきます。	C

番号	パブリックコメント時点の計画案の該当箇所 ()内は1/19審議会当日に配布する計画案の該当箇所	ご意見の概要(原文どおり)	市の考え方	計画への反映	意見区分
193	P33～34(P35～36) 基本計画 第7章 分野別計画 2学校教育 現状・課題 施策の取組 (4)安全・安心・快適を重視した教育環境の充実②	「35 頁 施策の取組(4)安全・安心・快適を重視した教育環境の充実 ② 安全・安心な学校給食を安定して提供するために、学校給食共同調理場の整備を進めます。」との記載があります。 上記の「施策の取組」に対する「現状・課題」が34 頁には記載がないように思われますが、記載漏れでしょうか、どこかに記載があるのでしょうか、回答していただきたい。 また「安全・安心な学校給食」の定義を記載していただきたい。	ご指摘を踏まえ、施策の取組(4)②に対応する現状・課題を記載する必要があると考えますので、現状・課題の「子どもが安全・安心な環境で快適に学習できるよう、中規模改修工事未完了の小中学校について引き続き改修を実施していくことが必要です。」との記載を「子どもに安全・安心な学習環境と学校給食が提供できるよう、必要な施設整備と老朽化対策を引き続き実施していくことが求められています。」に修正いたします。 また、学校給食における安全・安心な給食とは、栄養管理などを規定した「学校給食実施基準」及び施設や調理過程における衛生管理などを規定した「学校給食衛生管理基準」、その他の指針などに基づき実施する給食のことを示していますが、紙面上のスペースと現在記載している用語説明との兼ね合いから、新たに「安全・安心な学校給食」の定義を記載することはいたしません。	ご指摘の件は、左記の市の考え方に基づき、計画の内容を一部修正させていただきます。	A
194	P33～34(P35～36) 基本計画 第7章 分野別計画 2学校教育 成果指標	「指標:みんなと学ぶことは楽しいと答える児童生徒の割合 策定時の値(2023 年度)―目標値(2031 年度):各学校90.0%以上」との記載があります。 目標値の設定は「100%」ではなく、何を根拠に「各学校90.0%以上」と決められたのでしょうか、回答していただきたい。	第8次総合計画の成果指標「授業は楽しくわかりやすいと答える児童生徒の割合」の目標値を各学校90%以上に設定しており、今後も引き続き目指していくという考えから、「各学校90.0%以上」といたしました。直近のアンケート調査において90%以上を達成したため、目標値を「各学校90.0%以上」から「各学校100%」に修正いたします。	ご指摘の件は、左記の市の考え方に基づき、計画の内容を一部修正させていただきます。	A
195	P33～34(P35～36) 基本計画 第7章 分野別計画 2学校教育 成果指標	「指標:コミュニティ・スクール設置率 策定時の値(2023年度)0% 目標値(2031 年度)100%」との記載があります。 設置率100%はやって当たり前の目標値です。あえて総合計画の成果指標に掲げるものではないと思います。あえて設定するならば、設置することで得られる成果を成果目標として設定していただきたい。	コミュニティ・スクールは、学校・家庭・地域が連携・協働し、地域全体で子どもの成長を支える仕組みであり、子どもを核としたまちづくり・人づくりを掲げる本市にとって最重要施策であると考えます。そのため、まずは設置の目標値を設定することが必要であると考えます。	ご指摘の件は、左記の市の考え方に基づき、計画の内容は従前のままとさせていただきます。	C
196	P35～36(P37～38) 基本計画 第7章 分野別計画 3福祉 目指すまちの姿	「誰もが健康で文化的な生活を享受し、生涯にわたり生きがいを持ち、住み慣れた地域で、孤立することなく共に支え合い、安心して生活できる地域共生のまち」との記載があります。 上記の「まちの目指す姿」に対して、成果指標「福祉に関する相談先が身近にあると感じる人の割合」の目標値「45.0%」はあまりに低いのではないのでしょうか、もっと意欲的な目標値見直しをしていただきたい。	3年毎に実施している高齢者実態調査の「幸福度」に関するアンケート結果及び第8次総合計画の他の指標の策定時(2015)と目標値(2023)設定の平均伸び率(+7.3%)を参考にし、計画期間8年において、まず達成すべき目標値として45.0%としています。計画期間の中間にあたる令和9年度には計画の進捗状況や社会情勢を反映し、必要に応じ見直しを行います。	ご指摘の件は、左記の市の考え方に基づき、計画の内容は従前のままとさせていただきます。	C
197	P35～36(P37～38) 基本計画 第7章 分野別計画 3福祉 現状・課題◆8番目 施策の取組 (5)健康保険・福祉医療制度の提供②	「35 頁 現状・課題 ◆ 高齢化の進展により、医療や介護サービスにかかる費用の増加が見込まれるため、医療費や介護給付の適正化について利用者に周知し、適正に運営する必要があります。36 頁 施策の取組(5)健康保険・福祉医療制度の提供 ② 国民健康保険では健診データ等を活用した生活習慣病の重症化を防ぐ取組などにより医療費の抑制に努め、後期高齢者医療制度では保健事業と介護予防を一体的に実施します。」との記載があります。 ここで「医療費の抑制」とありますが、どのようにして医療費を抑制するのでしょうか、詳細がどこかの関連計画に定められているのでしょうか、回答していただきたい。	全ての健康保険組合は被保険者のレセプト等のデータを分析・活用し、健康保持増進を図るための事業計画としてデータヘルス計画を策定しています。本市の国民健康保険では計画期間を令和6年度から令和11年度とする次期データヘルス計画として「第3期国民健康保険データヘルス計画」を策定中です。データヘルス計画では健康寿命の延伸や医療費適正化に繋がる具体的な施策や目標を定め、この計画に基づいた保健事業を効率的かつ効果的に実施することで、被保険者の健康増進や医療費の抑制を図ります。	-	D

番号	パブリックコメント時点の計画案の該当箇所 ()内は1/19審議会当日に配布する計画案の該当箇所	ご意見の概要(原文どおり)	市の考え方	計画への反映	意見区分
198	P35～36(P37～38) 基本計画 第7章 分野別計画 3福祉 成果指標	「指標:福祉に関する相談先が身近にあると感じる人の割合 策定時の値(2023年度)37.0% 目標値(2031年度)45.0%」との記載があります。目標値の設定は「100%」ではなく、何を根拠に「45.0%」と決められたのでしょうか、回答していただきたい。	3年毎に実施している高齢者実態調査の「幸福度」に関するアンケート結果及び第8次総合計画の他の指標の策定時(2015)と目標値(2023)設定の平均伸び率(+7.3%)を参考にし、まず達成すべき目標値として45.0%と設定しました。計画期間の中間にあたる令和9年度には、計画の進捗状況や社会情勢を反映し、必要に応じ見直しを行います。	-	D
199	P35～36(P37～38) 基本計画 第7章 分野別計画 3福祉 成果指標	「指標:医療・介護などのサービスが保障され、安心して暮らせていると感じる人の割合 策定時の値(2023年度)55.9% 目標値(2031年度)64.0%」との記載があります。目標値の設定は「100%」ではなく、何を根拠に「64.0%」と決められたのでしょうか、回答していただきたい。	3年毎に実施している高齢者実態調査の「幸福度」に関するアンケート結果及び第8次総合計画の他の指標の策定時(2015)と目標値(2023)設定の平均伸び率(+7.3%)を参考にし、計画期間8年で、まず達成すべき目標値として64%と設定しました。計画期間の中間にあたる令和9年度には、計画の進捗状況や社会情勢を反映し、必要に応じ見直しを行います。	-	D
200	P37～38(P39～40) 基本計画 第7章 分野別計画 4市民参加と協働 目指すまちの姿	「市民、町内会、市民活動団体、事業者などが協働し、地域の課題解決に取り組むとともに、性別や国籍などの多様性を認め合い、市民一人ひとりが自分らしく輝き、活躍できるまち」との記載があります。上記の「まちの目指す姿」に対して、成果指標「まちづくりを「自分ごと」としてとらえている人の割合」の目標値「55.6%」はあまりに低いのではないのでしょうか、もっと意欲的な目標値に見直していただきたい。	本指標は、策定時の値37.0%に対して目標値を55.6%としています。計画期間中に18.6ポイントの上昇、また、目標値は、策定時の値の1.5倍となっており、適切な目標値であると考えています。	ご指摘の件は、左記の市の考え方に基づき、計画の内容は従前のままとさせていただきます。	C
201	P37～38(P39～40) 基本計画 第7章 分野別計画 4市民参加と協働 現状・課題◆1番目 施策の取組 (1)市民参加及び市民協働によるまちづくりの推進②	「37頁 現状・課題 ◆ 人口減少や少子高齢化などを背景とした地域課題の複雑化がみられることから、従来までの市民と行政による協働に加え、多様な主体の協働による地域課題を解決するための取組が必要です。38頁 施策の取組(1)市民参加及び市民協働によるまちづくりの推進 ② 市民、町内会、市民活動団体、事業者などが地域の課題を解決するため、安城市民交流センターを拠点とした話し合いや交流の場を提供します。」との記載があります。ここで「従来までの市民と行政による協働に加え」とありますが、従来でも「市民と行政による協働」が上手くいっていたとは思われません。その原因として「市民、特に市民活動団体員と行政職員との協働に関する認識の違い」及び「職員間の協働に関する認識の違い」が著しいことにあったと認識しています。このため、「市民参加を推進するためのガイドライン」と同様の「行政との協働を推進するためのガイドライン」の制定を「安城市市民協働推進会議」等で強く要望してきました。しかし、未だに検討すらされておられません。このため、総合計画に作成する旨を記載していただきたい。作成されないのであれば作成しない理由を回答していただきたい。	令和6年度から開始する第3次安城市市民協働推進計画の推進事業のひとつとして、「職員向け市民協働研修の実施」の取組があり、そのなかで研修に適したハンドブックを作成する予定をしています。総合計画への記載はしませんが、市民協働推進計画で実施してまいります。	ご指摘の件は、左記の市の考え方に基づき、計画の内容は従前のままとさせていただきます。	C
202	P37～38(P39～40) 基本計画 第7章 分野別計画 4市民参加と協働 現状・課題◆4番目 施策の取組 (1)市民参加及び市民協働によるまちづくりの推進⑤	「37頁 現状・課題 ◆ 分かりやすく効果的な情報発信に努め、市政への参加を促進する必要があります。38頁 施策の取組(1)市民参加及び市民協働によるまちづくりの推進 ⑤ 市民が市政に参加しやすくするため、SNSなど多様な媒体を活用した積極的な情報発信に取り組みます。」との記載があります。ここで「市政への参加を促進する必要があります。」とあり、「安城市市民参加条例」に基づく、行政への市民参加は「安城市市民参加推進評価会議」で評価され、推進されていますが、パブリックコメントの意見提出等は極めて低調ではと思われれます。このため、パブリックコメントに関する具体的な数値目標を設定し、取り組むことを記載していただきたい。また、議会事務局として、行政への市民参加だけでなく、議会への市民参加、例えば、議会傍聴やまちかど講座「安城市議会のはなし」開催等の数値目標を設定しての施策の取組を記載していただきたい。	パブリックコメントの意見提出件数が少ないことについては、市民の関心がない、市民参加がされていないという見方もできますが、内容に賛同されたり、また、特に問題があると感じられなかったために意見が少ないという場合も考えられます。そのため、意見提出件数の数値目標を設定することは考えていません。提出件数を重視するより、パブリックコメント制度や計画等の周知に努めてまいります。また、議会における市民参加については、議会は議会基本条例第5条に取組を定めて推進しており、総合計画に記載することは考えておりません。	ご指摘の件は、左記の市の考え方に基づき、計画の内容は従前のままとさせていただきます。	C

番号	パブリックコメント時点の計画案の該当箇所 ()内は1/19審議会当日に配布する計画案の該当箇所	ご意見の概要(原文どおり)	市の考え方	計画への反映	意見区分
203	P37～38(P39～40) 基本計画 第7章 分野別計画 4市民参加と協働 成果指標	『指標:まちづくりを「自分ごと」としてとらえている人の割合 策定時の値(2023年度)37.0% 目標値(2031年度)55.6%』との記載があります。 目標値の設定は「100%」ではなく、何を根拠に「55.6%」と決められたのでしょうか、回答していただきたい。	本指標は、第9次総合計画から指標としており、過去の値はありません。類似性のあるものとして、平成28年と令和4年に市民協働に関するアンケートにおいて、「市民活動・ボランティア活動に参加したことがある市民の割合」を調査しており6年間で14ポイント増加しています。 その結果を参考に、計画期間の8年間で18.6ポイント増加させる目標値を設定しました。	-	D
204	P37～38(P39～40) 基本計画 第7章 分野別計画 4市民参加と協働 成果指標	『指標:コミュニティ活動施策に対する満足度 策定時の値(2023年度)51.8% 目標値(2031年度)62.5%』との記載があります。 目標値の設定は「100%」ではなく、何を根拠に「62.5%」と決められたのでしょうか、回答していただきたい。	本指標は、第8次総合計画から継続して指標としています。 第8次総合計画では、策定時の値41.1%、目標値を48.5%とし、実績値は51.8%となりました。この結果を基に、第9次総合計画の目標値を設定しました。	-	D
205	P37～38(P39～40) 基本計画 第7章 分野別計画 4市民参加と協働 成果指標	『指標:性別にとらわれず、子どもの個性を尊重するように育てた方がよいと考える市民の割合 施策時の値(2023年度)75.0% 目標値(2031年度)83.0%』との記載があります。 目標値の設定は「100%」ではなく、何を根拠に「83.0%」と決められたのでしょうか、回答していただきたい。	令和6年度から開始する第5次安城市男女共同参画プランに、同様の成果指標が設定されており、年1%上昇を目標としています。これは、平成16年度から令和4年度までの上昇率を基に算出しています。総合計画も同上昇率で目標値を設定しています。	-	D
206	P39～40(P41～42) 基本計画 第7章 分野別計画 5農業 目指すまちの姿	「食育や地産地消を通じた交流、担い手の育成、生産基盤の整備や経営基盤の構築などの活動を推進し、農業が持続的に発展するまち」との記載がります。 上記の「まちの目指す姿」に対して、成果指標「指標:安城市内の食料自給率」の目標値「39.0%」はあまりに低いのではないのでしょうか、もっと意欲的な目標値に見直していただきたい。	食料自給率は、市内の農業産出額と市内に供給される食料の生産額(消費仕向額)により算出しています。国の食料自給率においては、国内外の割合によって算出されますが、市内の場合、それに加えて市外の額も対象となるため、国に比べて低い値となります。39%という目標値は現実的にも非常に高い数値であると考えています。	ご指摘の件は、左記の市の考え方に基づき、計画の内容は従前のままとさせていただきます。	C
207	P39～40(P41～42) 基本計画 第7章 分野別計画 5農業 現状・課題◆5番目 施策の取組 (4)食育の普及及び農への理解とふれあい・交流の促進啓発活動の推進③	「39頁 現状・課題 ◆ 農業への関心が低下し、伝統的な食文化や田園風景、地域の祭りなどの衰退が心配される中、市民の心身の健康や豊かな人間性の形成、食と農のつながりを深めるために、食育と地産地消の推進や農業との触れ合いの促進が必要です。 40頁 施策の取組(4)食育の普及及び脳への理解とふれあい・交流の促進啓発活動の推進 ③ 農業の魅力の発信、農産物の安全性や学校給食における地元産使用に関する情報の提供など、農業への理解と消費者の信頼の向上を図る取組を促進します。」との記載があります。 ここで「農産物の安全性や学校給食における地元産使用に関する情報の提供」とありますが、「農産物の安全性」の定義を記載していただきたい。	「農産物の安全性」とは、「農産物を、生産する時に発生する病気や害虫などの被害を防ぐことで生産量を確保しながら、消費者に安全に提供すること」を意図していますが、紙面上のスペースと現在記載している用語説明との兼ね合いから、新たに「農産物の安全性」の定義を記載することはいたしません。	ご指摘の件は、左記の市の考え方に基づき、計画の内容は従前のままとさせていただきます。	C
208	P39～40(P41～42) 基本計画 第7章 分野別計画 5農業 現状・課題◆6番目 施策の取組 (5)環境保全型農業の推進①	「39頁 現状・課題 ◆ SDGsやカーボンニュートラルへの取組において、持続可能な農業の実現に向けた食料の安全性向上や環境負荷の軽減等、自然と調和した活動等が求められています。 40頁 施策の取組(5)環境型保全農業の推進 ① 農薬・化学肥料の使用量の低減や廃プラスチックの排出抑制など、環境と調和した持続可能な農業を推進します。」との記載があります。 ここで「農薬・化学肥料の使用量の低減」とありますが、詳細は第3次安城市食料・農業・交流基本計画に定められているのでしょうか、具体的にはどのように低減されていけるのか、回答していただきたい。	第3次安城市食料・農業・交流基本計画の中で、JAや県普及課と連携を図り、フェロモン剤を利用した病中の発生予防に基づく防除や土壌診断に基づく施肥などにより、農薬・化学肥料の使用量の低減を推進することを記載しています。	-	D

番号	パブリックコメント時点の計画案の該当箇所 ()内は1/19審議会当日に配布する計画案の該当箇所	ご意見の概要(原文どおり)	市の考え方	計画への反映	意見区分
209	P39～40(P41～42) 基本計画 第7章 分野別計画 5農業 成果指標	「指標:安城市内の食料自給率 策定時の値(2020年度)31.0% 目標値(2031年度)39.0%」との記載があります。目標値の設定は「100%」ではなく、何を根拠に「39.0%」と決められたのでしょうか、回答していただきたい。	目標値については、市内の農業産出額と市内に供給される食料の生産額(消費仕向額)により算出しています。	-	D
210	P39～40(P41～42) 基本計画 第7章 分野別計画 5農業 成果指標	「指標:食育に関心がある人の割合 策定時の値(2023年度)85.3% 目標値(2031年度)94.0%」との記載があります。目標値の設定は「100%」ではなく、何を根拠に「85.3%」と決められたのでしょうか、回答していただきたい。	令和5年度～9年度を計画年度とする第3次安城市食料・農業・交流基本計画の中で、2022年度の現状値が85.3%となっていることから、計画の最終年度となる令和9年度に90%の達成を目標値として設定しました。この期間の目標値の上昇が引き続き進むよう、総合計画の最終目標年度となる令和13年度を94%としています。	-	D
211	P41～42(P43～44) 基本計画 第7章 分野別計画 6商工業 目指すまちの姿	「小売・サービス業の魅力向上や活力ある商業集積の形成、ものづくり産業の経営基盤及び競争力の強化と新規産業の創出等によって商工業がバランスよく発展し、市内経済の活性化と豊かな市民生活が実現するまち」との記載があります。上記の「まちの目指す姿」に対して、成果指標「市内総生産」の目標値「1兆4,850億円」は低いのではないのでしょうか、もっと意欲的な目標値に見直していただきたい。	CASE革命に加え、コロナ禍、円安やウクライナ危機を遠因とした物価高騰など地域産業に大きな影響を与える社会変化が近年相次ぎ、先行きの不透明感が増している中にあっても、引き続き本市産業の成長を目指す目標値であり、意欲的なものであると考えています。	ご指摘の件は、左記の市の考え方に基づき、計画の内容は従前のままとさせていただきます。	C
212	P41～42(P43～44) 基本計画 第7章 分野別計画 6商工業 現状・課題◆5番目 施策の取組 (3)企業立地の推進①	「41頁 現状・課題 ◆ 企業の立地需要は高い状況にあり、需要を満たす用地の確保が必要となります。42頁 施策の取組 ① 企業立地を推進するため、公共による工業団地の造成に加え、民間開発においても必要な用地が確保されるよう、計画的に施策を進めます。」との記載があります。ここで「計画的に施策を進めます。」とありますが、詳細は安城市企業立地推進計画で定められているのでしょうか、回答していただきたい。	現在策定している企業立地推進計画で定めてまいります。	-	D
213	P41～42(P43～44) 基本計画 第7章 分野別計画 6商工業 成果指標	「指標:市内総生産 策定時の値(2023年度)1兆2,961億円 目標値(2031年度)1兆4,850億円」との記載があります。この成果指標は、25頁のKPI重要業績評価指標と定められている内容ではと思います。KPI重要業績評価指標と定められている内容を重複して成果指標とする意図が理解できません。	KPI(重要業績評価指標)については、重点戦略に設定した各プロジェクトに関連する分野別計画の成果指標と同一とすることによって、各分野別計画における施策の取組の推進が重点戦略に設定された数値目標の達成、目指す都市像の実現へとつながるという計画の一体性を表しています。	-	D
214	P43～44(P45～46) 基本計画 第7章 分野別計画 7観光・交流 目指すまちの姿	「観光施設や史跡などの地域資源を最大限活用した積極的なシティプロモーションによって交流人口、関係人口が拡大するまち」との記載があります。上記の「まちの目指す姿」に対して、成果指標「ふるさと納税制度を利用した寄付金額」の目標値「4億5,000万円」はあまりに低いのではないのでしょうか、もっと意欲的な目標値に見直していただきたい。	策定時の値である1億399万円から大きな増加を目指すものであり、意欲的な目標値であると考えます。	ご指摘の件は、左記の市の考え方に基づき、計画の内容は従前のままとさせていただきます。	C
215	P43～44(P45～46) 基本計画 第7章 分野別計画 7観光・交流 現状・課題◆4番目 施策の取組 (3)観光情報の発信・シティプロモーション②	「43頁 現状・課題 ◆ 訪問の目的地として選ばれるまちとなるよう、認知度やブランド力の向上に取り組む必要があります。44頁 施策の取組(3)観光情報の発信・シティプロモーション ② 地域の魅力を地域の人々が伝えるガイドボランティア活動を支援します。」との記載があります。ここで「ガイドボランティア活動を支援」とありますが、具体的にはどのように支援されるのでしょうか、詳細は安城市文化振興計画で定められているのでしょうか、回答していただきたい。	大河ドラマ「どうする家康」による来訪者の増加にあわせ、あんじょう家康ガイドを養成し、約1万7千人の方を案内しました。文化振興計画に示されているとおり、新規ボランティアを養成したり、研修の機会を提供したりする技術(知識)的支援、モチベーションやICT運用能力の向上など、ボランティア活動を運営する上でのアートマネジメント的支援を実施しています。	-	D

番号	パブリックコメント時点の計画案の該当箇所 ()内は1/19審議会当日に配布する計画案の該当箇所	ご意見の概要(原文どおり)	市の考え方	計画への反映	意見区分
216	P43～44(P45～46) 基本計画 第7章 分野別計画 7観光・交流 現状・課題◆5番目 施策の取組 (4)さらなる交流の促進①	「43 頁 現状・課題 ◆ 人口減少や少子高齢化により、まちづくりに関わる人材が減少することから、居住地に関わらず、本市のくりに携わってくれる人材を確保する必要があります。44 頁 施策の取組(4)さらなる交流の促進 ① アンフォーレなどにおいて、さらなる人々の交流促進やまちの賑わい創出のきっかけ作りを行います。」との記載があります。 ここで「アンフォーレなどにおいて」とありますが、具体的にはどのように行っていくのでしょうか、どこかの関連計画等で定められているのでしょうか、回答していただきたい。関連計画で定められていないのであれば、定めていただきたい。	アンフォーレ整備の際に策定した「中心市街地拠点整備事業計画」において、考えを示しており、今後も、魅力的で多様なイベント開催、関係者の意見交換の機会の提供などを通じ、人々の交流促進やまちの賑わい創出のきっかけ作りを行ってまいります。	-	D
217	P43～44(P45～46) 基本計画 第7章 分野別計画 7観光・交流 成果指標	「指標：観光施設やイベントにおける観光入込客数 策定時の値(2022 年度)208 万人 目標値(2031 年度)300 万人」との記載があります。 目標値は何を根拠に「300 万人」と決められたのでしょうか、回答していただきたい。	コロナ禍以前の水準を維持することを前提として、各観光施設やイベントにおける過去の実績値を踏まえて設定しました。	-	D
218	P43～44(P45～46) 基本計画 第7章 分野別計画 7観光・交流 成果指標	「指標：ふるさと納税制度を利用した寄付金額 策定時の値(2022 年度)1億399 万円 目標値(2031 年度)4 億5,000 万円」との記載があります。 目標値は何を根拠に「4 億5,000 万円」と決められたのでしょうか、回答していただきたい。 また、寄付金額が増加しても安城住民が他市町村に「4 億5,000 万円」以上の寄付をすれば、プラス効果が打ち消されトータルでマイナスになりかねません。トータルでプラスとなる目標値を設定していただきたい。	目標値については、行政改革大綱で示した令和8年度までの目標値3億円をベースに、引き続き増加させた数値を算出しています。 また、トータルでプラスとなる目標値の設定については、今後の状況を注視し、中間見直し時に改めて検討いたします。	ご指摘の件は、左記の市の考え方に基づき、計画の内容は従前のままとさせていただきます。	C
219	P45～46(P47～48) 基本計画 第7章 分野別計画 8文化芸術 目指すまちの姿	「文化や歴史、芸術を市民が鑑賞・見学するとともに、主体的に文化芸術活動を行うことで、心の豊かさや幸せを実感するだけでなく、地域への誇りを育むまち」との記載があります。 上記の「まちの目指す姿」に対して、成果指標「安城の文化・歴史に愛着や誇りを感じる人の割合」の目標値「47.5%」はあまりに低いのではないのでしょうか、もっと意欲的な目標値に見直していただきたい。	「本市の文化芸術・歴史に愛着や誇りを感じる」人の割合は、居住年数が長いほど高く、20～40代で低くなっています。また、現市民の71%(令和4年eモニターアンケート)は市外出身者であることから、転入先の安城にはなかなか愛着や誇りを感じられない状況がうかがえます。 こうした背景をもとに、8年後の目標値として、令和5年度を基準として毎年0.5%増加させた47.5%を設定しています。	ご指摘の件は、左記の市の考え方に基づき、計画の内容は従前のままとさせていただきます。	C
220	P45～46(P47～48) 基本計画 第7章 分野別計画 8文化芸術 現状・課題◆5番目 施策の取組 (2)歴史資源の保存と活用②	「45 頁 現状・課題 ◆ 歴史資源の分野では、これまで保存事業を中心に取り組んできましたが、その価値を一人ひとりが享受できる活用やそのための整備があまり進んでいない状況です。文化財の総合的な保存活用と整備、市民やボランティア団体との協働を通じて、歴史資源を核にした「まちづくり」を図る必要があります。46 頁 施策の取組(2) 歴史資源の保存と活用 ② 歴史資源や博物館を核に、市民やボランティア団体と協働で、まちの活性化につながる取組を進めます。また、活動に主体的に取り組むことのできる人材育成や環境を整えます。」との記載があります。 ここで「市民やボランティア団体と協働で」とありますが、具体的にはどのようにして協働を図るのでしょうか、詳細は安城市文化振興計画で定められているのでしょうか、回答していただきたい。	現在、該当するボランティア団体としては、歴史博物館の博物館ボランティア、埋文センターの土器づくりボランティア会、市内の史跡等で活動する安城ふるさとガイドの会、あんじょう家康ガイド、本證寺での本證寺ハスの会、ワークショップ未来寺子屋から派生した団体等があります。これらの団体へは、文化振興計画に示されているとおり、活動や発表の場を適切に提供するとともに、技術(知識)的支援、運営資金確保への助言、SNSを使った情報発信などアートマネジメント的、場合によってはイベント等の実施に協力を行い、協働で活動しています。 今後も、この方向性を推し進めるとともに、新しい団体の結成や参加、新規加入者の促進など、さらなる活性化を目指してまいります。	-	D
221	P45～46(P47～48) 基本計画 第7章 分野別計画 8文化芸術 現状・課題◆7番目 施策の取組 (3)アートマネジメント能力の向上①	「45 頁 現状・課題 ◆ 文化芸術に関わるグループは、高齢化やアートマネジメント能力の向上が必要といった課題を抱えています。これら課題解決に向けた取組と次世代への発展的な継承が求められます。46 頁 施策の取組(3)アートマネジメント能力の向上 ① 文化や歴史、芸術活動に関わる市民のアートマネジメント能力を向上させることで、市民の文化芸術活動の活性化を図ります。」との記載があります。 ここで「アートマネジメント能力を向上させる」とありますが、具体的にはどのようにして向上を図るのでしょうか、詳細は安城市文化振興計画で定められているのでしょうか、回答していただきたい。	文化振興計画では、基本方針の中で「持続性のある文化芸術の基盤をつくること」を掲げ、文化芸術活動に関わる市民のアートマネジメント能力を向上させる方法として「専門家の導入、運営への助言、研修会開催」を例示しています。そこで令和4年度から情報発信力、運営資金の確保、事務能力の向上を目指すアートマネジメント講座を実施し、かつ講座への参加者数を成果指標の一つにすることで、文化振興計画の基本理念の着実な実現に向けて進捗管理をいたします。	-	D

番号	パブリックコメント時点の計画案の該当箇所 ()内は1/19審議会当日に配布する計画案の該当箇所	ご意見の概要(原文どおり)	市の考え方	計画への反映	意見区分
222	P45～46(P47～48) 基本計画 第7章 分野別計画 8文化芸術 成果指標	「指標:安城の文化・歴史に愛着や誇りを感じる人の割合 策定時(2923 年度)43.5% 目標値(2031 年度)47.5%」との記載があります。 目標値の設定は「100%」ではなく、何を根拠に「47.5%」と決められたのでしょうか、回答していただきたい。	「本市の文化芸術・歴史に愛着や誇りを感じる」人の割合は、居住年数が長いほど高く、20～40代で低くなっています。また、現市民の71%(令和4年eモニターアンケート)は市外出身者であることから、転入先の安城にはなかなか愛着や誇りを感じられない状況がうかがえます。 こうした背景をもとに、8年後の目標値として、令和5年度を基準として毎年0.5%増加させた47.5%を設定しています。	-	D
223	P45～46(P47～48) 基本計画 第7章 分野別計画 8文化芸術 成果指標	「指標:文化芸術関係事業参加者及び市民ギャラリー入館者数(2022 年度までの平均値)97,611 人 目標値(2031 年度)107,000 人」との記載があります。 目標値は何を根拠に「107,000 人」と決められたのでしょうか、回答していただきたい。	新型コロナウイルス感染症の影響を受けた2020年度と2021年度を除き、2016年度以降の5年間の平均値97,611人を基準として、8年で10%(中間の4年で5%)増加させることを想定しています。	-	D
224	P45～46(P47～48) 基本計画 第7章 分野別計画 8文化芸術 成果指標	「指標:文化財関係事業参加者数及び歴史博物館入館者数(単年度)策定時の値(2022 年度までの平均値)107,647 人 目標値(2031 年度)118,000 人」との記載があります。 目標値は何を根拠に「118,000 人」と決められたのでしょうか、回答していただきたい。	新型コロナウイルス感染症の影響を受けた2020年度と2021年度、歴史博物館を改修した2019年度を除き、2016年度以降の4年間の平均値107,647人を基準として、8年で10%(中間の4年で5%)増加させることを想定しています。	-	D
225	P47～48(P49～50) 基本計画 第7章 分野別計画 9健康・医療 目指すまちの姿	「市民一人ひとりが、心身の健康への意識を高め、生涯を通じて健康づくりに取り組み、健やかに自分らしく生活できるまち」との記載があります。 上記の「まちの目指す姿」に対して、成果指標「健康であると感じている人の割合」の目標値「87.0%」は低いのではないのでしょうか、もっと意欲的な目標値見直していただきたい。	今回及び前回までの市民アンケート調査での割合の推移及び、令和4年度愛知県生活習慣関連調査の結果をふまえ、目標値を設定しています。	ご指摘の件は、左記の市の考え方に基づき、計画の内容は従前のままとさせていただきます。	C
226	P47～48(P49～50) 基本計画 第7章 分野別計画 9健康・医療 現状・課題◆2番目 施策の取組 (2)継続的な健康づくりのできる体制整備①	「47 頁 現状・課題 ◆ グループや地域コミュニティにおける健康づくり活動が実施されています。団体での活動は継続的な健康づくりにつなげるため、引き続き促進し、個人の健康づくりにおいても継続できる仕掛けづくりが必要です。48 頁 施策の取組(22)継続的な健康づくりのできる体制整備 ① 地域の健康づくり活動を担う人材を活用し、健康づくりに一緒に取り組む仲間づくりを進めます。」と記載があります。 「地域の健康づくり活動を担う人材」とありますが、具体的にはどのような人材でしょうか、詳細は第2 次健康日本21 安城計画に定められているのでしょうか、回答していただきたい。	食育メイト、健康づくりリーダー等の健康づくりサポーターが該当します。第2次健康日本21安城計画に掲載しています。	-	D
227	P47～48(P49～50) 基本計画 第7章 分野別計画 9健康・医療 現状・課題◆4番目 施策の取組 (4)地域医療体制の充実①	「47 頁 現状・課題 ◆ さらなる高齢化の進展に伴い、医療需要が高まる中、市民が健康で安心して暮らしていくためには、地域医療の一層の充実が必要です。48 頁 施策の取組(44)地域医療体制の充実 ① かかりつけ医、かかりつけ歯科医、かかりつけ薬局の普及促進を図ります。」との記載があります。 ここで「かかりつけ医、かかりつけ歯科医、かかりつけ薬局の普及」とありますが、具体的にはどのように普及を図られるのでしょうか、詳細は第2 次健康日本21 安城計画で定められているのでしょうか、回答していただきたい。	かかりつけ医については、市では、健(検)診や予防接種、保健指導など、各事業を実施する際にかかりつけの推進の周知を行うほか、安城市医師会・安城市歯科医師会の協力のもと、「上手な医療のかかりかた」のリーフレットを作成するなどして「かかりつけ」の重要性について周知を図っています。 一方、かかりつけ薬局についても、「まちの健康おくりやさん」事業として、安城市薬剤師会と協定を結び、かかりつけの重要性について周知を図っています。	-	D
228	P47～48(P49～50) 基本計画 第7章 分野別計画 9健康・医療 成果指標	「指標:健康であると感じている人の割合 策定時の値(2023年度)83.1% 目標値(2023 年度)87.0%」との記載があります。 目標値の設定は「100%」ではなく、何を根拠に「87.0%」と決められたのでしょうか、回答していただきたい。	今回及び前回までの市民アンケート調査での割合の推移及び、令和4年度愛知県生活習慣関連調査の結果をふまえ、目標値を設定しています。	-	D

番号	パブリックコメント時点の計画案の該当箇所 ()内は1/19審議会当日に配布する計画案の該当箇所	ご意見の概要(原文どおり)	市の考え方	計画への反映	意見区分
229	P47～48(P49～50) 基本計画 第7章 分野別計画 9健康・医療 成果指標	「指標:日ごろから健康づくりを実践している人の割合 策定時の値(2023年度)66.7% 目標値(2031年度)75.0%」との記載があります。目標値の設定は「100%」ではなく、何を根拠に「75.0%」と決められたのでしょうか、回答していただきたい。	アンケート調査での推移をふまえ、目標値を設定しています。	-	D
230	P49～50(P51～52) 基本計画 第7章 分野別計画 10スポーツ 目指すまちの姿	「市民が「する」「みる」「おしえる」「ささえる」の様々な立場から気軽にスポーツに親しみ、スポーツを通じて健康で活力あるくらしができるまち」との記載があります。上記の「まちの目指す姿」に対して、成果指標「成人の週1回以上のスポーツ実施率」の目標値「70.0%」はあまりに低いのではないのでしょうか、もっと意欲的な目標値に見直していただきたい。	「する」「みる」「おしえる」「ささえる」の様々な立場からの取組を踏まえた過去のスポーツ実施率の推移や、国の「第3期スポーツ基本計画」及び県の「愛知県スポーツ推進計画」といった上位計画における実施率の目標が70%であること等に鑑み、数値を設定しています。 今後の総合計画見直し時には、頂いたご意見を踏まえ、本市のスポーツを取り巻く状況や、国・県等の計画の動向、社会情勢等を注視しながら、必要に応じて目標値の見直しを検討します。	ご指摘の件は、左記の市の考え方に基づき、計画の内容は従前のままとさせていただきます。	C
231	P49～50(P51～52) 基本計画 第7章 分野別計画 10スポーツ 現状・課題◆1番目 施策の取組 (1)「する」「みる」「おしえる」「ささえる」スポーツの振興 ⑤	「49頁 現状・課題 ◆健康増進や楽しみのために、「する」「みる」「おしえる」「ささえる」といった様々な立場から気軽にスポーツに親しめる環境の充実が必要です。50頁 施策の取組(1)「する」「みる」「おしえる」「支える」スポーツの振興 ⑤スポーツ推進委員やボランティア、協賛企業などが最大限に力を発揮できる環境を整え、スポーツをサポートする体制の強化を図ります。」との記載があります。「スポーツ推進委員やボランティア、協賛企業などが最大限に力を発揮できる環境」とありますが、力を発揮できる環境とはどのような環境でしょうか、詳細は第2次スポーツ振興計画で定められているのでしょうか、回答していただきたい。	令和4年9月に改訂した第2次スポーツ振興計画のP42に記載のとおり、主な取組としては、スポーツ推進委員が地域で円滑に活動できるように、広報あんじょうの折込チラシを活用して委員の紹介や委員が企画するイベントの情報提供等を行うことで、認知度向上に努めています。また、ボランティアやスポーツ団体、企業等が最大限に力を発揮できるように、シティマラソン等の市主催のスポーツ大会において積極的にボランティアや企業に参加いただけるよう取り組んでいます。	-	D
232	P49～50(P51～52) 基本計画 第7章 分野別計画 10スポーツ 現状・課題◆2番目 施策の取組 (3)スポーツ団体の支援・育成③	「49頁 現状・課題 ◆スポーツに馴染みの薄い人が関心を持ったり、気軽に始めたりするためのきっかけを創出することが重要です。50頁 施策の取組(3)スポーツ団体の支援・育成 ③スポーツ団体の認知度向上を図るため、情報提供をはじめとする活動支援を行うとともに、新たな団体の育成に取り組めます。」との記載があります。ここで「新たな団体の育成に取り組めます」とありますが、具体的にはどのように取り組まれるのでしょうか、詳細は第2次スポーツ推進計画で定められているのでしょうか、回答していただきたい。	「新たな団体の育成の取組」については、第2次スポーツ振興計画(令和4年9月改訂)のP46に記載があります。また、現在は休日の中学校部活動の段階的な地域移行に伴い、中学生の受け入れ団体として、市スポーツ協会加盟の競技団体や中学生教育関係者、保護者等が新たに「地域スポーツ団体」を設立していただけるよう、設立にあたっての手続きや、設立後の運営についてアドバイスをするなど、様々な支援に努めています。	-	D
233	P49～50(P51～52) 基本計画 第7章 分野別計画 10スポーツ 成果指標	「指標:成人の週1回以上のスポーツ実施率 施策時の値(2023年度)69.5% 目標値(2031年度)70.0%」との記載があります。目標値の設定は「100%」ではなく、何を根拠に「70.0%」と決められたのでしょうか、回答していただきたい。	過去のスポーツ実施率の推移や国の「第3期スポーツ基本計画」及び県の「愛知県スポーツ推進計画」といった上位計画における実施率の目標が70%であること等に鑑み、数値を設定しています。	-	D
234	P49～50(P51～52) 基本計画 第7章 分野別計画 10スポーツ 成果指標	「指標:市主催スポーツ事業参加者数 策定時の値(2022年度)62,052人 目標値(2031年度)125,000人」との記載があります。目標値は「何を根拠に「125,000人」と決められたのでしょうか、回答していただきたい。	第2次スポーツ振興計画(令和4年9月改訂)においては、2025年度で119,000人達成という目標を掲げています。この数値を達成することを前提に、2026年度に本市でも開催予定のアジア競技大会を一つの契機とするとともに、参加者数をまずコロナ禍前に戻し、さらに毎年1,000人単位で増やすことを目標に、2031年度において125,000人と設定しています。	-	D

番号	パブリックコメント時点の計画案の該当箇所 ()内は1/19審議会当日に配布する計画案の該当箇所	ご意見の概要(原文どおり)	市の考え方	計画への反映	意見区分
235	P51～52(P53～54) 基本計画 第7章 分野別計画 11生涯学習 目指すまちの姿	「市民が、いつでもどこでも生涯を通じて、自分らしく主体的に学習することができ、人や地域との絆を深めるとともに、新たな価値観や行動を生み出すことができるよう生涯学習環境が充実したまち」との記載があります。 上記の「まちの目指す姿」に対して、成果指標「生涯学習に対する満足度」の目標値「70.0%」はあまりに低いのではないのでしょうか、もっと意欲的な目標値に見直していただきたい。	目標値は、第4次安城市生涯学習推進計画目標値である令和5年度(2025)65%に、過去15年の満足度上昇率(0.7%/年)を加算したものです。	ご指摘の件は、左記の市の考え方に基づき、計画の内容は従前のままとさせていただきます。	C
236	P51～52(P53～54) 基本計画 第7章 分野別計画 11生涯学習 現状・課題◆2番目 施策の取組 (3)市民の主体的な学びを支える環境づくり②	「51頁 現状・課題 ◆ 時代の潮流や市民の学習ニーズを把握し、それらに対応した講座の充実が求められています。 52頁 施策の取組(3)市民の主体的な学びを支える環境づくり② 市民自らが企画・運営する講座を実施します。」との記載があります。 ここで「市民自らが企画・運営する講座を実施します。」とありますが、具体的には、市民企画講座のことでしょうか、また、その詳細は第4次生涯学習推進計画に記載されているのでしょうか、回答していただきたい。	お見込みのとおりです。市民企画講座については、第4次生涯学習推進計画にも記載があり、継続的な課題のため、第9次総合計画にも記載しています。	-	D
237	P51～52(P53～54) 基本計画 第7章 分野別計画 11生涯学習 現状・課題◆2番目 施策の取組 (3)市民の主体的な学びを支える環境づくり③	「51頁 現状・課題 ◆ 多くの市民が生涯学習に取り組んでいますが、講座や教室などの受講生の世代構成をみると、若者、働く世代の市民が少ない状況です。52頁 施策の取組(3)市民の主体的な学びを支える環境づくり③ 新しい指導者の発掘や育成を進め、指導者情報を整備し、講座等の開設を支援します。」とのきさいがあります。 ここで「新しい指導者の発掘や育成を進め」とありますが、どのようにして発掘し、育成されるのでしょうか、詳細は「第4次生涯学習推進計画」に記載されているのでしょうか、回答していただきたい。	市民からの自主的な講師登録や地域からの情報提供などを基に人材の発掘をし、共に公民館講座を実施することにより、育成を図ります。新しい指導者の発掘・人材育成については、第4次生涯学習推進計画にも記載があり、継続的な課題のため、第9次総合計画にも記載しています。	-	D
238	P51～52(P53～54) 基本計画 第7章 分野別計画 11生涯学習 成果指標	「指標:生涯学習に対する満足度 施策時の値(2023年度)66.8% 目標値(2031年度)70.0%」との記載があります。 目標値の設定は「100%」ではなく、何を根拠に「70.0%」と決められたのでしょうか、回答していただきたい。	目標値は、第4次安城市生涯学習推進計画目標値である令和5年度(2025)65%に、過去15年の満足度上昇率(0.7%/年)を加算したものです。	-	D
239	P51～52(P53～54) 基本計画 第7章 分野別計画 11生涯学習 成果指標	「指標:地域学校協働本部活動 施策時の値(2023年度)0% 目標値(2031年度)100%」との記載があります。 活動率100%はやって当たり前の目標値です。あえて総合計画の成果指標に掲げるものではないと思います。あえて設定するならば、活動することで得られる成果を成果目標として設定していただきたい。	地域学校協働本部は、本市においては現在未導入の施策であり、地域の課題、学校の課題を十分に協議し、地域と学校が相互に理解したうえで設置すべき組織であることから、容易ではないと考えています。	ご指摘の件は、左記の市の考え方に基づき、計画の内容は従前のままとさせていただきます。	C
240	P51～52(P53～54) 基本計画 第7章 分野別計画 11生涯学習 成果指標	「指標:市民一人当たりの図書年間貸出冊数(単年度) 施策時の値(2022年度)10冊 目標値(2031年度)12冊」との記載があります。 目標値は何を根拠に「12冊」と決められたのでしょうか、回答していただきたい。	本指標は、第8次総合計画でも採用しており、図書館開館による効果を考慮し、当時の値から約20%増を目標値としました。本指標の最新値は、感染症の影響などにより、第8次計画策定時の値と同程度の状況にありますので、本計画においても、同一の指標と目標値を採用しています。	-	D
241	P51～52(P53～54) 基本計画 第7章 分野別計画 11生涯学習 成果指標	「指標:図書館などの実利用者数(単年度) 施策時の値(2022年度)28,191人 目標値(2031年度)36,000人」との記載があります。 目標値は何を根拠に「36,000人」と決められたのでしょうか、回答していただきたい。	本指標は、第8次総合計画でも採用しており、図書館開館による効果を考慮し、当時の値から約20%増を目標値としました。本指標の最新値は、感染症の影響などにより、第8次計画策定時の値を下回る状況にありますので、本計画においても、同一の指標と目標値を採用しています。	-	D

番号	パブリックコメント時点の計画案の該当箇所 ()内は1/19審議会当日に配布する計画案の該当箇所	ご意見の概要(原文どおり)	市の考え方	計画への反映	意見区分
242	P53～54(P55～56) 基本計画 第7章 分野別計画 12都市基盤 目指すまちの姿	「誰もが集い交流し、日々の生活を楽しむとともに、安全で快適な暮らしができるまち」との記載があります。 上記の「まちの目指す姿」に対して、成果指標「居住誘導区域の人口」の目標値「129,000人」は低いのではないのでしょうか、もっと意欲的な目標値に見直していただきたい。	全国的な人口減少に加えて、本市においても人口が減少傾向かつP16の図3-1に示す将来人口見通しでも長期的な人口減少を見込む中、居住誘導区域内人口を「増加」させる目標としたことは、意欲的な目標であると考えています。	ご指摘の件は、左記の市の考え方に基づき、計画の内容は従前のままとさせていただきます。	C
243	P53～54(P55～56) 基本計画 第7章 分野別計画 12都市基盤 現状・課題◆2番目 施策の取組 (1)主要駅周辺の快適な交流空間の形成と活用②	「53頁 現状・課題 ◆ 三河安城駅周辺では、市民や来訪者の交流につながるまちづくりを推進するとともに、質の高い暮らしにつながる都市基盤整備を行うことで、まちの魅力を高めていくことが必要です。54頁 施策の取組(11)主要駅周辺の快適な交流空間の形成と活用 ② まちづくりの担い手と連携して公共空間の積極的活用を図り、誰もが使いたくなるまちの形成を推進します。」との記載があります。 ここで「まちづくりの担い手と連携して」とありますが、具体的にはどのような担い手が存在するのでしょうか、詳細は関連計画に定められているのでしょうか、回答していただきたい。	「まちづくりの担い手」とは、本市の都市計画や開発に携わるすべての人々を指します。これには行政、企業、NPO、地元住民などが含まれます。 第三次安城市都市計画マスタープランにおいて、まちづくりに関する意識の高揚と市民参加の推進を位置づけており、「まちづくりの担い手」として市民の積極的な参加を推進しています。また、地域資源の活用や地域課題の解決、地域の魅力と活力の向上を達成するために、多様な主体の連携や協働を促しています。	-	D
244	P53～54(P55～56) 基本計画 第7章 分野別計画 12都市基盤 成果指標	「指標：居住誘導区域の人口 施策時の値(2020年度)128,003人 目標時(2031年度)129,000人」との記載があります。 目標値は何を根拠に「129,000人」と決められたのでしょうか、回答していただきたい。	第9次総合計画で目指す人口ビジョンをもとに目標値を設定しています。具体的には、現在の人口(188,511人)のうち、想定する居住誘導人口(128,358人)の割合(68.1%)などから、総合計画が2031にめざす人口(191,585人)に対する居住誘導区域人口を129,000人と設定しました。	-	D
245	P53～54(P55～56) 基本計画 第7章 分野別計画 12都市基盤 成果指標	「指標：都市計画道路整備延長 施策時の値(2023年度)— 目標値(2031年度)4.1km」との記載があります。 目標値は何を根拠に「4.1km」と決められたのでしょうか、回答していただきたい。	現在継続して整備している路線の今後の進捗と計画策定時点から2031年度までに市として新たに整備を予定する都市計画道路の予定延長を記載しています。	-	D
246	P55～56(P57～58) 基本計画 第7章 分野別計画 13住環境 目指すまちの姿	「市民に親しまれる公園や良好な水環境、暮らしやすさを実感できる居住環境が整った、人と自然がふれあい、快適に住み続けられるまち」との記載があります。 上記の「まちの目指す姿」に対して、成果指標「適切に管理されていない戸建住宅の空き家件数」の目標値「60件」はあまりに大きいのではないのでしょうか、もっと意欲的な目標値に見直していただきたい。	成果目標は、把握している問題のある空き家を確実に減らすこととし、前計画では160件から半減させることができましたので、本計画では新たな施策を加え、前計画を上回る55%を減少させ、133件を60件とする目標としています。	ご指摘の件は、左記の市の考え方に基づき、計画の内容は従前のままとさせていただきます。	C
247	P55～56(P57～58) 基本計画 第7章 分野別計画 13住環境 現状・課題◆3番目 施策の取組 (2)緑をつくる①	「53頁 現状・課題 ◆ 日常的な暮らしの中で心が癒される空間を創出するため、緑を増やす必要があります。54頁 施策の取組(2)緑をつくる ① 公共施設や民有地の緑化を推進します。」との記載があります。 ここで「公共施設や民有地の緑化を推進します」とありますが、詳細は安城市緑の基本計画に定められているのでしょうか、回答していただきたい。 「公共施設や民有地の緑化」は推進されるようですが、道路(街路)への植樹は計画されていないのでしょうか、されていないのであれば、その理由と既存の街路樹の今後の取り扱いについて回答していただきたい。	個別計画である都市緑地法に基づく「安城市緑の基本計画」におきまして、街路樹などによる緑の質の向上に取り組むこととしています。 また、道路の緑化については、道路構造令や愛知県の「街路樹管理の手引き」に沿って、進めてまいります。	-	D

番号	パブリックコメント時点の計画案の該当箇所 ()内は1/19審議会当日に配布する計画案の該当箇所	ご意見の概要(原文どおり)	市の考え方	計画への反映	意見区分
248	P55～56(P57～58) 基本計画 第7章 分野別計画 13住環境 現状・課題◆4番目 施策の取組 (3)良好な水環境の実現①	「53 頁 現状・課題 ◆ 市民生活に欠かせない安全・安心な水道水の安定供給のため、増加している老朽化した水道施設の適切な更新が必要です。また、水需要について将来予測を行い供給計画に反映していくことが必要です。54 頁 施策の取組(3の実現①)老朽化した水道施設の更新を行い、良質な水の安定供給を図ります。」との記載があります。 ここで「良質な水の安定供給を図ります。」とありますが、詳細は安城市新水道ビジョンに定められているのでしょうか、回答していただきたい。	安城市新水道ビジョン(中間見直し)の「第3章 安城市水道事業の将来像」及び「第4章 施策の展開」において基本理念や施策目標を明確にし、良質な水の安定供給について具体的な管理項目を設定しています。	-	D
249	P55～56(P57～58) 基本計画 第7章 分野別計画 13住環境 現状・課題◆10番目 施策の取組 (5)安全な住環境対策③	「53 頁 現状・課題 ◆ 社会情勢の変化を踏まえ、安全で快適な自転車利用環境を整備する必要があります。54 頁 施策の取組(5)安全な住環境③ 通勤、通学、買い物など、誰もが安全で快適な自転車利用環境の整備を推進します。」との記載があります。 ここで「安全で快適な自転車利用環境の整備」とありますが、詳細は「安城市自転車活用推進計画」で定められているのでしょうか、回答していただきたい。	「安全で快適な自転車利用環境の整備」とは、自転車通行空間の整備等のハード整備に加え、子ども自転車教室の実施や自転車の点検整備の促進、シェアサイクルの普及促進等のソフト事業による社会環境整備を指します。詳細は「安城市自転車活用推進計画」に記載しています。	-	D
250	P55～56(P57～58) 基本計画 第7章 分野別計画 13住環境 成果指標	「指標:公園のリニューアル箇所数 施策時の値(2023 年度)5 箇所 目標値(2031 年度)16 箇所」との記載があります。 目標値は何を根拠に「16 箇所」と決められたのでしょうか、回答していただきたい。	個別計画である都市緑地法に基づく「安城市緑の基本計画」において、昭和期に整備された街区公園の公園施設の老朽化や多様化するニーズへの対応を図るため、公園のリニューアル整備に取り組むこととしており、目標値は、優先順位の高い公園16箇所としています。	-	D
251	P55～56(P57～58) 基本計画 第7章 分野別計画 13住環境 成果指標	「指標:下水道供用区域内の接続率 施策時の値(2022 年度)92.4% 目標値(2031 年度)97.5%」との記載があります。 目標値の設定は「100%」ではなく、何を根拠に「97.5%」と決められたのでしょうか、回答していただきたい。	下水道施設は市民の皆様が活用(下水道接続)することで、初めてその効果が発揮されます。接続率を100%に近づけることは皆様がお住まいの区域の水環境、生活環境の改善及び下水道事業企業経営の健全化に繋がりますので、広報活動や戸別訪問等のきめ細やかな対応を行うことにより、接続率100%を目指してまいります。 目標値の設定は、下水道施設の整備が2025年度まで行われ、2026年度以降でないと接続できない地域もあることから、過去の安城市の下水道接続率の推移を基準として設定しています。過去の推移は供用開始後6年経過以降の地域の未接続者の接続は10%程度と鈍化していますが、これを5%向上させることとして目標値を設定しています。	-	D
252	P55～56(P57～58) 基本計画 第7章 分野別計画 13住環境 成果指標	「指標:適切に管理されていない戸建住宅の空き家件数 施策時の値(2022 年度把握)133 件 目標値(2031 年度)60 件」との記載があります。 目標値は何を根拠に「60 件」と決められたのでしょうか、回答していただきたい。	成果目標は、把握している問題のある空き家を確実に減らすこととし、前計画では160件から半減させることができましたので、本計画では新たな施策を加え、前計画を上回る55%を減少させ、133件を60件とする目標としています。	-	D
253	P57～58(P59～60) 基本計画 第7章 分野別計画 14防災・減災 目指すまちの姿	「地震や風水害など様々な自然災害や致死率の高い感染症から生命や財産を守るため、「自助・共助・公助」の連携による災害対応力の強化を推進し、災害に対して強さとしなやかさを備えたまちとの記載があります。 上記の「まちの目指す姿」に対して、成果指標「防災・減災対策に対する満足度」の目標値「72.0%」はあまりに低いのではないのでしょうか、もっと意欲的な目標値見直ししていただきたい。	本計画での防災・減災対策に対する満足度は、過去のアンケート調査と前期総合計画の結果を基に、以後2年ごとに1%上昇すると仮定し、設定しています。	ご指摘の件は、左記の市の考え方に基づき、計画の内容は従前のままとさせていただきます。	C

番号	パブリックコメント時点の計画案の該当箇所 ()内は1/19審議会当日に配布する計画案の該当箇所	ご意見の概要(原文どおり)	市の考え方	計画への反映	意見区分
254	P57～58(P59～60) 基本計画 第7章 分野別計画 14防災・減災 現状・課題◆1番目 施策の取組 (1)災害時の対応・連携強化①	「57 頁 現状・課題 ◆「自助・共助・公助」の役割分担と相互連携のあり方を確認するため、住民、企業、NPOなどが参加する実践的な防災訓練を実施する必要があります。58 頁 施策の取組(11)災害時の対応・連携強化 ① 自主防災組織や企業、NPOなどと共同で防災訓練を実施し、災害が発生した際における産官学民の連携体制を強化します。以上のように記載されています。」との記載があります。ここで「産官学民の連携体制を強化」とありますが、具体的にはどのように強化されるのでしょうか、安城市減災まちづくり研究会を通して実施されるのでしょうか、回答していただきたい。	本市では、産官学民の連携体制を強化するため、自主防災組織、企業、NPO及び関係行政機関が参加する防災訓練を毎年実施しています。防災訓練では、道路啓開や避難所の開設・運営、医療救護所の開設・運営等の応急活動や災害対応訓練を行っています。なお、減災まちづくり研究会は産官学民が連携して、本市を災害に強いまちとするための手段や方法を、学識経験者や有識者、災害体験者にお話いただいたり、参加団体とともに防災・減災について考え、話し合ったりして、課題を解決する会合となります。	-	D
255	P57～58(P59～60) 基本計画 第7章 分野別計画 14防災・減災 現状・課題◆8番目 施策の取組 (3)上下水道の防災・減災①	「57 頁 現状・課題 ◆ 災害発生時の被害軽減のため、上下水道事業における業務継続の実効性を高める必要があります。58 頁 施策の取組(33)上下水道の防災・減災 ① 災害に強いライフラインを確保するため、上下水道施設などの耐震化を図るとともに、避難所に応急給水施設の設置を進めます。」との記載があります。ここで「避難所に応急給水施設の設置」とありますが、詳細は関連計画で定められているのでしょうか、回答していただきたい。	現時点においては、避難所への応急給水施設の設置に関する詳細な関連計画はありません。応急給水栓や応急給水用コンテナ、車両積載型給水タンク等の設備や備品を、各避難所の整備状況を勘案して、関係部署と調整の上、設置できるよう進めてまいります。	-	D
256	P57～58(P59～60) 基本計画 第7章 分野別計画 14防災・減災 成果指標	「指標:防災・減災対策に対する満足度 施策時の値(2023年度)67.8% 目標値(2031年度)72.0%」との記載があります。目標値の設定は「100%」ではなく、何を根拠に「72.0%」と決められたのでしょうか、回答していただきたい。	本計画での防災・減災対策に対する満足度は、過去のアンケート調査と前期総合計画の結果を基に、以後2年ごとに1%上昇すると仮定し、設定しています。	-	D
257	P57～58(P59～60) 基本計画 第7章 分野別計画 14防災・減災 成果指標	「指標:上水道の耐震化済の重要管理路布設替率 施策時の値(2022 年度)58.8% 目標値(2031 年度)97.0%」との記載があります。目標値の設定は「100%」ではなく、何を根拠に「97.0%」と決められたのでしょうか、回答していただきたい。	重要管路の布設替は2011年度より開始し2032年度に布設替率100%とする目標で、各年度の目標布設替延長を定めており2032年度に3.0%にあたる延長の布設替えを予定しているため2031年度の布設替率の目標値は97.0%となっています。	-	D
258	P57～58(P59～60) 基本計画 第7章 分野別計画 14防災・減災 成果指標	「指標:手作りハザードマップ作成地区数 策定時の値(2023年度)29 地区 目標値(2031年度)63 地区」との記載があります。目標値は何を根拠に「63 地区」と決められたのでしょうか、回答していただきたい。	想定しうる最大規模の降雨に対し、水平・垂直避難が必要と考えられる50cm以上の浸水想定区域に該当する地区を抽出しています。	-	D
259	P59～60(P61～62) 基本計画 第7章 分野別計画 15生活安全 目指すまちの姿	「市民と行政が一体となり、犯罪や交通事故、消費者トラブルが起きにくい環境づくりに取り組むことで、安全・安心に暮らすことのできるまち」との記載があります。上記の「まちの目指す姿」に対して、成果指標「犯罪発生件数」の目標値「850 件」はあまりに高いのではないのでしょうか、もっと意欲的な目標値に見直していただきたい。	コロナ禍には、外出自粛が求められたことにより、侵入盗や自転車盗など犯罪発生件数が令和2年に851件まで大幅に減少しましたが、その後は、増加しています。抑止するための取組を実施してまいります。コロナ禍時以上の減少を目指すべく、850件といたしました。	ご指摘の件は、左記の市の考え方に基づき、計画の内容は従前のままとさせていただきます。	C

番号	パブリックコメント時点の計画案の該当箇所 ()内は1/19審議会当日に配布する計画案の該当箇所	ご意見の概要(原文どおり)	市の考え方	計画への反映	意見区分
260	P59～60(P61～62) 基本計画 第7章 分野別計画 15生活安全 現状・課題◆1番目 施策の取組 (1)暮らしの安全対策の推進③	「59頁 現状・課題 ◆ 全国的に、空き巣や窃盗だけでなく、特殊詐欺と呼ばれる犯罪が発生しているため、このような新たな犯罪を抑止する環境の整備と市民の防犯意識を高める必要があります。60頁 施策の取組(1)暮らしの安全対策の推進 ③ 地域や学校、職場で各種防犯教室・交通安全教室などを開催し、防犯や交通安全の意識向上を図ります。」との記載があります。 ここで「地域や学校、職場で各種防犯教室・交通安全教室などを開催」とありますが、「交通安全教室」等の詳細は「第11安城市交通安全計画」に定められているのでしょうか、「防犯教室」等はほかの関連計画に記載されているのでしょうか、回答をしていただきたい。	「交通安全教室」等の詳細は「第11安城市交通安全計画」に定められていますが、防犯教室については記載されていません。	-	D
261	P59～60(P61～62) 基本計画 第7章 分野別計画 15生活安全 現状・課題◆2番目 施策の取組 (2)交通安全対策の実施⑥	「59頁 現状・課題 ◆ 子どもや高齢者が交通事故の被害者にも加害者にもならないよう、交通安全教育の推進など、警察と連携した取組が必要です。60頁 施策の取組(2)交通安全対策の実施 ⑥ 自転車の安全利用に対する啓発活動を行います。」との記載があります。 ここで「自転車の安全利用に対する啓発活動」とありますが、詳細内容は「第11次安城市交通安全計画」に定められているのでしょうか、回答していただきたい。	「第11次安城市交通安全計画第2節2-(3)」に定めています。	-	D
262	P59～60(P61～62) 基本計画 第7章 分野別計画 15生活安全 成果指標	「指標:犯罪発生件数 施策時の値(2022年度)1,043件 目標値(2031年度)850件」との記載があります。 目標値は何を根拠に「850件」と決められたのでしょうか、回答いただきたい。	コロナ禍には、外出自粛が求められたことにより、侵入盗や自転車盗など犯罪発生件数が令和2年に851件まで大幅に減少しましたが、その後は、増加しています。抑止するための取組を実施してまいりますが、コロナ禍時以上の減少を目指すべく、850件といたしました。	-	D
263	P59～60(P61～62) 基本計画 第7章 分野別計画 15生活安全 成果指標	「指標:人身事故発生件数 策定時の値(2022年度)606件 目標値(2031年度)510件」との記載があります。 目標値は何を根拠に「510件」と決められたのでしょうか、回答いただきたい。	コロナ禍には、外出自粛が求められたことにより、交通の移動が減少し、人身事故発生件数が令和3年に515件まで減少しましたが、その後は増加しています。交通事故抑止のための取組を実施してまいりますが、コロナ禍時以上の減少を目指し、510件といたしました。	-	D
264	P61～62(P63～64) 基本計画 第7章 分野別計画 16環境 目指すまちの姿	「市民一人ひとりが、学びや協働を通じて自然との共生・資源循環・脱炭素化など環境に対する高い意識を育むとともに、人と自然が共生する良好な環境が持続的に発展するまち」との記載があります。 上記の「まちの目指す姿」に対して、成果指標「1人1日当たりのごみ排出量」の目標値「874g」は大きいのではないのでしょうか、もっと意欲的な目標値に見直していただきたい。	目標値は、令和4年度に策定(改定)した一般廃棄物処理基本計画に定める目標値と整合を図っています。 この数値は、実績から推計した将来の排出量に、各種施策の実施による効果を見込んで算出しており、適切な目標値であると考えています。	ご指摘の件は、左記の市の考え方に基づき、計画の内容は従前のままとさせていただきます。	C
265	P61～62(P63～64) 基本計画 第7章 分野別計画 16環境 現状・課題 施策の取組 (4)環境学習・環境行動②	「61頁 現状・課題 ◆ 良好な環境を次世代に引き継ぐため、行政が率先して環境負荷の軽減に努め、自然環境の保全を図るとともに、市民、事業者などあらゆる主体が高い環境意識を持ち、環境配慮行動を実践する必要があります。62頁 施策の取組(4)環境学習・環境行動 ② 市民団体などと協働で行う環境事業を推進するとともに、環境学習拠点「エコきち」での講座などを通して、多様な主体による環境活動の実践を支援します。」との記載があります。 「市民団体などと協働で行う環境事業」とありますが、詳細内容は「第2次安城市環境基本計画」に定められているのでしょうか、回答していただきたい。	第2次安城市環境基本計画に基づき実施する施策を取りまとめた「アクションプラン」に引き続き定めてまいります。	-	D

番号	パブリックコメント時点の計画案の該当箇所 ()内は1/19審議会当日に配布する計画案の該当箇所	ご意見の概要(原文どおり)	市の考え方	計画への反映	意見区分
266	P61～62(P63～64) 基本計画 第7章 分野別計画 16環境 成果指標	「指標:市が実施している事務及び事業に関する温室効果ガス排出量 施策時の値(2022年度)13,900t ● 目標値(2031年度)5,227t ●」との記載があります。目標値は何を根拠に「5,227t ●」と決められたのでしょうか、回答していただきたい。	安城市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)に基づき、基準年度である2013年度の排出量10,667t-co2lに対し、51%削減することを目標として数値を設定しています。	-	D
267	P61～62(P63～64) 基本計画 第7章 分野別計画 16環境 成果指標	「指標:1人1日当たりのごみ排出量 策時の値(2022年度)902g 目標値(2031年度)874g」との記載があります。目標値は何を根拠に「874g」と決められたのでしょうか、回答していただきたい。	目標値は、令和4年度に策定(改定)した一般廃棄物処理基本計画に定める数値目標と整合を図っています。	-	D
268	P63～64(P65～66) 基本計画 第8章 行財政運営の方針 1. 効率的な行財政運営 (1)さらなる行政改革の推進	「行政改革を推進します。」との記載があります。具体的には第7次安城市行政改革大綱に基づく、行政改革審議会で審議され進められていられると思いますが、多くの住民に関心を持っていただくため、以前実施されていた「公開行政レビュー」を開催していただきたい。	公開行政レビューは、平成26年度から令和元年度まで実施しましたが、より深い議論ができ、実効性が高まる手法を検討した結果、令和3年度からは、附属機関である行政改革審議会の場で公募市民や学識経験者などの委員に事業を評価いただく審議会型の外部評価として実施しています。外部評価の内容及び評価結果につきましては、市公式ウェブサイトにて公表していますのでご理解ください。	-	D
269	P63～64(P65～66) 基本計画 第8章 行財政運営の方針 1. 効率的な行財政運営 (2)適正な予算執行と歳入確保	「ふるさと納税制度や……、歳入の確保を図ります。」との記載があります。ふるさと納税制度による歳入の確保も重要ですが、流出が勝ればトータルではマイナスとなってまいりますので、トータルでプラスになるように施策に取り組んでいただきたい。	ふるさと納税制度は、納税者が寄付先を選択する制度ですので、より多くの納税者の方に安城市を寄付先として選んでいただけるよう、施策の充実や返礼品の拡充等に引き続き取り組んでまいります。	-	D
270	P63～64(P65～66) 基本計画 第8章 行財政運営の方針 2. 多様な主体との連携・協働 (1)公民連携のまちづくり	「共創」と「公民連携」とは何が異なるのでしょうか、共創の定義、公民連携の定義、それぞれの定義が異なるのであれば、その使い分けを総合計画に記載していただきたい。	「公民連携」は「多様な主体との『連携』を軸に据え、様々な手法を駆使して将来にわたり市民サービスを高いレベルで維持するとともに、持続可能な都市経営を行うための取組」を示します。一方で、第3章目指す都市像では、「しあわせ共創都市」を一つの用語として記載しており、「しあわせ共創都市」とは、「すべての人の幸せを市民とともに創り上げていくまちの姿」を示します。ご指摘については、「公民連携」の注釈を追加いたします。	ご指摘の件は、左記の市の考え方に基づき、注釈を追加いたします。	A
271	P63～64(P65～66) 基本計画 第8章 行財政運営の方針 2. 多様な主体との連携・協働 (2)広域連携の推進	「衣浦東部広域行政圏協議会をはじめとする自治体などとの連携により広域的視点に立った行政サービスの提供を推進します。」との記載があります。消防以外で具体的に実施しているサービスや今後検討されるサービスがあれば回答していただきたい。	衣浦東部広域行政圏協議会を構成する5市図書館の図書相互貸出やコミュニティFM番組の制作、ピッチエフエムによる行政情報の放送を実施しています。また、さらなる広域連携によるサービスについての調査・研究を行っています。	-	D
272	P63～64(P65～66) 基本計画 第8章 行財政運営の方針 3. 市民ニーズに応える人材育成と組織力の向上(1)戦略的な人材確保と効果的な人材育成	「プロジェクトチームを設置するなど、迅速かつ的確に対応します。」との記載があります。現在進行中のプロジェクトや今後検討中のプロジェクトがあれば回答していただきたい。	現在進行中のプロジェクトチームは、ふるさと納税寄付受入額拡大とシティプロモーション力の強化を目的としたプロジェクトチームが1つございます。今後、新たなプロジェクトチームについては、必要に応じて適宜設置してまいります。	-	D

番号	パブリックコメント時点の計画案の該当箇所 ()内は1/19審議会当日に配布する計画案の該当箇所	ご意見の概要(原文どおり)	市の考え方	計画への反映	意見区分
273	P63～64(P65～66) 基本計画 第8章 行財政運営の方針 4. 便利な暮らしを実現する行政DX (1)市民の利便性向上と業務効率化に向けたデジタルの活用	ここに記載の内容と26頁「プロジェクト3新たな人の流れと価値を生み出す魅力づくり」の関連が明確でない。同じことを言っているのか、別のことを言っているのか関連性を回答していただきたい。	第8章行財政運営の方針については、第6章重点戦略及び第7章分野別計画に記載した取組全体に共通する基盤となる内容を記載していますので、特定の取組内容と関連するものではありません。	-	D
274	P63～64(P65～66) 基本計画 第8章 行財政運営の方針 4. 便利な暮らしを実現する行政DX (2)データ利活用とデジタル人材の育成	ここに記載の内容と26頁「プロジェクト3新たな人の流れと価値を生み出す魅力づくり」の関連が明確でない。同じことを言っているのか、別のことを言っているのか関連性を回答していただきたい。	第8章行財政運営の方針については、第6章重点戦略及び第7章分野別計画に記載した取組全体に共通する基盤となる内容を記載していますので、特定の取組内容と関連するものではありません。	-	D
275	P63～64(P65～66) 基本計画 第8章 行財政運営の方針 5. 公共施設等の適正な管理運用 (1)公共施設等総合管理計画に基づく計画的な管理	ここに記載の内容が8頁「第2章策定の背景1. 本市を取り巻く注目すべき社会情勢 公共施設等の老朽化」の具体的な施策の取組と考えてよいのでしょうか、回答していただきたい。	第8章行財政運営の方針については、第6章重点戦略及び第7章分野別計画に記載した取組全体に共通する基盤となる内容を記載していますので、特定の取組内容と関連するものではありません。	-	D
276	P31～32(P33～34) 基本計画 第7章 分野別計画 1子育て 施策の取組 (2)保育環境の充実②	質の高い安定した保育士お提供するためには、保育士が心身共に健康でなければ不可能だと思います。 保育士の健康を第一に考え、人手不足の園に他の園から先生を異動させる等年度途中であっても臨機応変に対応して欲しいと思います。	各園の状況により、年度途中での異動が難しい場合もありますが、各園の状況を把握し、保育士の適正な配置を行ってまいります。	-	D
277	P33～34(P35～36) 基本計画 第7章 分野別計画 2学校教育 施策の取組(2)豊かな心やたくましい体の育成と健康教育の推進⑤ P39～40(P41～42) 基本計画 第7章 分野別計画 5農業 施策の取組 (5)環境保全型農業の推進①	学校給食で使われる野菜を無農薬のものにして欲しいです。 農薬が子どもたちの健康を脅かす可能性はゼロではありません。 月に1回無農薬野菜のみの献立の日をつくる、1品ずつ取り入れていく等少しずつでも実現してもらえると嬉しいです。	本市では北部調理場と南部調理場で、それぞれ一日で約9千食ずつ給食を提供しています。現段階では、本市のような共同調理場方式の学校給食でオーガニック給食を提供することは、供給量の面から難しいと考えています。	-	D

番号	パブリックコメント時点の計画案の該当箇所 ()内は1/19審議会当日に配布する計画案の該当箇所	ご意見の概要(原文どおり)	市の考え方	計画への反映	意見区分
278	P55～56(P57～58) 基本計画 第7章 分野別計画 13住環境 施策の取組 (1)市民に親しまれる公園づくり①②③④	①④の取組として秋葉公園のリニューアル並びに公園整備を強化をしていただきたく存じます。 秋葉公園は緑多い公園で、朝は散歩やウォーキングなどたくさんの方が利用されています。しかし、森林の成長とともに生い茂る緑は、朝なのかかわらず公園内の道は薄暗く、少し陰気な感じがします。多くの方が利用する公園でもあるのでさわやかなで明るい公園、そして公園の質や利用者の利便性の向上を図るためにも市民に親しまれる公園づくりを目指して頂くために、木の枝等の適度な剪定をお願いします。 また、公園の遊具の老朽化が見られます。中でもガリバーの遊具は秋葉公園の象徴でもあります。現在は利用できない状態ですが、ガリバーを安全に利用できるように再度リニューアルをし、秋葉公園のシンボルとして活躍していただきたいです。 その他、トイレの西側あたりにある広場は狭く子供たちが遊べる広場もとても狭く感じます。さらなる拡大をし、大勢の子供たちが集まれる整備をお願いします。 さらに、広場は、地面から木の根が浮かびあがっている箇所がたくさんあり、子供から老人まで歩いているたり遊んだりしている時に足を引っかけてしまい、転倒なども考えられます。安全面においても地盤の舗装を早急をお願い致します。	秋葉公園は供用開始から44年が経過しており、施設の老朽化や多様化する市民ニーズが課題となっています。これらの課題を解消し、地区公園として更なる魅力の向上が図られるよう、リニューアルに向けて取り組んでまいります。	-	D
279	P33～34(P35～36) 基本計画 第7章 分野別計画 2学校教育 施策の取組 (3)様々な支援を必要とする児童生徒へのきめ細やかな対応③	現状課題の中で 子供の不登校児童生徒が増加しているということですが、施策の取組の中では、(3)③不登校などの様々な背景や特性をもつ子どもへの支援の充実を図りますが具体的な支援として説明が不十分です。 学校に安心して授業や登校ができるような環境づくりの配慮をお願いします。 例えば、不登校のみの生徒が入れるクラス等を設け、学校に行ける環境を提供してほしいです。 岡崎市では学校内に不登校のための教室があると職場のスタッフから聞きました。少しでも子供たちが自ら学び、考え、判断し、行動する力を育てられるようにサポート出来ればと考えております。ご検討のほど宜しくお願い致します。	具体的な支援の説明については、安城市学校教育プラン2028に記載されています。 本市では、不登校児童生徒の居場所として、市内3か所にふれあい教室と、全中学校に適応指導教室があります。不登校児童生徒へのよりよい支援について考えてまいります。	ご指摘の件は、左記の市の考え方に基づき、計画の内容は従前のままとさせていただきます。	C
280	P39～40(P41～42) 基本計画 第7章 分野別計画 5農業 施策の取組 (1)担い手の育成及び確保	若手の農業への関心を広げるために、一坪農園や貸し農園を市内全域で行ってほしい。 豊田、刈谷は、市が運営する畑を安価で借用することが出来る。 安城市内で、そういった貸し畑があると、若手の興味関心が増えると思います。	安城市にも農家等が開設し、市民が農園を使用して農にふれあえる市民農園がございます。また、アグリライフ支援センターにおいても、講座や体験なども行っていますので、ご利用ください。	-	D
281	P33～34(P35～36) 基本計画 第7章 分野別計画 2学校教育 施策の取組 (2)豊かな心やたくましい体の育成と健康教育の推進	豊かな心やたくましい体の育成には『食べた食べ物で心と身体は作られる』と考えます。 給食に使用する野菜を少しでもオーガニックを取り入れて欲しいです。また、できる限り調味料なども添加物のないもの、化学調味料を使わない取り組みを希望します。	本市では北部調理場と南部調理場で、それぞれ一日で約9千食ずつ給食を提供しています。現段階では、本市のような共同調理場方式の学校給食でオーガニック給食を提供することは、供給量の面から難しいと考えています。 また、調味料は、安全性が確認された添加物の使用を基本としていますが、できる限り使用を控えています。	-	D
282	P39～40(P41～42) 基本計画 第7章 分野別計画 5農業 施策の取組 (5)環境保全型農業の推進①	農業、化学肥料使用量低減の取り組みを進めて『オーガニックビレッジ宣言』もぜひしてほしい。オーガニック農業を始めようとする農家さんの支援も手厚くしてもらえると広がりが期待できると思います。	第7章「5農業」施策の取組(5)の「環境保全型農業の推進」は、化学肥料や化学農薬の使用量を低減し、有機肥料や有機農薬を用い、豊かな生態系や健康な土壌を保つなど、環境に配慮したさまざまな取組をするすべての農業を対象とし、「化学的に合成された肥料及び農薬を使用しないこと」などを基本とする有機農業や、農薬を使用しない栽培方法も含めた取組の方向性として記載しています。	-	D

番号	パブリックコメント時点の計画案の該当箇所 ()内は1/19審議会当日に配布する計画案の該当箇所	ご意見の概要(原文どおり)	市の考え方	計画への反映	意見区分
283	P31～32(P31～33) 基本計画 第7章 分野別計画 1子育て 施策の取組 (2)保育環境の充実	保育環境の充実について。 保育士の待遇の改善をお願いしたいです。 多様な家庭背景の子どもが取りこぼされることなく保育を受けられるようにするには、まず、保育を提供する側の保育士が安心してやりがいを持って働けるようにすることが必要かと思えます。 保育士は国家資格であり、命を預かる責任の重い仕事です。にもかかわらず、賃金が安く待遇もよくないのが現状ではないでしょうか。現に、安城広報に掲載されている、保育関連の求人(保育園、児童センター、学童保育など)をみてもフルタイム、パート共に賃金が低すぎると思えます。これでは、いくら保育園環境の充実を図っても、その担い手が集まらず絵に描いた餅に終わってしまいます。 安城市が率先して保育士の待遇を改善する事で、市内のみならず他地域からも優秀な保育士を呼び込むことができ、それに伴い、『保育環境の充実』が実現され、それが、政策上理想とする安心安全に子育てができる安城市の実現につながっていくのではないかと思います。	本市保育職は、市事務職と同等の給与体系となっています。保育士の待遇については、賃金のみならず保育環境の充実に引き続き努めてまいります。	-	D
284	P53～54(P55～56) 基本計画 第7章 分野別計画 12都市基盤 施策の取組 (1)主要駅周辺の快適な交流空間の形成と活用②	「まちづくりの担い手」とは、どのような市民を指しているのか。	「まちづくりの担い手」とは、本市の都市計画や開発に携わるすべての人々を指します。これには行政、企業、NPO、地元住民などが含まれます。	-	D
285	P53～54(P55～56) 基本計画 第7章 分野別計画 12都市基盤 施策の取組 (1)主要駅周辺の快適な交流空間の形成と活用③	「新城駅」のような「市費」が多くなるならば、高架化の中止も視野に入れてほしい。	P54(1)③に記載したとおり、名鉄名古屋本線及び西尾線の鉄道高架化の実現に向けては、まずは事業費を含めた総合的な観点から調査を進め、調査結果に基づき議論を進めてまいりたいと考えています。	-	D
286	P53～54(P55～56) 基本計画 第7章 分野別計画 12都市基盤 施策の取組 (3)生活や産業を支える道路ネットワーク及び快適で利便性の高い公共交通網の形成②	タクシー事業者が撤退して予約が取れない事態が発生している。運転手不足がいわれている中、市民から市独自でバス等の免許取得の費用補助制度をつくり、あんくるバスのさらなる広域化、本数の増便を図る。	ご提案いただきました補助制度を創設することは、現時点において考えておりませんが、様々な施策を検討するうえでの参考にさせていただきます。また、あんくるバスのさらなる広域化、本数の増便については、ご指摘の運転手不足に加え、あんくるバス事業全体の事業費や費用対効果等、総合的に検討する必要があるものと考えています。	-	D
287	P55～56(P57～58) 基本計画 第7章 分野別計画 13住環境 施策の取組 (1)市民に親しまれる公園づくり②	愛犬家の方から「ドックラン」を作ってほしいとの声あり。 名古屋市は大岡緑地公園内にドックランを設けている。人口を増やす手だても含め、ぜひ実現を。	貴重なご意見として、リニューアルの際には検討してまいります。	-	D
288	P55～56(P57～58) 基本計画 第7章 分野別計画 13住環境 施策の取組 (1)市民に親しまれる公園づくり③	地球温暖化で日射が強くなっている。 幼児をもつ親から、すべり台、砂場、ベンチに屋根の設置を望む声がある。早急に設置してほしい。	公園整備の際は、木陰のある場所など、四季を通じて公園を利用できるよう考慮してまいります。	-	D

番号	パブリックコメント時点の計画案の該当箇所 ()内は1/19審議会当日に配布する計画案の該当箇所	ご意見の概要(原文どおり)	市の考え方	計画への反映	意見区分
289	P55～56(P57～58) 基本計画 第7章 分野別計画 13住環境 施策の取組 (1)市民に親しまれる公園づくり④	中部福祉センターの屋外健康器には雨よけ、日射しよけの屋根があると助かるとの声がある。器具の痛みも減ると思う。	利用者数の状況等を踏まえ、検討します。	-	D
290	P55～56(P57～58) 基本計画 第7章 分野別計画 13住環境 施策の取組 (2)緑をつくる①	新田住宅A,B,C,Dのフェンス沿いに以前つつじ等があったが、維持費は住民負担とされ、居住者の高齢化もあり、ほとんど抜かれてしまった。 市有地なので、公園扱いとして植樹等をしてほしいと思う。管理はシルバー人材センターにまかせて雇用の創出にもなるのではないか。	市営住宅では、入居者に廊下や生け垣など住宅敷地全体の共用部分の維持管理をしていただいています。 したがって、入居者が使用することを基本とする市営住宅を、公園と同じように植樹をすることはいたしかねますので、ご理解いただきますようお願いいたします。	-	D
291	P55～56(P57～58) 基本計画 第7章 分野別計画 13住環境 施策の取組 (2)緑をつくる①	大東住吉線の歩道の樹は水補給が充分でなくほとんど枯れた。業者任せではなく、職員の定期的な点検が必要だったのではないか。	街路樹管理業務委託の受託業者にて、街路樹の異常や健全度の確認を毎月実施してもらうこととしています。	-	D
292	P55～56(P57～58) 基本計画 第7章 分野別計画 13住環境 施策の取組 (4)市営住宅の更新・提供①	他市から転居された50代の夫婦が市営住宅入居を希望されたが待機が多く、やむなく中古マンションを購入された。「老後の事も考え、市営住宅に入りたかった」とのこと。 市民は老後も考えて追い出される事のないであろう市営住宅の増設を求めている。	市営住宅は、現に住宅に困窮している方を対象として、住戸を提供しているため、先々の老後の生活を見越しての市営住宅の申込みはできませんので、ご理解いただきますようお願いいたします。 なお、今後、老朽化した市営住宅を建替する際には、住宅に困窮する高齢者を考慮し、バリアフリー化に配慮してまいります。	-	D
293	P55～56(P57～58) 基本計画 第7章 分野別計画 13住環境 成果指標	成果指標 「適切に管理されていない戸建住宅の空き家件数」について、2022年度133件が2031年度に60件に減る根拠は何か。	成果目標は、把握している問題のある空き家を確実に減らすこととし、前計画では160件から半減させることができましたので、本計画では新たな施策を加え、前計画を上回る55%を減少させ、133件を60件とする目標としています。	-	D
294	P57～58(P59～60) 基本計画 第7章 分野別計画 14防災・減災 現状・課題◆2番目、3番目施策の取組 (1)災害時の対応・連携強化②	愛知県内54市町村中、屋外「防災行政無線」の設置がないのは安城市を含め9市である。(2022年4月現在) 特に設置が必要と思われるのは、災害後の水、食料等の連絡に不可欠な設備である。防災ラジオ、スマートフォン、パソコンを持っていない市民も多い。他市からの転入者、幼児、高齢者等に対する広報・情報の伝達に必須である。早急な設置を提案する。	昨今の台風や線状降水帯等により、記録的な大雨が増加傾向にある中で、「風や雨の音により屋外防災行政無線(屋外スピーカー)が聞こえにくい」との意見を聞いています。こうしたことを踏まえて、現時点では、屋外防災行政無線の導入は考えていません。 本市では、災害発生後の水、食料等に関する連絡は、防災行政アプリや市公式SNS等に対応できるよう進めています。 なお、防災ラジオ、スマートフォン、パソコンをお持ちでない市民も含めて、広報あんじょうやPRチラシ等を通じて、各自で情報収集手段を確保していただくよう呼び掛けてまいります。	-	D
295	P57～58(P59～60) 基本計画 第7章 分野別計画 14防災・減災 施策の取組 (5)雨水対策の推進②	夜、駐車場がある家屋には雨水タンクや瓦チップによる地下への水放出が流出抑制になる。 また、スーパー、マンションなど大型建物、駐車場を持つ事業者にも雨水タンクや浸透性のある素材を使用した申し入れも必要と思う。	雨水流出抑制の取組のひとつとして、市民・事業者への雨水貯留や浸透施設の設置支援をしてまいります。	-	D

番号	パブリックコメント時点の計画案の該当箇所 ()内は1/19審議会当日に配布する計画案の該当箇所	ご意見の概要(原文どおり)	市の考え方	計画への反映	意見区分
296	P59～60(P61～62) 基本計画 第7章 分野別計画 15生活安全 施策の取組 (1)暮らしの安全対策の推進①	「防犯灯」を設置とあるが、「街路灯」との違いは何か。	防犯灯は、夜間における市民の安全及び犯罪被害の未然防止を図るために市が設置し、主に、電柱に取り付けられています。 街路灯は、夜間の歩行空間の安全性向上を目的として市や商店街が設置し、主に支柱と灯具が一体となったものです。また、道路管理者が設置する道路照明灯があり、交差点や横断歩道等を照らしています。	-	D
297	P61～62(P63～64) 基本計画 第7章 分野別計画 16環境 施策の取組 (1)生活環境保全①	「生活型公害」とは、何を指すのか。	自動車や交通機関による大気汚染、騒音及び振動、生活排水による水質汚濁、事業所や飲食店、娯楽施設などを発生源とする近隣騒音などがあげられます。	-	D
298	P61～62(P63～64) 基本計画 第7章 分野別計画 16環境 施策の取組 (3)脱炭素社会の推進②	「創」エネルギー、蓄エネルギー…設備の導入」では、個人、事業主に対して資金補助を考えているのか。	個人や事業主に対する補助金事業の実施などにより、これらの設備の導入を引き続き支援してまいります。	-	D
299	P49～50(P51～52) 基本計画 第7章 分野別計画 10スポーツ 施策の取組 (1)「する」「みる」「おしえる」「ささえる」スポーツの振興②、③	市として特色と出していくのであれば、現在社会的認知が低いアーバンスポーツといわれるこれから来ると言われる領域に踏み込み対応をしていただきたい。アーバンスポーツの若年化は、特に激しく中学生・高校生が大人を凌駕しています。スケボー・スラックライン・自転車(BMX、MTB)で遊ぶ・学ぶ施設が安城には乏しく(ほぼなく)小さな子供のうちからさまざまなスポーツに触れ、成長をしていくことが大切で、どれだけそのスポーツに触れる時間があつたかまた正しく導いてくれる指導者がいたのかといった点で大きく成長に差が出ます、その先に安城市からアーバンスポーツの世界チャンピオンを出すがあり、そのためことを市の目標としても掲げていただきたい。上記点で言えば、碧南市の総合型スポーツクラブは、カリキュラム量、スケートパークの作成と言った点で参考になる部分があると思います。(スラックライン・スケボー)MTBに関しては、安城市は平野で山もないため、練習する場所が皆無であります。山を作ることは、不可能であるため、基礎的な練習ができる場所の設置を強く望みます。その施設は、パンptrackと言ひ、MTB、BMX、スケボーで共存し、練習できる施設となるはずで。矢作川の堤防内にある空き地等に設営できませんでしょうか？その設備の施設で他のアーバンスポーツを楽しめるものとしていただけると助かります。巨大施設で様々なアーバンスポーツにふれられる最高の施設が安城にほしいです。(パンptrack、ダートジャンプ、BMXレーstrack、ダートジャンプトレイル、パルクール、スラックライン他)	スポーツ施設の環境整備については、第9次総合計画において「市民ニーズや利用状況などにより、既存施設の改修や新たな施設整備の調査研究を行い、適正な整備・配置及び維持に努めていく方針としています。これは、アーバンスポーツ施設についても含めた方針です。 アーバンスポーツについては、東京2020オリンピック競技大会における日本選手の活躍により、社会的認知や理解が高まっていることは、市として十分認識しています。このことから、今年度、総合運動公園内の相撲場跡地に3エックス3バスケットコート整備を行っているところです。 新たなスポーツ施設を整備するためには、競技中に発生する音の問題や施設規模に応じた土地の確保など、競技内容ごとに様々な課題があり、どのような環境、どのような場所であれば施設整備が可能なのかなど、ひとつひとつ課題をクリアしていく必要があります。今後も施設整備につきましては、市民ニーズを把握しながら調査研究を行い、適正な施設の整備・配置に努めてまいります。 なお、本市の計画では、すべてのスポーツ競技において世界チャンピオンの輩出を直接の目的とはしておりませんが、スポーツの振興を支える中で、安城市から世界で活躍する競技者が育つことを期待しています。	ご指摘の件は、左記の市の考え方に基づき、計画の内容は従前のままとさせていただきます。	C

番号	パブリックコメント時点の計画案の該当箇所 ()内は1/19審議会当日に配布する計画案の該当箇所	ご意見の概要(原文どおり)	市の考え方	計画への反映	意見区分
300	P23～24(P25～26) 基本計画 第6章 重点戦略 重点戦略1子どもを育む優しいしくみをつくる プロジェクト2子どもの健やかな成長を支える教育環境の充実④	学校給食について。 子どもの体を作るのは食が土台となる。オーガニック給食の導入と、外国産小麦を使用したパンの廃止(ポストハーベストの問題)、牛乳の廃止(牛乳だけでカルシウムは摂れないこと、ホルモンの問題、乳糖不耐症)を追加してほしい。 調味料を本物の調味料に変更することを追加してほしい。(みりん風調味料→本みりんなど)	本市では北部調理場と南部調理場で、それぞれ一日で約9千食ずつ給食を提供しています。現段階では、本市のような共同調理場方式の学校給食でオーガニック給食を提供することは、供給量の面から難しいと考えています。 また、パンに使用する小麦は、外国産小麦が品質及び価格の安定性が高いため、現段階では全量を国産小麦を使用することは難しいと考えています。次に、牛乳については、学校給食法で給食への提供が定められていること、牛乳以外では児童生徒に必要な栄養価摂取基準を満たすことができないことなどから牛乳の廃止は考えていません。最後に、調味料については、安全性が確認された添加物の使用を基本としていますが、できる限り使用を控えています。なお、みりん風調味料は使用しておらず、本みりんを使用しています。	ご指摘の件は、左記の市の考え方に基づき、計画の内容は従前のままとさせていただきます。	C
301	P23～24(P25～26) 基本計画 第6章 重点戦略 重点戦略1子どもを育む優しいしくみをつくる プロジェクト2子どもの健やかな成長を支える教育環境の充実⑤	幼児教育について。 幼児は自然とたくさん触れ合い五感をフルに使う事でさまざまな感覚を使って、学んでいく。新しい公園は綺麗に整備され、新しい遊具がぽつんとあるのみである。公園に緑を増やすし、自然と触れ合える場所を増やすことを追加してほしい。	保育園等では、身近な環境に親しみ、自然と触れ合う中で子どもが興味関心が持てるよう園活動を行っています。 また、個別計画である都市緑地法に基づく「安城市緑の基本計画」において、公園をはじめ公共施設の緑化の推進に取り組むこととしています。	ご指摘の件は、左記の市の考え方に基づき、計画の内容は従前のままとさせていただきます。	C
302	P33～34(P35～36) 基本計画 第7章 分野別計画 2学校教育 施策の取組 (2)豊かな心やたくましい体の育成と健康教育の推進⑥ P49～50(P51～52) 基本計画 第7章 分野別計画 10スポーツ 施策の取組 (1)「する」・「みる」・「おしえる」・「ささえる」スポーツの振興⑥	中学生の子供がいます。 休日の部活動についてとありますが、休日も平日も同じだと思っています。 そもそも、段階的な部活動の地域移行として、今、実施されていますが、活動が減らされて、大会があるのに、全然実力が発揮できていない状況です。段階的に減らす意味があるのでしょうか。それは、子ども達の事を考えていないと思えてしまいます。 そして、地域移行ですが、これは送迎が必要になったり、月謝が発生したりと子ども達と保護者に負担がかかります。先生たちの負担を減らせればそれで良いのでしょうか。だれも負担せずに済む方法を考えて頂きたい。場所は中学校で、指導者が先生ではなく外部の指導者にお願いします。そしたら、今までと変わりません。平日はこれで問題ないと思います。ただ、休日は申し訳ありませんが、鍵が必要ですので、先生一人休日出勤になってしまうかもしれませんが、そこに予算を充てて下さい。指導者の方にも謝礼なのか、時給なのかわかりませんが、子供のたちの為に、税金を使って頂きたいです。 少子化対策を考える上でも、この部活動は大事な事です。他の市との差別化をしないと、移住者は増えないと思います。 最後に、現在小学生の子たちは、部活動がなくなる事を知らなかったです。中学校でどこ部活に入るか楽しみにしています。 1度、子供の達の声を聞いて欲しいです。アンケートを実施してください。 部活動は中学校での学校生活で大事な活動だと思います。先輩後輩との関わりは、部活動以外ありません。一生の思い出にもなります。 どうか、部活動をなくさないよう宜しくお願いします。	スポーツ庁、文化庁の提言等を受け、これまで部活動の地域移行について検討を重ねてきました。本市においては、単に部活動の実施主体を学校から地域クラブ活動へ移行するのではなく、生徒の活動の選択肢を広げ、豊かなスポーツ・文化芸術活動を実現するために、持続可能な活動環境を整備することを考えました。 このような方針や移行内容等については、令和4年12月に小学1年生から6年生、中学1、2年生に趣旨と地域移行のスケジュールの掲載されたプリントを学級担任から配付をし、周知しました。さらに、1月に中学校の入学説明会において小学6年生とその保護者に受け皿となる団体の連絡先等の掲載されたプリントを配付し、説明を行いました。また、全中学生にアンケート調査を実施し、生徒のニーズを把握し、それに沿った受け皿の拡充に取り組んでいます。中学生の受け皿となる団体には学校施設を優先的かつ無料で使用できる仕組みを整えるなど、金銭面でできるかぎり家庭に負担をかけないような仕組みを整備しています。 部活動は、スポーツや文化等に親しみ、責任感、連帯感の涵養、好ましい人間関係の形成等に有意義であると考えます。今後も生徒が自発的な参画を通して「楽しさ」「喜び」を感じられるようにしていきたいと考えています。	-	D
303	P33～34(P35～36) 基本計画 第7章 分野別計画 2学校教育 施策の取組 (3)様々な支援を必要とする児童生徒へのきめ細やかな対応③	今、安城市でも不登校生徒は増えています。 市内に3箇所 適応教室がありますが、通うのが大変な生徒もいます。 岡崎市や豊田市は全ての学校にフリースクールを設置したそうです。 安城市でも、この8年計画でフリースクールの設置を考えて頂きたいです。 宜しくお願いします。	中学校では校内適応指導教室を設け、教室に足が向かない生徒の居場所を確保しています。小学校では各学校の事情に応じて、保健室や教育相談室、図書室を利用し、児童が安心できる場所を確保しています。不登校児童生徒へのよりよい支援を考えてまいります。	-	D

番号	パブリックコメント時点の計画案の該当箇所 ()内は1/19審議会当日に配布する計画案の該当箇所	ご意見の概要(原文どおり)	市の考え方	計画への反映	意見区分
304	P31～32(P33～34) 基本計画 第7章 分野別計画 1子育て P33～34(P35～36) 基本計画 第7章 分野別計画 2学校教育	私には中学生の子供がいます。 学校生活において、アレルギーに関してはとても重要な事だと思います。 食物アレルギーでお母さんが毎回お弁当を持参したりと、友達でいました。 何とか、そういう負担を減らして欲しいです。 そして、これを気に給食もなるべく減農薬や無農薬、有機野菜等に段階的に変えて頂けると有難いです。これも、少子化対策になると思います。 子ども達が食べる物に、安城市は安心安全な物にしています、と謳って下さい。 宜しくお願いします。	アレルギー対応食として、北部調理場管轄の小中学校へは令和4年度から「卵」除去食の提供を開始し、令和5年度からは「乳」除去食を提供しています。令和6年度からは南部調理場管轄の小中学校へも「卵」「乳」共に対応した除去食の提供を予定しています。 また、本市では北部調理場と南部調理場で、それぞれ一日で約9千食ずつ給食を提供しています。現段階では、本市のような共同調理場方式の学校給食でオーガニック給食を提供することは、供給量の面から難しいと考えています。	-	D
305	P39～40(P41～42) 基本計画 第7章 分野別計画 5農業 成果指標	安城市内の食料自給率について 2023年度 31% 目標値 39% とあります。 目標値が低すぎませんか。世界でみたら、日本の食料自給率だけ先進国なのに、1番低いです。 本来は100%でないといけません。安城市で取れない物もあるので、安城市で100%は厳しいですが、せめて、50%欲を言えば70%は目標値に設定して欲しいです。それを、達成する為の具体的な案も示して下さい。 食べ物は生きていく為にとっても重要です。そして、安城市が日本のデンマークの言うのであれば、39%ではそう言えないのではないですか。一緒に頑張りましょう。 宜しくお願いします。	食料自給率は、市内の農業産出額と市内に供給される食料の生産額(消費仕向額)により算出しています。国の食料自給率においては、国内外の割合によって算出されますが、市内の場合、それに加えて市外の額も対象となるため、国に比べて低い値となります。39%という目標値は現実的にも非常に高い数値となると考えています。	ご指摘の件は、左記の市の考え方に基づき、計画の内容は従前のままとさせていただきます。	C
306	P23～24(P25～26) 基本計画 第6章 重点戦略 重点戦略1子どもを育む優しいしくみをつくる P33～34(P35～36) 基本計画 第7章 分野別計画 2学校教育 施策の取組 (1)主体的・対話的で深い学びを重視した次世代を担う児童生徒の育成	【1】子供の数が減っているからこそ、これからを担う子供たちに実のある経験を行う機会を増やして将来への希望がもてる感性を育てたい。 安城市にあるデンソーやアイシンに見学には行っているが、実際のものに触れたり、なにか作ったり動かしたりするワークショップなどを一緒に行うことで地域産業に興味をもつきっかけにもなる。 また市会議員の野場さんが選挙公約で、「科学者や芸術家などのエキスパートから話を聞く機会を増やしたい」と聞いたが実現してほしい。またそういう方たちと直接会って話したり、一緒になにか行い経験から得るものは大きいと思う。	各学校では、人とのつながりを大切にし、保護者や地域の人々、専門家などと交流して、SDGsとの関連も含めた体験的な学びの実現に努めています。今後も地域の「人・もの・こと」を生かした体験活動の充実を図ってまいります。	-	D
307	P33～34(P35～36) 基本計画 第7章 分野別計画 2学校教育 施策の取組	【2】学校教育でもっとプログラミングに力を入れてほしい。必須化になったものの学校で行っている時間が少ないように感じる。これからの時代に重要なことで、1人1台タブレットを支給していただいているため学習はしやすい環境にあるので低学年からゲーム感覚で行うアプリをしようしたり、レゴなどを使用したもの、さまざまな教科で行えると思うので時間を増やしてほしい。	各学校では、情報教育・情報モラル教育に関する指導計画を作成し、各学年の児童生徒の実態に合わせてプログラミング教育の実践に努めています。引き続き、アプリや知育ロボット、レゴ、スクラッチ等を積極的に取り組んでまいります。	-	D
308	P39～40(P41～42) 基本計画 第7章 分野別計画 5農業 施策の取組 (4)食育の普及及び農への理解とふれあい・交流の促進啓発活動の推進④	【3】学校の限られたスペースでの作物栽培ではなく地域の農家に出向き、広い農場で収穫体験や出荷作業を体験する機会を色々な学年で行ってほしい。農業への関心も深まる。	農家に出向いての体験については、ほ場や指導員を確保するうえで、農家の多大なご協力が必要となるため、現在は一部の学校における総合学習での実施となっています。実施の拡大については学校のカリキュラムや農家の協力の可否等を判断しながら、検討してまいります。 なお、体験の機会については、アグリライフ支援センターでの講座や、市民団体が行う単発の講座などにより、市としても支援を行っています。	-	D

番号	パブリックコメント時点の計画案の該当箇所 ()内は1/19審議会当日に配布する計画案の該当箇所	ご意見の概要(原文どおり)	市の考え方	計画への反映	意見区分
309	P33～34(P35～36) 基本計画 第7章 分野別計画 2学校教育 施策の取組 (2)豊かな心やたくましい体の育成と健康教育の推進⑤、 (4)安全・安心・快適を重視した教育環境の充実② P39～40(P41～42) 基本計画 第7章 分野別計画 5農業 施策の取組 (2)地域の特性を生かした多様な農業支援、(5)環境保全型農業の推進	<p>【4】農業が盛んな安城市だからこそ、学校給食に無農薬野菜を取り入れて安全安心な給食を提供してもらいたい。そのために無農薬野菜農家への支援を強化することで、取組農家が増え、安城市のブランド化になるのではないかと。また、近年子供の患者数が増加し社会問題となっているアレルギー児童に対応した学校給食の提供にも力を入れてほしい。例えば安城市の米を使った米粉を使用したレシピは全児童の給食に使用でき作業負担は少ないと思うのでそういうところからでも進めてほしい。そして教育面では、アレルギーの周りの認識を変えるため、アレルギーとはどうゆうものかを学ぶ機会があれば、アレルギーへの理解が深まり偏見やいじめの対策にもなると思う。</p>	<p>学校給食への無農薬野菜の導入については、本市では北部調理場と南部調理場で、それぞれ一日で約9千食ずつ給食を提供しています。現段階では、本市のような共同調理場方式の学校給食でオーガニック給食を提供することは、供給量の面から難しいと考えています。また、無農薬に関する農家支援については、第7章「5農業」施策の取組(5)の「環境保全型農業の推進」に基づいて、取り組んでまいります。次に、アレルギー対応食として、北部調理場管轄の小中学校へは令和4年度から「卵」除去食の提供を開始し、令和5年度からは「乳」除去食を提供しています。令和6年度からは南部調理場管轄の小中学校へも「卵」「乳」共に対応した除去食の提供を予定しているほか、各学校では、アレルギーを持つ児童生徒以外へもアレルギーについての認識を深め、知識の共有を深める取り組みを実施しています。</p>	-	D
310	P45～46(P47～48) 基本計画 第7章 分野別計画 8文化芸術 施策の取組 (1)文化芸術活動の活性化 P51～52(P53～54) 基本計画 第7章 分野別計画 11生涯学習 施策の取組 (3)市民の主体的な学びを支える環境づくり、(4)図書館サービスの拡充 P53～54(P55～56) 基本計画 第7章 分野別計画 12都市基盤 施策の取組 (3)生活や産業を支える道路ネットワーク及び快適で利便性の高い公共交通網の形成②	<p>【5】プロの音楽家や安城ゆかりの団体による演奏会は学校や公共施設で行われており、今後も行ってもらいたい。それとは別に地域で活動するアマチュア音楽家を招き、本物の楽器を間近で感じ実際に楽器に触れる機会があるといい。子供にとって体験することは興味をもつ一番のきっかけになると思う。</p>	<p>市では、小中学生の皆さんにクラシック音楽や古典芸能を身近に親しんでいただくため、地元演奏家を含め、オペラや狂言、箏、マリンバなどの奏者が市内学校を訪問し、解説を交えた鑑賞会と楽器に間近に触れる体験などを行う出前授業(アウトリーチ)を実施しています。新型コロナウイルス感染症の影響により身近に文化芸術活動を体験することが難しい時期もありましたが、今後は子どもたちがより多様な関わり方ができるよう内容の充実を図っていく計画です。</p>	-	D
311	P51～52(P53～54) 基本計画 第7章 分野別計画 11生涯学習 施策の取組 (3)市民の主体的な学びを支える環境づくり	<p>【6】公民館講座が定期的に行われているが、ほとんどが平日の大人向けなので、土日で小中学生が参加できる講座も設けてほしい。</p>	<p>令和5年度から休日の中学校部活動が段階的に縮小されており、中学生が公民館講座に参加できる講座を増やし、学習機会の提供に努めています。引き続き、中学生もしくは小学生も参加できる講座をこれまで以上に企画してまいります。</p>	-	D
312	P51～52(P53～54) 基本計画 第7章 分野別計画 11生涯学習 施策の取組 (4)図書館サービスの拡充	<p>【7】公民館の図書室の本は古いものが多く、バリエーションも少ない。新刊コーナーを作ったり、入替を行ってほしい。</p>	<p>本の新旧や分野に偏りがないよう、図書情報館と各公民館図書室の間で、随時、本の配置の調整に努めています。今後も、本の並べ方を工夫するなど、利用者に分かりやすい展示に心掛けてまいります。</p>	-	D

番号	パブリックコメント時点の計画案の該当箇所 ()内は1/19審議会当日に配布する計画案の該当箇所	ご意見の概要(原文どおり)	市の考え方	計画への反映	意見区分
313	P51～52(P53～54) 基本計画 第7章 分野別計画 11生涯学習 施策の取組 (4)図書館サービスの拡充 P53～54(P55～56) 基本計画 第7章 分野別計画 12都市基盤 施策の取組 (3)生活や産業を支える道路ネットワーク及び快適で利便性の高い公共交通網の形成②	【8】アンフォーレは図書館が貸出冊数日本一になったり、本も多く、学習スペースも充実して、いろいろなイベントが行われている安城市の誇る施設だと思う。小学生の子供たちとよく利用しているが、小学高学年、中学生になり自分たちだけでいこうになったとき、安城北部や安城南部は名鉄では行けず、あんくるバスも乗り継ぎが必要だったり他を經由しながら4, 50分かかり利用しづらい環境である。そこであんくるバスを見直すのではなく、そのような交通弱地域の公民館からアンフォーレまでの直通定期便を週1回や長期連休に整備することを検討してもらいたい。	各地域から各公共施設を結ぶ直通便については、あんくるバス事業全体の費用対効果など、総合的に検討する必要があります。現時点において直通便を運行することは考えておりません。	-	D
314	P15(P15～16) 基本構想 第3章 目指す都市像	13行目に「社会全体で子どもを育む環境を整える」と書かれています。こども基本法が令和5年の4月に施行されました。その中には子どもの権利条約がベースとなっていて、とくに第12条の意見を表明する権利と同じく聴かれる権利も大切にしたいと思っています。計画は大人目線で作成されているように感じるので、子どものことを決める時には、ぜひ直接話を聴く機会を作ってもらいたいと思います。今の社会は、大人に忖度する子どもが多く、「自由にしてもいいよ」と言われても、自分が何をしたいのか考えることができなくなっています。子どもの自殺が年間増え続けているのも、「どうせ生きていたって…」と思ってしまうからではないでしょうか。安城で産まれた子どもが一人も自殺することが無い社会を願っています。	参考のご意見として承ります。	-	D
315	P57～58(P59～60) 基本計画 第7章 分野別計画 14防災・減災 施策の取組 (6)感染症対策②	1.コロナ禍を経て多くの方が接種されたコロナワクチン。報道の自由度として世界的に低いとされている日本ではあまり周知されていないが、ワクチンを打つたびに人口に対する超過死亡率が飛躍的に上がっている事実がある。この事実がわかっていたとしたら自発的にワクチン接種する人は誰もいなかったと思う。例え最善を尽くした結果としてついてきてしまった事実だとしても、今公表すべきことだと思う。報道の自由度が低いとされている日本だが、知るべきことを知らされる情報を市民の権利として果たせるよう市にはお願いしたい。 2.子どもの予防接種についても説明書きがメリットが大々的に書かれており、説明不十分だと感じる。そのため、過去に行われてきた人体実験の結果を含めた“事実”を説明する責任があると思う。また、定期接種と聞いて、義務だと勘違いしている方が多くいる。定期接種、任意接種という言い回しがわかりづらいため、一括して任意接種という言葉回しに変えていただきたい。 1.2.どちらにおいても忖度関係が存在しない情報提供をお願いしたい。特に高齢者については国や市からの情報に対しての信頼が厚い。提供している側の情報の質の改善をお願いしたい。 (専門家に意見を求めるならば自然療法を専門とする医師の意見を取り入れる、推奨本として“ワクチンの真実”崎谷博征著を取り入れる等、多角的な面からの情報をとり、最終的には個人がきちんと判断できるよう情報源を用意して欲しい。)	予防接種については、リスクと効果について正しく理解していただいた上で、被接種者の同意のもと接種が行われる必要があるため、今後も引き続き適切な情報提供に努めてまいります。なお、定期接種は接種努力義務があり、任意接種にはないという違いがあります。	-	D
316	P33～34(P35～36) 基本計画 第7章 分野別計画 2学校教育 施策の取組 (4)安全・安心・快適を重視した教育環境の充実②	3.健康において食生活は深く結びつきがある。ラウンドアップ(除草剤)を始めとした農薬は子どもの発達障害と関係性が示唆されていたり、添加物に対しても国の基準が他の国と比較しても発がん性のあるものが日本では認可されていたり、配慮すべき点は数多くあり、日本の食事情について不安を感じる点が多い。保育施設に於いても配慮されている園がほとんどなく、とても残念に感じる。これから安城市を担っていくのは大人ではなく、まだ声を上げられない子どもたちであること。子どもは宝であることから、給食のオーガニック野菜や無添加の推奨を行ってほしい。	本市では北部調理場と南部調理場で、それぞれ一日で約9千食ずつ給食を提供しています。現段階では、本市のような共同調理場方式の学校給食でオーガニック給食を提供することは、供給量の面から難しいと考えています。	-	D

番号	パブリックコメント時点の計画案の該当箇所 ()内は1/19審議会当日に配布する計画案の該当箇所	ご意見の概要(原文どおり)	市の考え方	計画への反映	意見区分
317	P23～24(P25～26) 基本計画 第6章 重点戦略 重点戦略1子どもを育む優しいしくみをつくる プロジェクト2子どもの健やかな成長を支える教育環境の充実②	24ページ重点戦略2-2 「特別支援学級に在籍する子どもや」とあります。 特別支援学校は県立かもしれませんが市内の児童も多く在籍します。「特別支援学級や特別支援学校に在籍する子ども」というように含んでいただけないでしょうか。	重点戦略1「しくみ」プロジェクト2②は、ご指摘の特別支援学校に在籍する子どもも含め、様々な支援を必要とする子ども全体を包含した記載としています。 したがって、「特別支援学校に在籍する子ども」を追加して記載することはいたしません。	-	B
318	P23～24(P25～26) 基本計画 第6章 重点戦略 重点戦略1子どもを育む優しいしくみをつくる プロジェクト3みんながつながり支え合う地域づくり①	24ページ重点戦略3-1 「子ども・障害者・高齢者・生活困窮者など、福祉分野を横断した支援ニーズに対応できる包括的な支援体制を整備します。」とありますが、支援が手厚くなる一方で障害の程度は軽度であっても以前より積極的にサービスを利用する家庭が増えました。両親と子の愛着形成が弱体化していたり、閉鎖的な社会生活となることで地域とのつながりが失われたりしている現状があります。適切な利用がなされ本人が望む地域に移行ができるよう、また全体の予算に対する支出も毎年大会伸び率となっていることを鑑み、次の提案をします。 子ども→放課後等デイの先の受け入れ先として児童クラブの職員体制や職員教育を計画する。 障害者→就労系サービスからの受け入れ先として中小企業や農業などと障害サービス事業所の連携を推奨する。	児童クラブでは、障害のある児童については、集団生活ができることを前提に可能な限り受け入れる方針としており、児童クラブ支援員の人材確保や、障害のある児童の対応に関する研修を行うなど体制整備に努めています。 就労系サービスからの受け入れ先として中小企業や農業などと障害サービス事業所の連携を推奨することにつきましては、今後、ハローワークなどと連携しながら情報提供に努めます。	-	D
319	P25～26(P27～28) 基本計画 第6章 重点戦略 重点戦略2子どもを育む確かなちからを蓄える プロジェクト1農業の持続的な発展と新たな価値の創出①	26ページ重点戦略1-1 「地域農業の担い手の確保と育成のため、新規就農希望者に対する支援を強化するとともに、女性の経営参画や定年帰農者の就農などを促進します。」とあります。 農水省も認めている農業と福祉の連携を推奨した「農福連携」という考え方もあります。対象を女性と定年者のみとせず、障害者も新たな担い手として含んでいただけないでしょうか。	第7章「5農業」施策の取組(1)「担い手の育成及び確保」③の「広く農業を支える多様な担い手を育成します。」との記載は、農福連携も含めた多様な担い手の育成を意図したものです。関連計画である第3次安城市食料・農業・交流基本計画の中では、農福連携などに対する相談の実施を支援し、多様な担い手の活用を促進することを記載しています。	ご指摘の件は、左記の市の考え方に基づき、計画の内容は従前のままとさせていただきます。	B
320	P33～34(P35～36) 基本計画 第7章 分野別計画 2学校教育 施策の取組 (1)主体的・対話的で深い学びを重視した次世代を担う児童生徒の育成	p34(1) ①個別最適な学びと協働的な学びを意識した、教育活動を『児童、保護者、教員、地域が一体となって』進めます。 へ変更していただきたいです。子どもたちのために地域全体で協力し合える体制を構築するためです。 ②少人数学級の充実、地域連携、地域人材活用などを図りながら、子ども同士、地域などのかかわり合いを重視し、『関わる人が納得できる』教育活動を行います。 へ変更していただきたいです。様々な意見を反映できるようにするためです。	①個別最適な学びと協働的な学びを意識した、教育活動を進めていくのは教師であるため変更はいたしません。 ②「地域連携、地域人材活用を図りながら」の文言には、関わる人が納得できるという意味も含まれると考えますので、変更いたしません。	ご指摘の件は、左記の市の考え方に基づき、計画の内容は従前のままとさせていただきます。	C
321	P33～34(P35～36) 基本計画 第7章 分野別計画 2学校教育 施策の取組 (2)豊かな心やたくましい体の育成と健康教育の推進	(2) ⑤学校給食の地産地消を核とし、『無農薬、減農薬野菜を採用した』食育指導を進めます。へ変更していただきたいです。 アレルギーの子どもが増えており、無農薬、減農薬野菜への関心が非常に高まっています。一品でも、毎日ではなくてもいいので、第一歩を始めてください。 ⑥中学校の部活動の地域移行を進め、子どもたちの『ために』多様で『多くの』体験機会を創出します。 へ変更していただきたいです。子どもたちのためにという考えを第一優先で進めていただきたいです。 子ども、子どもの集団の能力をより引き出せる機会を与えてください。	本市では北部調理場と南部調理場で、それぞれ一日で約9千食ずつ給食を提供しています。現段階では、本市のような共同調理場方式の学校給食でオーガニック給食を提供することは、供給量の面から難しいと考えていますので、施策の取組(2)⑤の記載内容の変更はいたしません。 また、施策の取組(2)⑥の記載内容については、前提として、子どもたちのための取組として記載しており、スポーツ庁等の資料においても、「子どもたちの多様な体験機会を創出する」という文言を使用していることから、変更はいたしません。	ご指摘の件は、左記の市の考え方に基づき、計画の内容は従前のままとさせていただきます。	C

番号	パブリックコメント時点の計画案の該当箇所 ()内は1/19審議会当日に配布する計画案の該当箇所	ご意見の概要(原文どおり)	市の考え方	計画への反映	意見区分
322	P33～34(P35～36) 基本計画 第7章 分野別計画 2学校教育 施策の取組 (4)安全・安心・快適を重視した教育環境の充実	(4) 4.『子どもたちのために』教員が教育業務に集中できる環境整備を進めます。 へ変更していただきたいです。教員のための方針に感じられるためです。 用語説明の※1個別最適な学び 児童生徒、『並びに児童の集団』の特性等に応じ、指導方法等の柔軟な提供・設定を行う「指導の個別化」と、児童生徒の興味・関心等に応じた学習活動等を提供する「学習の個性化」を通じて、児童生徒、『並びに児童の集団』が主体的に学習を進める学びへ変更していただきたいです。個人だけでなく、集団の絆を深めるためです。	前提として、教育は子どもたちのために行われるもので、あえて書き加える必要はないと考えます。 また、個別最適な学びは集団の絆を深めるためのものではないため、変更いたしません。	ご指摘の件は、左記の市の考え方に基づき、計画の内容は従前のままとさせていただきます。	C
323	P33～34(P35～36) 基本計画 第7章 分野別計画 2学校教育 目指すまちの姿 施策の取組 (1)主体的・対話的で深い学びを重視した次世代を担う児童生徒の育成	・既に記載にあるように次世代を担う児童生徒の育成は、これまでの教育現場の様子から進化していることがたくさんあると思います。 ・私たち子育て世代は、どこがどんな風になるのか、現状の説明では十分に理解することが難しいと感じています。 ・安城市の幼保小、中学校ではどんな姿の子どもを育みたいのか、どんな計画があるのか、家庭で出来る事はどんなことなのか、共通認識するような場所があるといいと考えます。 ・私たち親世代が受けた教育と現在変わりつつある教育は違い、考え方を更新していく必要があることはわかるが、その情報は自分で探して得るしかない現状。教育現場と保護者(地域の大人)が身近にビジョンを共有する場、すりあわせする場の必要性を感じます。 ・すりあわせの場ができ、保護者(地域の大人)がビジョン知ること、より現場の教育者だけの負担にせず、地域や家庭から協力できることが増えると考えます。	各学校では、グランドデザインを作成し、教育目標や目指す子ども像を掲げ、教育活動を進めています。ホームページや学校通信にて周知を図っています。また、学校評価アンケートを実施し、アンケート結果をもとに改善しています。	-	D
324	P33～34(P35～36) 基本計画 第7章 分野別計画 2学校教育 施策の取組 (1)主体的・対話的で深い学びを重視した次世代を担う児童生徒の育成⑥	・人生100年時代となり求められる社会人基礎力がこれまでと違う。子どもたちに主体性、問題解決能力、社会性、柔軟性、共感性などが必要だと言われている。 ・これまでのものと何が違うのか、これからの人材に必要なとされている能力はどのように育めるのか、保護者(地域の大人)が子どもたちと共に知る場が必要だと考える。 ・現在行われている、職場体験のようなイベント的キャリア教育に加え、自己理解や仕事理解、社会に役立つ自分像が持てるようなものの導入があるといいと思う。 ・子どもたちはイメージが持てないと夢を持つことはできません。なので、多様な働き方、社会へ貢献をする大人を知る、見る機会の充実が必要だと考えます。 ・仕事に限らず、自分で進路や人生を切り開いていけるようにサポートするキャリアコンサルタントの設置もあるといいと考える。	児童生徒のキャリア発達を促すためには、家庭・地域・関係機関が連携することが必要です。地域の「ひと・もの・こと」を生かしたキャリア教育を行うとともに、「キャリア教育パスポート(夢を見つけ夢をかなえる航海ノート)」を活用し、学年、校種を越えて引き継ぎながら、計画的・系統的に「自己の生き方」について考えることができるようにしています。	-	D
325	P33～34(P35～36) 基本計画 第7章 分野別計画 2学校教育 施策の取組 (4)安全・安心・快適を重視した教育環境の充実②	・我が子は、超軽度ではあるがアレルギー対応を必要としている、私自身は元保育士でアレルギー対応経験者です。アレルギー程度は子どもによってそれぞれであり、アレルギー持つ子どもたちは増加傾向にあるが、今回の計画にその対応についての記載は見当たりません、市としては対応の必要性を感じていないので記載がないのでしょうか？ ・アレルギーを持つ子への対応は、保育、学校現場で配慮を必要とするためとても神経を使うことを保育士として経験してきました。親御さんも苦労されています。現場の教育者が大きな不安なく日々の対応が可能になるように専門家(園配属の看護師以外)アレルギー対応の得意な看護師を市に設置するなど対応を望みます。 ・保護者と学校の聞き取りの中で、アレルギー症状についての書類提出や面談が何度も求められる。一度で面談は終わるようにする仕組みがあると、保護者も教育者も時間と労力の省エネ化ができるようになるので、必要だと感じます。 ・また月に1回程度、アレルギー対応児もみんなと同じメニューを食べられる給食の日があるといい。子どもたちは同じものを食べる喜びを得られるし、保護者は食べさせてあげられる喜びがある。そして、教育者も神経を使わずに済む給食の日ができる。そんな小さな安心が持てる日があるといいと考えます。	アレルギー対応に関する記載と専門家の配置については、第7章「1子育て」施策の取組(2)⑤、第7章「2学校教育」施策の取組(4)②において、それぞれアレルギー対応を包含した記載をしています。 また、各学校では、学校長を中心とした食物アレルギー対応委員会を設置し、個別プランにより対応しています。加えて、保育園においても集団生活におけるアレルギー対応には、細心の注意が必要であると認識しています。子どもたちの命を守り、事故のない安全な食事の提供の仕方について、今後も検討してまいります。 次に、アレルギー症状についての書類提出や面談については、教育委員会で食物アレルギー対応の手引書を作成しており、各学校では極力一度で面談等を実施できるようにしています。ただし、事情により複数にわたることもありますのでご理解ください。 最後に、アレルギーの種類や程度が違うお子さんがいる中で、アレルギー対応は、細心の注意が必要です。子どもたちの命を守り、事故のない安全な食事の提供をするために、家庭と園、学校でしっかり連携が図れるようにしています。安全を確保しつつ、より良いアレルギー対応について、今後も検討してまいります。	ご指摘の件は、左記の市の考え方に基づき、計画の内容は従前のままとさせていただきます。	B

番号	パブリックコメント時点の計画案の該当箇所 ()内は1/19審議会当日に配布する計画案の該当箇所	ご意見の概要(原文どおり)	市の考え方	計画への反映	意見区分
326	P31～32(P33～34) 基本計画 第7章 分野別計画 1子育て 施策の取組 (2)保育環境の充実⑤	・子育て・・・私は食物アレルギー児を育てる母親です。保育園入園希望の際に、大変苦労しました。市役所での事前聞き取りを2度(一度に2時間)、入園希望をする園には事前に園長とアレルギーについて話し合った上で応募して欲しいと市役所から言われ、近隣の保育園3箇所にそれぞれ1時間以上のアレルギー面談を行いました。そこまでしてやっと入園希望書類がかけました。入園先が決まった後も保育園で2時間程度の聞き取りがありました。アレルギー児を持つ親への負担の大きいです。園の先生方や市の職員さんも時間をつかいます。このようなアレルギー児は年々増えているにも関わらず、アレルギーについての項目が総合計画にないことは、アレルギー児が排除されているように感じます。アレルギー児について前向きに取り組む姿勢、取りこぼさない姿勢を表現していただきたいです。総合計画にアレルギーの文言追加を要望致します。	現在、保育や学校現場でアレルギー児への対応が進められており、本計画においても、インクルーシブ保育の推進等、様々な障害や問題を抱えた子どもへの支援について掲げています。アレルギー児全般に対する取組については、今後策定する「こども計画」や「第3次健康日本21安城計画」の中でも協議していく予定です。	ご指摘の件は、左記の市の考え方に基づき、計画の内容は従前のままとさせていただきます。	C
327	P33～34(P35～36) 基本計画 第7章 分野別計画 2学校教育 施策の取組 (4)安全・安心・快適を重視した教育環境の充実②	・学校教育・・・アレルギー対応給食についての明記がありません。小学生の1割は食物アレルギーを持つ時代です。アレルギーの明記をお願いいたします。また、オーガニック給食の導入もお願いいたします。	第7章「2学校教育」施策の取組(4)②において、アレルギー対応を包含した表記をしています。また、本市では北部調理場と南部調理場で、それぞれ一日で約9千食ずつ給食を提供しています。現段階では、本市のような共同調理場方式の学校給食でオーガニック給食を提供することは、供給量の面から難しいと考えています。	ご指摘の件は、左記の市の考え方に基づき、計画の内容は従前のままとさせていただきます。	B
328	P39～40(P41～42) 基本計画 第7章 分野別計画 5農業 施策の取組 (5)環境保全型農業の推進①	・農業・・・有機、無農薬、自然農法。これからはこう言った農法にも力を入れていく時代だと思えますし、私たち子育て世代は強い関心を持っています。これからの文言の追記をお願いします。	第7章「5農業」施策の取組(5)の「環境保全型農業の推進」は、化学肥料や化学農薬の使用量を低減し、有機肥料や有機農業を用い、豊かな生態系や健康な土壌を保つなど、環境に配慮したさまざまな取組をするすべての農業を対象とし、「化学的に合成された肥料及び農薬を使用しないこと」などを基本とする有機農業や、農薬を使用しない栽培方法も含めた取組の方向性として記載しています。	ご指摘の件は、左記の市の考え方に基づき、計画の内容は従前のままとさせていただきます。	B
329	P55～56(P57～58) 基本計画 第7章 分野別計画 13住環境 施策の取組 (2)緑をつくる①	・住環境・・・街路樹についての明記がありません。安城市の街路樹を見ると、幹や枝がほとんど剪定されすぎて丸裸の木がかなり多いです。緑を増やすとの項目に、せめて「街路樹の保全や整備の検討」なども文言追記をお願いいたします。安城市の積極的な緑を増やす政策に期待しています！	街路樹が本来の豊かで潤いのある緑化の役割を果たし、かつ、地域住民に受け入れられる街路樹管理を進める必要があると考えています。なお、個別計画である都市緑地法に基づく「安城市緑の基本計画」において、街路樹などによる緑の質の向上に取り組むこととしています。	ご指摘の件は、左記の市の考え方に基づき、計画の内容は従前のままとさせていただきます。	C
330	P33～34(P35～36) 基本計画 第7章 分野別計画 2学校教育 施策の取組 (2)豊かな心やたくましい体の育成と健康教育の推進⑤	(1)学校給食の地産地消を核とした食育指導をめざします。とあります。「地産地消」とても素晴らしく大切なことと存じます。そこで質問です。地域によってはオーガニック給食も実施されている記事を時々拝見します。安城市においてはオーガニック食材を取り入れた給食はどのように考えられているのでしょうか。またここには「アレルギー児童生徒」についての対応も含まれていると考えてよろしいのでしょうか。	本市では北部調理場と南部調理場で、それぞれ一日で約9千食ずつ給食を提供しています。現段階では、本市のような共同調理場方式の学校給食でオーガニック給食を提供することは、供給量の面から難しいと考えています。また、「アレルギー児童生徒」への対応については、各学校では、学校長を中心とした食物アレルギー対応委員会を設置し、個別プランにより対応しています。	-	D
331	P33～34(P35～36) 基本計画 第7章 分野別計画 2学校教育 現状・課題◆2番目 成果指標	(2)コミュニティスクールについて設置率について 策定時の2023年において0%とあります。目標の2031年には100%とありますが、この数値目標の根拠はあるのでしょうか。というのも令和3年5月1日現在のデータによると県下自治体においても28%、県下小学校15%、中学校16%とありました。まだまだ設置が進んでいない現実があります。そのなかで安城市において8年後100%と記載したに至る根拠をぜひ教えていただきたいです。	令和7年度にモデル校(2校)で実施をし、令和9年度に4中学校区で設置、令和13年度には全中学校区の設置を目指しています。全小中学校での設置ではないため、設置率100%にしています。	-	D

番号	パブリックコメント時点の計画案の該当箇所 ()内は1/19審議会当日に配布する計画案の該当箇所	ご意見の概要(原文どおり)	市の考え方	計画への反映	意見区分
332	P6 序論 第1章 策定にあたって 3. 計画の期間	(1)令和9年の中間見直しはどのようにされますか？パブリックコメントの募集は有りますか？	中間見直しは、計画中間年である令和9年度時点における社会情勢や成果指標の達成状況といった計画の進捗状況などを整理・検証し、総合計画審議会における審議、パブリックコメントを実施する予定です。	-	D
333	P6 序論 第1章 策定にあたって 3. 計画の期間	(2)実施計画はパブリックコメントの募集は有りますか？	総合計画は、本市のまちづくりの中長期的な指針として計画期間である8年ごとに策定することから、パブリックコメントを実施しております。一方、実施計画はローリング方式により毎年度策定するものであり、刻々と変化する社会情勢や本市の財政状況に応じて策定の都度内容に変更を加えるものであるため、パブリックコメントの対象としておりません。なお、実施計画は、公募市民委員を含む総合計画審議会における審議事項として、幅広いご意見をいただき策定しています。また、策定した実施計画は、事業内容や実施時期を明記して市公式ウェブサイトや広報あじょうにて公表し、広く市民の皆様への周知を図っています。	-	D
334	P8 序論 第2章 策定の背景 1. 本市を取り巻く注目すべき社会情勢	(3)世界的に食糧危機に懸念や肥料の高騰、日本の食料自給率、環境問題は農業が密接に関わっており、安城市としても注目すべき社会情勢であり、これらの課題に取り組む必要があると考えます。	第7章「5 農業」の現状・課題において食料安全保障や食料自給率、環境負荷の軽減等を課題として挙げ、施策の取組(2)(5)において、取組の方向性を示しています。	-	D
335	P15(P15～16) 基本構想 第3章 目指す都市像	(4)共創とはどのような意味でつかわれていますか？	「しあわせ共創都市」を一つの用語として記載しています。なお、「しあわせ共創都市」とは、「すべての人の幸せを市民とともに創り上げていくまちの姿」を示します。	-	D
336	P8～9 序論 第2章 策定の背景 1. 本市を取り巻く注目すべき社会情勢 急速な少子化の進展	「人々が抱えている出産や子育てに関する様々な障壁の解消が必要であり、」とあるが、「出産…」の前に「結婚」も追加した方が、後の説明と整合性が取れて良いのではないか。	出生数の向上のためには、出産や子育てに関する支援に加えて、特に若年層へのアプローチとして、ご指摘の結婚支援を含めた複合的な取組が必要であると考えています。市としても結婚支援に取り組んでまいりますので、「人々が抱えている結婚や出産、子育てに関する様々な障壁の解消が必要であり…」と表現を修正いたします。	ご指摘の件は、左記の市の考え方に基づき、計画の内容を一部修正させていただきます。	A
337	P11 序論 第2章 策定の背景 2. これまでの人口推移 人口動態 図2-2	転出入状況について、数のみグラフ化しているが、転出入の理由を調査すべきである。例えば転入理由が「給食無償だから」などあれば、施策の評価に資する。本計画・実施計画等の評価のため、理由調査の実施を希望する。	転出入の理由の聞き取りについては、転出入に伴う複数の手続き負担が市民に生じている現状に留意し、今後、各種行政手続きのオンライン化などを通じた手続き負担の軽減と並行して、実施に向けた具体的な手法の調査・研究を進めてまいります。	-	D
338	P21(P23) 基本計画 第6章 重点戦略 図	重点戦略1. しくみ の子どものイラストの目がこわい。 (√)←目をこんな感じにするなど、工夫をお願いします。	現在のイラストに問題はないと考えています。	ご指摘の件は、左記の市の考え方に基づき、計画の内容は従前のままとさせていただきます。	C

番号	パブリックコメント時点の計画案の該当箇所 ()内は1/19審議会当日に配布する計画案の該当箇所	ご意見の概要(原文どおり)	市の考え方	計画への反映	意見区分
339	P21(P23) 基本計画 第6章 重点戦略 図	「行財政運営の方針」は「行財政運営」の方が良い。	21ページのイラストの意図は、行財政運営が第6章重点戦略及び第7章分野別計画に記載した取組全体に共通する基盤としての位置づけであることを示すことですので、ご指摘を踏まえ、「行財政運営」に修正いたします。	ご指摘の件は、左記の市の考え方に基づき、計画の内容を一部修正させていただきます。	A
340	P23～24(P25～26) 基本計画 第6章 重点戦略 重点戦略1子どもを育む優しいしくみをつくる プロジェクト1子ども産み育てる希望をかなえる環境の充実	「子どもを生み育てる希望をかなえる環境の充実」→「子どもを生み育てる希望がかなう環境の充実」の方が良い。	ご指摘の表現が適切と考えますので、「子どもを生み育てる希望がかなう環境の充実」に修正いたします。	ご指摘の件は、左記の市の考え方に基づき、計画の内容を一部修正させていただきます。	A
341	P23～24(P25～26) 基本計画 第6章 重点戦略 重点戦略1子どもを育む優しいしくみをつくる 数値目標	2031年に出生数1,650人の数値目標を掲げているが、そもそも出生数ではなく、出生率にすべきである。理由は他市と比較しやすいためである。「出生率〇〇」を目標にし、それが達成された場合の人数(1,650?)を付記すべきであるとする。 なお、出生率は当然県下No.1を目指すべく、8年後の目標に掲げるべきである。	出生率(合計特殊出生率)については、分母となる15歳～49歳までの女性の転入転出数によっても変化する数値であり、結婚、出産支援といった子育て施策と直接関連しない進学や就職といった要因にも影響を受けるため、出生数を数値目標として、今後の施策の評価や市町村間の比較を実施することが適切であると考えています。	ご指摘の件は、左記の市の考え方に基づき、計画の内容は従前のままとさせていただきます。	C
342	P31～32(P33～34) 基本計画 第7章 分野別計画 1子育て 施策の取組	「こども基本法」では、「こども」とは、心身の発達の過程にある者をいう、とされている。こども基本法が則っている「児童の権利に関する条約」では、こどもは18歳未満である。子育てはこどもを育てることであり、おとなになる18歳頃までも含まれるものと考えられるが、本分野の記載内容はおよそ小学校入学前までの施策・取組ばかりである。担当が子育て健康部であるから「子育て」分野は担当部課の領域しか掲載していない、という安直な立て付けではないとの認識である。上述のような記載の偏りがあると、本計画は重要な施策が掲載されているのだから、小学校以降の子育てに関して安城市は重要としておらず、施策も支援もごく少ないものになる、というふうに捉えられる。小学校入学以降、おとなになるまでの施策も、就学前の施策同様、本分野のページに盛り込むべき、と考える。	小学生以降の子どもや子育て家庭を対象とした施策として、本計画においても、児童虐待やヤングケアラーへの対応、子ども食堂への支援、児童クラブの機能充実などの取組を記載しており、引き続き必要な支援を充実してまいります。	ご指摘の件は、左記の市の考え方に基づき、計画の内容は従前のままとさせていただきます。	C
343	P31～32(P33～34) 基本計画 第7章 分野別計画 1子育て 施策の取組 (1)安心して産み育てられる環境の整備②	「孤立感や不安感を抱く妊婦・子育て家庭の支援」が、「母親同士の交流の場の提供」と「男性の育児参画の促進」と読める。孤立感・不安感を抱く妊婦・母親は、外に出ることができないなど、さまざまな理由で「交流の場」に行けなかったりするため、「孤立」であるため、支援策として、戸別訪問などアウトリーチ型の支援を盛り込むなど、本気で孤立を解消する取組を記載すべきである。 なお、アウトリーチ型の支援としては、兵庫県明石市のおむつ無料配布の配達員が、届け先の母親の相談に乗る事業であったり、全国で広がっている「ホームスタート」という事業であったり、さまざまな取組がある。	アウトリーチ型の支援については、すでに職員が乳児家庭全戸訪問事業や未就園児がいる家庭を訪問し、子どもの確認を含め、子育て情報の提供や保護者の方の困りごとを聴き取り、必要な支援の案内をするなど行っています。今後はさらなる支援の充実のため、他自治体による取組などを調査・研究してまいります。	ご指摘の件は、左記の市の考え方に基づき、計画の内容は従前のままとさせていただきます。	C
344	P31～32(P33～34) 基本計画 第7章 分野別計画 1子育て 施策の取組 (1)安心して産み育てられる環境の整備	P7 SDGs「誰一人取り残さない」、および、P15「豊かさ」や「幸せ」に対する多様な価値観がある中で、市民一人ひとりの幸せを実現することが、自治体行政が担うべき最大の役割であることを踏まえ、望んでも生むことができなかったご家庭、性別により子どもを生むことに困難があるご家庭のことを考え、里親制度やファミリーシップ制度などに注力しており、今後もこのような施策をさらに強化していくものと認識している。 上述の取組・考え方は、重点戦略ならびに市の方向性として非常に大切なポイントであるため、記載すべきと考える。	里親の登録や研修などは県において行われています。市としましては、さまざまな事情を抱える家庭のことを踏まえ、里親制度の周知などについて県と連携・協力を図ってまいります。 また、ファミリーシップ制度については、令和6年度から開始する第5次安城市男女共同参画プランの取組の一つとして、令和6年4月から制度を運用していく予定をしており、多様な生き方を認め合う意識・環境づくりを進めてまいります。	ご指摘の件は、左記の市の考え方に基づき、計画の内容は従前のままとさせていただきます。	C

番号	パブリックコメント時点の計画案の該当箇所 ()内は1/19審議会当日に配布する計画案の該当箇所	ご意見の概要(原文どおり)	市の考え方	計画への反映	意見区分
345	P31～32(P33～34) 基本計画 第7章 分野別計画 1子育て 施策の取組 (2) 保育環境の充実②	保育士や放課後児童支援員を確保するだけでなく、質の高い安定した保育を提供するための、保育士等の教育・研修を十分に行うようにしていただきたい。本項目に記載することで、質の高い保育を目指す本気度が伝わると考える。 外国籍の子どもには日本語習得や日本文化・慣習等の指導・支援、障害児には療育的関わり、多数派の子どもには包摂的・助け合いの行動がとれるように保育・支援をすることが求められており、専門的な知識・技術・経験が必要である。そのような専門性のある保育士・児童指導員を育成していくことは、保育の質の向上において、極めて重要である。	保育士に対しては、危機管理や障害児の理解、実技など専門性を高める研修を行い、質の向上に努めています。今後も社会情勢の変化なども考慮しつつ、幅広い知識が習得できるよう研修計画の充実に努めてまいります。	ご指摘の件は、左記の市の考え方に基づき、計画の内容は従前のままとさせていただきます。	C
346	P31～32(P33～34) 基本計画 第7章 分野別計画 1子育て 成果指標	子育て環境に対する満足度が2031年度57.5%は低い。全年齢対象のアンケート結果であり、高齢者や子どもが居ない家庭もアンケートをしていることを想定したとしても、全年齢・さまざまな環境にある市民が安城市の子育て環境に満足するようになくは、子育てを重点戦略に据えた施策の成果たり得ない。すなわち、目指すべき目標値は100%とすべきである。当該年度に達成できるかどうかではなく、「目標」に据え置く数値として、57.5%は合理性がない。 目標値を100%にしないのであれば、100%ではなく、80%でも60%でも50%でもなく、57.5%にする合理的な説明を求め。 (8年間の計画であり、単純に1年で1%向上させたいから+8%にした、というような、およそ根拠のない説明でないことを期待する。) もしくは、指標を、例えば、「子どもを産みたいと希望する人が「安心して子どもが産めた」と答えた割合」とし、目標値を100%とする(P32(1)①に「希望する人すべてが」と書いてあるため)など、施策の成果が端的にわかる指標に変更すべきである。	2年に1度行う市民アンケート調査の子育て環境に対する満足度において、平成29年は41.9%、令和5は49.5%となりました。この結果を基に第9次総合計画の目標値を設定しています。	ご指摘の件は、左記の市の考え方に基づき、計画の内容は従前のままとさせていただきます。	C
347	P33～34(P35～36) 基本計画 第7章 分野別計画 2学校教育 タイトル	「学校教育」ではなく「教育」とすべきである。 担当課が「学校教育課」だから、安直に「学校教育」とネーミングしている訳ではないと認識しているが、不登校などへの支援の言及もあること、ならびに教育機会確保法などから、学校だけが教育の場ではないため、本分野を全体的かつ包括的に表現する言葉として「学校教育」より「教育」の方が適切と考える。	小中学校を設置する義務を有する市として、学校教育(義務教育)に関する分野において、重点的な戦略をもち取り組むことが重要であると考えます。	ご指摘の件は、左記の市の考え方に基づき、計画の内容は従前のままとさせていただきます。	C
348	P33～34(P35～36) 基本計画 第7章 分野別計画 2学校教育 成果指標	「みんなと学ぶことは楽しいと答える児童生徒の割合」を成果指標に挙げている。本項目は市民アンケートの一項目であると推察するが、不登校生や外国籍の子ども、障害児など、「みんなと」学ぶことが楽しく思えることを指標にすることに違和感を覚える。確かに、みんなと学ぶことが楽しいと思えるのは理想的だが、必ずしもそうは思えない児童生徒もいる中で、多様な価値観を尊重することや、誰一人取り残さないことは、本計画の序論、基本構想でも述べられている。 「みんなと」を除いて、「学ぶことは楽しいと答える児童生徒の割合」とすべきである。	施策の取組(1)①にあるように、各学校では、「個別最適な学び」と「協働的な学び」を一体的に充実させ、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善・学習改善に取り組んでいます。その取組に対しての成果指標として「みんなと学ぶことは楽しいと答える児童生徒の割合」を設定しています。	ご指摘の件は、左記の市の考え方に基づき、計画の内容は従前のままとさせていただきます。	C
349	P33～34(P35～36) 基本計画 第7章 分野別計画 2学校教育 成果指標	「コミュニティ・スクール設置率」とあるが、コミュニティ・スクールはP24の用語説明より「地域全体で(略)行われる活動」であり、「活動」の指標は「設置」ではなく、回数や参加人数等にすべきである。	コミュニティ・スクールは「活動」ではなく、「地域全体で未来を担う子どもたちの成長を支える仕組み」ですので、成果指標「コミュニティ・スクール設置率」は適切であると考えます。一方で、「活動」と表記した「コミュニティ・スクール」の用語説明については、「学校・家庭・地域が目標やビジョンを共有し、地域全体で未来を担う子どもたちの成長を支える仕組み」に修正いたします。	ご指摘の件は、左記の市の考え方に基づき、計画の内容を一部修正させていただきます。	A
350	P35～36(P37～38) 基本計画 第7章 分野別計画 3福祉 現状・課題◆1番目	「包括的な支援体制」の前に「重層的、」を入れるべきである。下段の「重層的支援体制整備事業」とのつながりを示すため。	「重層的支援体制整備事業」と「包括的な支援体制」とのつながりについては、施策の取組(1)①で掲載していますが、本ページでもそのつながりを示す方がより分かりやすいと考えますので、ご指摘を踏まえ、「包括的な支援体制を整備する必要があります。」という表現を「重層的支援体制整備事業(下記参照)を実施し、包括的な支援体制を整備する必要があります。」に修正します。	ご指摘の件は、左記の市の考え方に基づき、計画の内容を一部修正させていただきます。	A

番号	パブリックコメント時点の計画案の該当箇所 ()内は1/19審議会当日に配布する計画案の該当箇所	ご意見の概要(原文どおり)	市の考え方	計画への反映	意見区分
351	P35～36(P37～38) 基本計画 第7章 分野別計画 3福祉 現状・課題◆5番目	「地域住民」を「市民」にすべきである。	「地域住民」を「市民」に修正し、より分かりやすく平易な表記といたします。また、計画案において他に「地域住民」として いる箇所については、一定の範囲を特定する意図がある場合を除いて「市民」に修正します。	ご指摘の件は、左記の市の考え方に基づき、計画の内容を一部修正させていただきます。	A
352	P35～36(P37～38) 基本計画 第7章 分野別計画 3福祉 現状・課題◆5番目 施策の取組 (3)障害のある人への支援や理解促進③	啓発活動を充実させるだけでは理解の深化につながらないため、今以上に障害のある人が地域に出ていくことおよび、障害のある人と地域の人と一緒に活動する取組が求められているため、これを記載し、P36施策の取組(3)③でも、障害児者の活躍の場の提供などを取り上げるべきである。	P.35現状・課題の◆4番目に障害のある人が自分らしく自立した生活を送れるよう、暮らしの場・活動の場の提供や生きがいづくり、社会参加の促進など、地域全体で支える必要があると記載しています。また、現状・課題を踏まえた施策の取組としてP.36(1)①及び(3)②を実施します。なお、P.35囲み枠内の重層的支援体制整備事業の「4参加支援事業」及び「5地域づくり事業」にも記載しています。	ご指摘の件は、左記の市の考え方に基づき、計画の内容は従前のままとさせていただきます。	B
353	P35～36(P37～38) 基本計画 第7章 分野別計画 3福祉 現状・課題の下段の図	「1 包括的相談支援事」に「業」を加える。 その右側、「断らず受け止める」と「属性」の間に「、」を入れるなど、誤解のない表記にすべきである。 「5 地域づくり事業」の右側、「住民の交流…」は「市民の交流…」にすべきである。	1点目のご指摘については、「1 包括的相談支援事業」と「業」も含めて正しく記載しています。 2点目のご指摘については、「断らず受け止める」と「属性」の間に「、」を入れることにより、より分かりやすい文章となるため、修正します。 3点目のご指摘については、「住民」を「市民」に修正し、より分かりやすく平易な表記といたします。また、計画案において他に「住民」と表記している箇所についても、法令等による固有の表記があるものや、「地域住民」のように一定の範囲を特定する意図がある場合を除いて「市民」に修正します。	ご指摘の件は、左記の市の考え方に基づき、計画の内容を一部修正させていただきます。	A
354	P35～36(P37～38) 基本計画 第7章 分野別計画 3福祉 施策の取組 (1)地域共生社会の実現に向けた包括的な支援体制の整備①	「地域住民」ではなく「市民」とすべきである。	「地域住民」を「市民」に修正し、より分かりやすく平易な表記といたします。また、計画案において他に「地域住民」として いる箇所については、一定の範囲を特定する意図がある場合を除いて「市民」に修正します。	ご指摘の件は、左記の市の考え方に基づき、計画の内容を一部修正させていただきます。	A
355	P35～36(P37～38) 基本計画 第7章 分野別計画 3福祉 施策の取組 (1)地域共生社会の実現に向けた包括的な支援体制の整備	(1)に相談支援事業の充実化を記載すべきである。P35の課題にも、相談支援の重要性ならびにその量・質が不足していることが問題になっていることを挙げるべきである。 相談支援を充実させることで、必要な支援を必要な人に必要なだけ届ける精度を向上させ、利用者の満足度を上げるとともに、扶助費のマネージメントができるためである。 これは安城市の福祉の大きな課題であるため、ぜひ認識していただき、施策に反映していただきたい。	相談支援事業の充実には確かに本市の福祉の課題であり、施策の取組の(1)に包括的な支援体制の整備を掲げ、取り組んでまいります。 相談支援事業の量・質が不足していることにつきましては、第7期安城市障害福祉計画案の中で障害者相談支援専門員の不足について課題として取り上げ、障害福祉サービス等の提供体制の確保に係る成果目標の中で、施策に反映してまいります。	ご指摘の件は、左記の市の考え方に基づき、計画の内容は従前のままとさせていただきます。	C
356	P35～36(P37～38) 基本計画 第7章 分野別計画 3福祉 施策の取組 (2)高齢者への支援体制の深化	健康で文化的な生活の享受のためには、特別養護老人ホーム等の施設増減の方向性、独居老人に対する支援、認知症患者の就活問題、延命治療の是非の方向性などについても述べるべきである。	特別養護老人ホーム等の介護施設については「あんジョイプラン10」の計画期間中に待機者の状況を踏まえながら、施設整備について検討してまいります。また、独居老人に対する支援、認知症患者の就活問題、延命治療の是非の方向性については、「あんジョイプラン10」の中で言及してまいります。	ご指摘の件は、左記の市の考え方に基づき、計画の内容は従前のままとさせていただきます。	C

番号	パブリックコメント時点の計画案の該当箇所 ()内は1/19審議会当日に配布する計画案の該当箇所	ご意見の概要(原文どおり)	市の考え方	計画への反映	意見区分
357	P35～36(P37～38) 基本計画 第7章 分野別計画 3福祉 施策の取組 (4)生活困窮者への支援	生活困窮者については、ホームレス支援を取り上げるべきである。	ホームレスも含めて生活困窮者への支援を行ってまいります。	ご指摘の件は、左記の市の考え方に基づき、計画の内容は従前のままとさせていただきます。	C
358	P35～36(P37～38) 基本計画 第7章 分野別計画 3福祉 施策の取組 (4)生活困窮者への支援	生活困窮につながる可能性を潰していくための支援を記載すべきである。単身者、生活保護者、外国人、犯罪加害者等社会的少数者への手厚い支援が、誰一人取り残さない社会を作っていくことである。	生活困窮につながらないように、今後は重層的支援体制整備事業を実施し、更なる支援の強化に努めます。	ご指摘の件は、左記の市の考え方に基づき、計画の内容は従前のままとさせていただきます。	C
359	P35～36(P37～38) 基本計画 第7章 分野別計画 3福祉 施策の取組 (5)健康保険・福祉医療制度の提供	健康保険等の制度にお世話になる前に、健康を維持継続させる取組、予防医療の取組について記載すべきである。	ご指摘の件につきましては、本計画の「9 健康・医療」の施策の取組(1)から(3)に記載しています。	ご指摘の件は、左記の市の考え方に基づき、計画の内容は従前のままとさせていただきます。	B
360	P35～36(P37～38) 基本計画 第7章 分野別計画 3福祉 成果指標	「福祉に関する相談先が身近にあると感じる人の割合」が福祉分野の一番の成果指標と思えない。むしろ、P35目指すまちの姿に記載してある部分を掲載すべきで、例えば「住み慣れた地域で、孤立することなく共に支え合い、安心して生活できていると感じている人の割合」とすべきである。	誰もが住み慣れた地域で孤立することなく、安心して暮らせる、地域共生社会を目指しており、このような指標としています。	ご指摘の件は、左記の市の考え方に基づき、計画の内容は従前のままとさせていただきます。	C
361	P35～36(P37～38) 基本計画 第7章 分野別計画 3福祉 成果指標	「福祉に関する相談先が身近にあると感じる人の割合」の目標値が45%を目指すということは、残り55%は身近にあると感じなくてよいと捉えているのか、あるいは、残り55%は福祉とはまったく関係ないと捉えているのか、いずれにしても適切な数値であるとは言い難い。 本指標を挙げるのであれば、目標値は100%にすべきである。しないのであれば、100%ではなく、80%でも60%でも40%でもなく、45%にする合理的な説明を求め。(8年間の計画であり、単純に1年で1%向上させたいから+8%にした、というような、およそ根拠のない説明でないことを期待する。)	3年毎に実施している高齢者実態調査の「幸福度」に関するアンケート結果及び第8次総合計画の他の指標の策定時(2015)と目標値(2023)設定の平均伸び率(+7.3%)を参考にし、計画期間8年において、まず達成すべき目標値として45.0%としています。計画期間の中間にあたる令和9年度には計画の進捗状況や社会情勢を反映し、必要に応じ見直しを行います。	ご指摘の件は、左記の市の考え方に基づき、計画の内容は従前のままとさせていただきます。	C
362	P35～36(P37～38) 基本計画 第7章 分野別計画 3福祉 成果指標	「医療・介護などのサービスが保障され、安心して暮らせていると感じる人の割合」の目標値は、64%ではなく100%とすべきである。 しないのであれば、100%ではなく、80%でも60%でもなく、64%にする合理的な説明を求め。(8年間の計画であり、単純に1年で約1%向上させたいから+約8%にした、というような、およそ根拠のない説明でないことを期待する。)	3年毎に実施している高齢者実態調査の「幸福度」に関するアンケート結果及び第8次総合計画の他の指標の策定時(2015)と目標値(2023)設定の平均伸び率(+7.3%)を参考にし、計画期間8年で、まず達成すべき目標値として64%と設定しました。計画期間の中間にあたる令和9年度には、計画の進捗状況や社会情勢を反映し、必要に応じて見直しを行います。	ご指摘の件は、左記の市の考え方に基づき、計画の内容は従前のままとさせていただきます。	C
363	P35～36(P37～38) 基本計画 第7章 分野別計画 3福祉 関連計画	障害児福祉計画も入れるべきである。	障害児福祉計画は第7章「1子育て」、障害福祉計画は第7章「3福祉」の関連計画とする整理をしていたため、「3福祉」の関連計画に障害児福祉計画を記載しておりませんでした。しかし、施策の取組としている重層的支援体制整備事業は障害児相談支援等との関連もありますので、「3福祉」の関連計画に障害児福祉計画を追加して記載いたします。	ご指摘の件は、左記の市の考え方に基づき、計画の内容を一部修正させていただきます。	A

番号	パブリックコメント時点の計画案の該当箇所 ()内は1/19審議会当日に配布する計画案の該当箇所	ご意見の概要(原文どおり)	市の考え方	計画への反映	意見区分
364	P37～38(P39～40) 基本計画 第7章 分野別計画 4市民参加と協働 現状・課題◆2番目	「参加できるきっかけづくり」ではなく「参加すること」が必要であるとすべきである。 P38(1)④も修正すべきである。	令和4年度に実施した市民協働に関するアンケート調査の結果から、ボランティアや市民活動に参加したことがないが、今後関わってみたいと思っている方が3割以上みえることから、まずは参加のきっかけづくりが必要であると考えます。	ご指摘の件は、左記の市の考え方に基づき、計画の内容は従前のままとさせていただきます。	C
365	P37～38(P39～40) 基本計画 第7章 分野別計画 4市民参加と協働 現状・課題◆3番目	町内会の運営や活動を支援することで地域コミュニティ活性化につながるとあるが、前段の会員数不足、高齢化、担い手不足、活動の停滞を解消する施策につながるとは思えない。 P35◆2番目で「家庭や地域における互助精神の希薄化」が進展している現状を踏まえ、現実的な取組として、町内会の在り方や活動の是非、地域コミュニティの再定義を検討するなど、現実課題に真正面から向き合う対応を記載すべきである。	ご指摘の現状・課題に加え、町内会の運営方法や活動内容は、町民数等の規模や地域性によって様々であり、これら問題の解決は容易ではありません。今後、各町内会の実情や要望を把握しながら、P38施策の取組(1)③に記載しました、町内会の持続可能な活動のために、運営や活動の支援方法を検討してまいります。	ご指摘の件は、左記の市の考え方に基づき、計画の内容は従前のままとさせていただきます。	C
366	P37～38(P39～40) 基本計画 第7章 分野別計画 4市民参加と協働 施策の取組 (1)市民参加及び市民協働によるまちづくりの推進①	第8次までの取組と同程度の取組を継続するように受け取れる。「さらなる充実化を図る」などの表現に修正すべきである。	第9次総合計画での取組においては、市民活動団体のニーズに応じて、継続や充実も含め、適切な支援を行ってまいりますので、現行のままとします。	ご指摘の件は、左記の市の考え方に基づき、計画の内容は従前のままとさせていただきます。	C
367	P37～38(P39～40) 基本計画 第7章 分野別計画 4市民参加と協働 施策の取組 (1)市民参加及び市民協働によるまちづくりの推進②	「安城市民交流センターを拠点とした」を、「安城市民交流センターなどを拠点とした」に修正すべきである。 地域課題の解決の話し合いを、交流センターに限定すべきではないと考える。	市民活動の拠点施設は市民交流センターだけではないため、「市民、町内会、市民活動団体、事業者などが地域の課題を解決するため、安城市民交流センターなどを拠点とした話し合いや交流の場を提供します。」に修正いたします。	ご指摘の件は、左記の市の考え方に基づき、計画の内容を一部修正させていただきます。	A
368	P37～38(P39～40) 基本計画 第7章 分野別計画 4市民参加と協働 施策の取組 (2)男女共同参画と多文化共生の推進④	「…日本語教育を推進し」を「…日本語教育、やさしい日本語を推進し」にすべきである。	やさしい日本語は、普段使われている言葉を外国人にも分かりやすいように簡単な日本語で表すもので、外国人との会話や外国人への情報発信を行ううえで、有益なツールの一つと考えます。 外国人市民が暮らしやすい環境をつくるために、やさしい日本語のみならず、こうしたツールを利用し、相談体制に加えて情報提供の充実も図ることは必要と考えますので、「外国人市民が暮らしやすい環境をつくるため、行政・生活情報の多言語化などにより相談体制や情報提供の充実を図るとともに、日本語教育を推進し、コミュニケーションや生活の支援を行います。」に修正いたします。	ご指摘の件は、左記の市の考え方に基づき、計画の内容を一部修正させていただきます。	A
369	P37～38(P39～40) 基本計画 第7章 分野別計画 4市民参加と協働 施策の取組 (2)男女共同参画と多文化共生の推進④	「生活の支援を行います。」だけでなく、「生活の支援を行うとともに、日本人の多文化理解の促進および外国人差別の禁止を推進し、外国人も日本人も共にいきいきと暮らせる社会をつくります。」などと改善すべきである。	本市としましても、多文化共生意識の啓発・醸成に取り組むことは必要であると考え、P38施策の取組(2)③の取組を記載していますが、ご指摘を踏まえ、より分かりやすい表現となるよう、P38施策の取組(2)③の文章を以下のとおり修正します。 「国籍にかかわらず市民が集い、交流を深めることができる機会の提供などにより、互いに理解し尊重しあう多文化共生意識の啓発・醸成に取り組めます。」	ご指摘の件は、左記の市の考え方に基づき、計画の内容を一部修正させていただきます。	A

番号	パブリックコメント時点の計画案の該当箇所 ()内は1/19審議会当日に配布する計画案の該当箇所	ご意見の概要(原文どおり)	市の考え方	計画への反映	意見区分
370	P37～38(P39～40) 基本計画 第7章 分野別計画 4市民参加と協働 成果指標	男女共同参画を推進すると述べられているように、女性活躍推進のため、市役所の部課長級の女性比率を指標にし、2031年度の目標を50%にすべきである。 公共の役割として、市民、地域に対し、率先垂範すべきであるため。本指標を挙げることで、本計画の本気度、市役所の本気度が市民に伝わると考える。	総合計画に掲載していませんが、令和6年度から開始する第5次男女共同参画プランにおいて、「市の管理的地位にある職員(課長補佐級以上)に占める女性職員の割合」を成果指標に設定しており、このプランにて女性活躍を推進してまいります。	ご指摘の件は、左記の市の考え方に基づき、計画の内容は従前のままとさせていただきます。	C
371	P37～38(P39～40) 基本計画 第7章 分野別計画 4市民参加と協働 成果指標	まちづくりを「自分ごと」としてとらえている人の割合 目標値55.6%、コミュニティ活動推進施策に対する満足度 黙秘用地62.5%、性別にとらわれず子どもの個性を尊重するように育てたほうがよいと考える市民の割合 目標値83.0%と総じて低いため、すべて100%にすべきである。 低い目標を掲げていると、「どうせ本気でやろうとしていないのだろう」と市民の諦めや不信を招く危険性があるため。	第9次総合計画の計画期間は8年間であり、策定時の値を踏まえて、計画期間内に目指す目標として、適切な目標値を設定しています。	ご指摘の件は、左記の市の考え方に基づき、計画の内容は従前のままとさせていただきます。	C
372	P39～40(P41～42) 基本計画 第7章 分野別計画 5農業 施策の取組 (1)担い手の育成及び確保	担い手の確保に関して、食料・農業・交流基本計画でも触れられている通り、農福連携の推進を記載すべきである。	第7章「5農業」施策の取組(1)「担い手の育成及び確保」③の「広く農業を支える多様な担い手を育成します。」との記載は、農福連携も含めた多様な担い手の育成を意図したものです。	ご指摘の件は、左記の市の考え方に基づき、計画の内容は従前のままとさせていただきます。	B
373	P39～40(P41～42) 基本計画 第7章 分野別計画 5農業 施策の取組 (5)環境保全型農業の推進①	「農薬・化学肥料の使用量の低減」を、「農薬・化学肥料の使用量の低減や撤廃」に修正するなど、無農薬、無化学肥料について言及すべきである。	第7章「5農業」施策の取組(5)の「環境保全型農業の推進」は、化学肥料や化学農薬の使用量を低減し、有機肥料や有機農業を用い、豊かな生態系や健康な土壌を保つなど、環境に配慮したさまざまな取組をするすべての農業を対象とし、「化学的に合成された肥料及び農薬を使用しないこと」などを基本とする有機農業や、農薬を使用しない栽培方法も含めた取組の方向性として記載しています。	ご指摘の件は、左記の市の考え方に基づき、計画の内容は従前のままとさせていただきます。	B
374	P39～40(P41～42) 基本計画 第7章 分野別計画 5農業 成果指標	安城市内の食料自給率 目標値39.0%となっているが、農林水産省は、令和12年度までに、カロリーベース総合食料自給率を45%、生産額ベース総合食料自給率を75%に高める目標を掲げている。本指標はカロリーベースか生産額ベースか明示した上で、国の目標以上の目標値を掲げるべきである。 かつて日本デンマークと呼ばれ、日本の農業を牽引してきた安城市であり、本計画にも農業の持続的な発展と謳っているのだから、少なくとも農水省が掲げる全国平均の目標値よりは高い目標であることが、安城農業の矜持であると考えます。	食料自給率は、市内の農業産出額と市内に供給される食料の生産額(消費仕向額)により算出しています。国の食料自給率においては、国内外の割合によって算出されますが、市内の場合、それに加えて市外の額も対象となるため、国に比べて低い値となります。39%という目標値は現実的にも非常に高い数値となると考えています。	ご指摘の件は、左記の市の考え方に基づき、計画の内容は従前のままとさせていただきます。	C
375	P41～42(P43～44) 基本計画 第7章 分野別計画 6商工業 施策の取組 (5)雇用・就労支援①	「若年無業者や子育て世代」に加え、「外国人や障害者」に対する就労支援も入れるべきである。	外国人や障害者に対する就労支援に限定せず、それぞれ「4 市民参加と協働」「3福祉」で他の支援策と包括した方針を示しています。	ご指摘の件は、左記の市の考え方に基づき、計画の内容は従前のままとさせていただきます。	B
376	P43～44(P45～46) 基本計画 第7章 分野別計画 7観光・交流 現状・課題	「シティプロモーションを効果的に行う必要があります。」等のシティプロモーションに対する課題を表すべきである。 目指すまちの姿でシティプロモーションについて述べられているため。	観光・交流の分野におけるシティプロモーションの課題として、「訪問の目的地として選ばれるまちとなるよう、認知度やブランド力の向上に取り組む必要があります。」と記載しています。	ご指摘の件は、左記の市の考え方に基づき、計画の内容は従前のままとさせていただきます。	B

番号	パブリックコメント時点の計画案の該当箇所 ()内は1/19審議会当日に配布する計画案の該当箇所	ご意見の概要(原文どおり)	市の考え方	計画への反映	意見区分
377	P43～44(P45～46) 基本計画 第7章 分野別計画 7観光・交流 施策の取組 (2)観光資源の充実	「観光資源の充実」に「と拡大」を加えるべきである。	拡大には「広げて大きくすること」、充実には「必要なものが十分に備わること」の意味があり、充実には拡大の意味が含まれているものと考えます。	ご指摘の件は、左記の市の考え方に基づき、計画の内容は従前のままとさせていただきます。	B
378	P43～44(P45～46) 基本計画 第7章 分野別計画 7観光・交流 施策の取組 (2)観光資源の充実	現在の観光資源の見直し・再発掘や、新たな観光資源の創出などについて言及すべきである。 12月議会で話題になった秋葉公園のガリバーは、安城市の大切な観光資源であり、保全すべきである。	施策の取組(1)①の歴史資源や地域資源の観光資源としての活用、施策の取組(2)③の特産品を活用した新たな商品開発の支援において、ご指摘いただいた観光資源の見直し・再発掘や新たな観光資源の創出について記載していません。秋葉公園のガリバー遊具は、供用開始後44年が経過しており、著しい劣化に加え現行の安全基準に適合しておらず、危険な状況を回避する必要があると考えています。	ご指摘の件は、左記の市の考え方に基づき、計画の内容は従前のままとさせていただきます。	B
379	P47～48(P49～50) 基本計画 第7章 分野別計画 9健康・医療 施策の取組 (5)こころの健康づくり	包摂的な地域づくりについて述べるべきである。 一人ひとりのこころの健康のために、身近な相談相手がいたり、孤独孤立を防ぐような地域であることが、セーフティーネットとなるためである。	こころの健康づくりを進めるために、個人と団体等へのアプローチ及びそれらを通じた地域づくりが重要であると考えています。こころの健康に関する取組については、「第2次いのち支える安城計画」等個別計画にて対応してまいります。	ご指摘の件は、左記の市の考え方に基づき、計画の内容は従前のままとさせていただきます。	C
380	P49～50(P51～52) 基本計画 第7章 分野別計画 10スポーツ 施策の取組	障害者スポーツについて言及すべきである。 社会的少数者を包摂しているSDGsに則った安城市を示すため。	施策の取組(1)②に記載しています「誰もが生涯にわたるスポーツに親しむことのできる環境の充実」は、年齢や性差、体力をはじめ、障がいの有無についても含めており、障がい者スポーツを特に言及することは考えておりません。 なお、第2次スポーツ振興計画(令和4年9月改訂)において、障がい者スポーツについて、健康や運動機能の向上、達成感を味わうなどの効果、社会参加の機会につなげるため、関係機関と連携して、スポーツに親しめる環境づくりに努めることを記載しています。	ご指摘の件は、左記の市の考え方に基づき、計画の内容は従前のままとさせていただきます。	B
381	P51～52(P53～54) 基本計画 第7章 分野別計画 11生涯学習 施策の取組 (2)学びの成果を地域に生かすつながりづくり	学びの成果を地域に生かすつながりのために、NPO団体等でも気兼ねなく公民館を利用できるように、制度を見直すことを述べるべきである。 現在はNPO等の営利活動での利用が禁止されており、それにより市民のつながりが制限されている状態にあるが、より多くの団体の活動が地域づくりに資することを踏まえ、改善を図るため。	本市の公民館は、社会教育法第23条により営利を目的とした事業を行うことはできませんが、公民館でのNPO団体の利用を制限する考えはありません。	ご指摘の件は、左記の市の考え方に基づき、計画の内容は従前のままとさせていただきます。	C
382	P53～54(P55～56) 基本計画 第7章 分野別計画 12都市基盤 施策の取組 (3)生活や産業を支える道路ネットワーク及び快適で利便性の高い公共交通網の形成①	リニア開業は、工事が進まない現状を踏まえ、これを第一の目標とせず、目前の、三河安城アリーナ施設や、農林高校前の大型ショッピング施設に伴う渋滞回避策などが、優先度が高い課題と思われるため、本件について言及すべきである。	道路交通の円滑化に向けた取組については、P54施策の取組(3)に記載しています。 なお、商業施設の新規出店等の影響による交通対策に関しては、まずは事業者において対応することを促す等、個別に対応してまいります。	ご指摘の件は、左記の市の考え方に基づき、計画の内容は従前のままとさせていただきます。	B

番号	パブリックコメント時点の計画案の該当箇所 ()内は1/19審議会当日に配布する計画案の該当箇所	ご意見の概要(原文どおり)	市の考え方	計画への反映	意見区分
383	計画案全体	全体に、寄せ集めた感じがしており、パブリック・コメントに出せるような状態の資料ではないと思う。 例えば、「生み育て」(P22-24)「産み育て」(P32)など、重点戦略で示される大事な部分についてさえ表記ゆれがあるのは、パブコメ開始前に、市で十分に確認できていないと推察できる。 その程度の確認もできていない資料ならば、他の記載内容についても本当に正しく表現されているのか疑わしくなってくる。 このくらいの完成度の資料は、時期的にもっと前の段階で提示するべきである。	今回の計画案については、総合計画審議会における審議を経て、パブリックコメントを実施するための案として承認を得たものです。明らかな字句の修正については、都度修正いたします。 なお、ご指摘の表記ゆれについては、「生み育て」に統一し、修正いたします。	ご指摘の件は、左記の市の考え方に基づき、計画の内容を一部修正させていただきます。	A
384	P23～24(P25～26) 基本計画 第6章 重点戦略 重点戦略1子どもを育む優しいしくみをつくる プロジェクト1子どもを生み育てる希望をかなえる環境の充実	プロジェクト1 子どもを生み育てる希望をかなえる環境の充実 の内容の中に、子どもの最も大事な命を守る歩道についての言及がありません。 子どもの大切な命を守るため、まずは全ての通学路に歩道の整備をお願いします。 そして、ゆくゆくは市内全域、全ての道に歩道を整備し、市民全員が安心して暮らせる環境を作っていただきたいです。 愛知県は交通事故件数、死亡者数共に、毎年トップであり、亡くなられる方のほとんどが歩行者です。 また、悲しいことに通学班の列に車が突っ込む事故が毎年日本の各地で起きています。 通学路の整備は子どもを育む優しい環境づくりとして必須ではないでしょうか？	通学路の安全対策については、第7章「15生活安全」施策の取組(2)④に記載し、重要な課題として取り組んでまいります。	ご指摘の件は、左記の市の考え方に基づき、計画の内容は従前のままとさせていただきます。	B
385	P23～24(P25～26) 基本計画 第6章 重点戦略 重点戦略1子どもを育む優しいしくみをつくる プロジェクト1子どもを生み育てる希望をかなえる環境の充実②	一時保育の枠の拡大と、利用開始までの手続きの簡易化&迅速化をお願いします。 以前、私自身病気になり、家でみている子どもの養育が難しい時期がありました。その際一時保育を利用しようとしたところ、そもそも利用開始までに時間がかかり、すぐには難しいこと、そして、人員不足で利用できない日があることを知りました。 安城市は比較的、多世代で住んでいる方が多いのが、現状ですが、そうではない家庭もたくさんいます。子育てを個人の家庭の責任にするのではなく、是非福祉として市からのサポートが得やすい環境づくりとして、一時保育の枠の拡大と、手続きの簡易化&迅速化をお願いします。	一時保育については、令和5年度から理由を問わない利用を月5回に拡充するとともに、オンラインでの受付や予約開始日を早める等の受付方法の見直しを行っています。しかしながら、初回の利用には、利用登録及び児童の面談が必要です。計画的にご利用いただき、以降の利用は園に直接申し込むことで、空きがあれば直近の利用も可能です。 また、こども家庭庁が新たに創設することも誰でも通園制度(仮称)も予定されています。一時保育とは類似する点が多いことから、その開始に併せより利用しやすい制度となるよう利用の定員や手続きの方法を改めて検討してまいります。	-	D
386	P23～24(P25～26) 基本計画 第6章 重点戦略 重点戦略1子どもを育む優しいしくみをつくる プロジェクト1子どもを生み育てる希望をかなえる環境の充実④	福釜町内に子どもがのびのびと遊べる公園の整備をお願いします。 現状、福釜町内には子どもが好きなだけ自由に遊べる公園がありません。 篠目町のように子どもが安全に、安心して、子どもらしく遊べるよう、公園の整備を早急にお願いたします。	福釜町には、福釜条山遊園(福釜町条山9-1)、福釜ちびっこ広場(福釜町蓬野32)、福釜神明社遊園(福釜町宮添76)、福釜新田ちびっこ広場(福釜町荒子233-1)、福釜レンガ広場(福釜町矢場54-27)の児童遊園がありますので、こちらをご利用いただきますようお願いいたします。	-	D
387	P23～24(P25～26) 基本計画 第6章 重点戦略 重点戦略1子どもを育む優しいしくみをつくる プロジェクト2子どもの健やかな成長を支える教育環境の充実③	コロナの流行以降、寒い中でも窓が開け放たれて、授業を受けています。 子どもの学習環境として、開け放たれて寒い中での授業は適切でしょうか？	冬季は、冷気が入り込むため窓は開けづらい時期ですが、空気が乾燥し、飛沫が飛びやすくなることや、季節性インフルエンザが流行する時期でもあり、換気に取り組むことが必要です。そのため、各学校では、上の小窓を開けたり、窓を開ける幅を10cmから20cmにしたりするなど、工夫しながら常時換気に努めています。常時換気が難しい場合には、30分に1回以上、少なくとも休み時間ごとに窓を全開にしています。 毎年、各学校では学校薬剤師等による二酸化炭素濃度の測定を実施し、適切な換気の確保、衛生管理に努めていますのでご理解いただきたいと思います。	-	D

番号	パブリックコメント時点の計画案の該当箇所 ()内は1/19審議会当日に配布する計画案の該当箇所	ご意見の概要(原文どおり)	市の考え方	計画への反映	意見区分
388	P23～24(P25～26) 基本計画 第6章 重点戦略 重点戦略1子どもを育む優しいしくみをつくる プロジェクト2子どもの健やかな成長を支える教育環境の充実④	安全、安心な学校給食とありますが、日本の添加物の規定が世界の物と比較して、圧倒的に緩いことをふまえて、日本基準の安全安心ではなく、グローバル化をうたう安城市こそ、世界基準の安全安心で、化学調味料無添加の給食を望みます。	調味料については、安全性が確認された添加物の使用を基本としていますが、できる限り使用を控えています。	-	D
389	P23～24(P25～26) 基本計画 第6章 重点戦略 重点戦略1子どもを育む優しいしくみをつくる プロジェクト2子どもの健やかな成長を支える教育環境の充実④	また、地元の農産物を使用することは素晴らしい取り組みだと思いますが、こちらのみきなりオーガニック、無農薬とはいかなくても、化学肥料を使わないなど、高水準の規定を設けていただきたいです。	本市では北部調理場と南部調理場で、それぞれ一日で約9千食ずつ給食を提供しています。現段階では、本市のような共同調理場方式の学校給食でオーガニック給食を提供することは、供給量の面から難しいと考えています。	-	D
390	P23～24(P25～26) 基本計画 第6章 重点戦略 重点戦略1子どもを育む優しいしくみをつくる プロジェクト2子どもの健やかな成長を支える教育環境の充実④	具体的にどのようなことがありますか？	「愛知を食べる学校給食の日」や「愛知と安城を味わう学校給食の日」などで、郷土料理を提供しており、地元産の食材を紹介しています。児童生徒に地元食材の情報や生産者の思いなどを伝えることで、郷土愛の醸成と食育推進に取り組んでいます。	-	D
391	P23～24(P25～26) 基本計画 第6章 重点戦略 重点戦略1子どもを育む優しいしくみをつくる プロジェクト3みんながつながり支え合う地域づくり②	町内会活動を通して、地域住民が密接に関わりあう機会があることは、コミュニティを形成していく上で非常に重要であるとかんがえます。しかしながら、子育て世帯においては、その活動時間を捻出することが非常に難しい事実です。行政として、具体的にどのような支援をお考えでしょうか？	町内会活動は、子育て世帯のみならず、町内会長をはじめとした役員の方からも、負担が多いとの話をお聞きしています。運営方法や活動内容については、町民数などの規模や地域性により様々ですが、市としましては、引き続き、町内会への依頼業務の削減や事務手続きの簡素化に取り組んでまいります。また、活動の担い手である会長や役員が、町内会を円滑に運営できるよう、必要な知識や情報、ノウハウ(ICTスキル)等を習得するための研修や情報提供にも取り組んでまいります。	-	D
392	P27～28(P29～30) 基本計画 第6章 重点戦略 重点戦略3子どもを育む安らぎのばしょを築く	プロジェクト1ー③ あんくるバスや公共交通サービスや道路ネットワークの充実についてあんくるバスや公共交通サービスの充実とは具体的にどのレベルをお考えでしょうか？ロンドンとオックスフォードに合わせて5年住み、そこで子育てをしてきました。市内全域、徒歩10分の距離であろうと、雨の時はバスを使う方が利便性が高いと考えられる程、充実しています。どこに行くにも不便はありませんでした。京都にも2年ほど独身の時に住みましたが、子連れで10分の距離をバスで移動する方が楽だと思えるほど、簡単に利用できる状態ではないと思います。安城市において、理想または目標とする状態は具体的にどのような状態でしょうか？ 一子育て世代やシルバー世代がふらっと時間を見ずに買い物に使える 一子どもが習い事に行く時など、一人で簡単に使えるなど 市内全域が網羅され、また本数が増えることを望みます。	あんくるバスを含めた本市の公共交通サービスは、運転手不足や燃料費などの運行経費の高騰等、多くの課題がある中においても、市内の各地域から市街地まで移動できる環境を維持しています。今後も担い手不足や人口減少による税収の減少等が想定されますが、行政、市民、交通事業者の連携などにより、引き続き公共交通ネットワークの維持・活性化に努めてまいります。	-	D
393	P27～28(P29～30) 基本計画 第6章 重点戦略 重点戦略3子どもを育む安らぎのばしょを築く プロジェクト2穏やかな暮らしをかなえる安全・安心なまちづくり②	無電柱化は災害に強いだけでなく、景観にもよく、地域の魅力アップ、それに伴う地価上昇も考えられます。是非とも早急に対応願いたいです。	P54施策の取組(2)②に記載のとおり、土地区画整理事業と合わせて無電柱化を推進することで、市民の暮らしを守る災害に強いまちづくりを進めます。なお、南明治第一土地区画整理事業地区内の都市計画道路では、電線共同溝方式による無電柱化を進めてまいります。	-	D

番号	パブリックコメント時点の計画案の該当箇所 ()内は1/19審議会当日に配布する計画案の該当箇所	ご意見の概要(原文どおり)	市の考え方	計画への反映	意見区分
394	P31～32(P33～34) 基本計画 第7章 分野別計画 1子育て 施策の取組 (1)安心して産み育てられる環境の整備②	<p>子育て支援センターや福祉センター、図書館など、子どもと遊べる場所に行っても「子どもは親御さんが見て目を離さないでください」や図書館などでは「他の利用者の方に配慮して静かに過ごしてください」といった現状があります。</p> <p>これでは、いくら施設があったとしても、②にあるような、母親同士の交流ができません。イギリスの図書館では、子どもが何をしても他の利用者の妨げにならないように、利用者に配慮を求めるとはならず、音が漏れないように施設として配慮してあります。また、親子で遊びに行けるプレーパークでは、支援者は子どもや母親を支援するという立ち位置のもと母子にクッキーやお茶が振舞われ、そこで母親同士がお茶を共にし、その間、母親が必ず自分の子どもをみなければならぬ訳ではなく、支援者やそこにいる人みなどで見合いましよという環境があります。</p> <p>安城市では、具体的にどのようにして「母親同士の交流の場」を提供されますか？</p>	<p>子育て中の親子が多くお越しになる開放された遊び場では、ご指摘のような配慮をお願いしているところですが、保護者向けの講座やイベントを行う際には、集中してご参加いただけるよう託児者を配置したり、保護者同士の交流・情報交換をねらいとした催しを行う際には、交流に意識を向けていただくため、配置する職員を増やして保育の援助を行ったりなどの対応をしています。</p> <p>また、みなで子育て・保育をしながら継続的に交流できる機会を作っていただくため、子育てサークルの立ち上げや運営に関する支援も実施しています。</p>	-	D
395	P31～32(P33～34) 基本計画 第7章 分野別計画 1子育て 施策の取組 (2)保育環境の充実①	<p>育休退園の解消が取り組みとしてあげられていますが、それはどうしてでしょうか？</p> <p>現在、保育園に入っていない子どもを持つ親御さんが2人目、3人目を妊娠出産時と、育休退園されるお子さんを持つ親御さん、同じ支援を受けることができるように、取り組んでいかれますか？</p>	<p>育休退園の解消は、保護者の負担軽減のみならず、保育園に入所している子どもにとって、保育者及び友だちとの関係性や遊びの機会を継続することを目的として取り組んでまいります。</p> <p>なお、現在の一時保育制度では、保育園に入っていない子、育休退園をした子のどちらも、月に5日まで心身のリフレッシュ等、理由を問わない利用が可能です。また、就労要件を問わない、全ての子育て家庭に対する支援として、こども家庭庁が新たに創設することも誰でも通園制度(仮称)の動向を注視し、子育て家庭がより安心して産み育てられるように必要な取組を推進してまいります。</p>	-	D
396	P33～34(P35～36) 基本計画 第7章 分野別計画 2学校教育 現状・課題◆5番目	<p>(略)また、インクルーシブ教育の推進に伴い、特別支援学級に在籍する子どもや医療的ケアや介助が必要になる子どもが増加しています。</p> <p>とありますが、インクルーシブ教育の推進に伴って、これらの現状が発生している訳ではないと考えますがいかがでしょうか？</p> <p>安城市の総合計画で使われている「インクルーシブ教育」の定義と、またこれが目指す教育のあり方について教えてください</p>	<p>インクルーシブ教育の推進に伴い、特別支援学校ではなく、市内小中学校の特別支援学級へ就学する児童生徒が増加しています。</p> <p>インクルーシブ教育とは、障害のある子どもと障害のない子どもが共に学び共に育つ、共生社会の実現を目指す教育のことです。そのため、個別の教育的ニーズのある児童生徒に対して、自立と社会参加を見据えて、保護者との連携のもと、合理的配慮の提供や基本的な環境整備等、切れ目のない教育的支援を実施しています。</p>	-	D
397	P33～34(P35～36) 基本計画 第7章 分野別計画 2学校教育 施策の取組 (1)主体的・対話的で深い学びを重視した次世代を担う児童生徒の育成②	<p>少人数学級とは、具体的に教員1人に対して、生徒何人を意味していますか？</p>	<p>児童生徒35人です。</p>	-	D
398	P33～34(P35～36) 基本計画 第7章 分野別計画 2学校教育 施策の取組 (1)主体的・対話的で深い学びを重視した次世代を担う児童生徒の育成⑤	<p>グローバル化に対応できる人材とは、具体的にどのような人材でしょうか？</p> <p>また、その為に、学校で「誰が」「具体的にどのような」取組を行いますか？</p>	<p>自国及び他国の歴史、文化、習慣等について理解し、尊重するとともに、世界の人々との相互理解を深め、国際的視野に立って意思の疎通ができる人材のことです。</p> <p>各学校では、学級担任やALTが英語科の授業の学習や総合的な学習の時間をはじめ、教育活動全体を通して国際理解教育を推進しています。</p>	-	D

番号	パブリックコメント時点の計画案の該当箇所 ()内は1/19審議会当日に配布する計画案の該当箇所	ご意見の概要(原文どおり)	市の考え方	計画への反映	意見 区分
399	P33～34(P35～36) 基本計画 第7章 分野別計画 2学校教育 施策の取組 (1)主体的・対話的で深い学びを重視した次世代を担う児童生徒の育成⑥	p33にありますように、将来の予測が困難時代において、今後必要とされる能力や態度は現状必要とされているものとは違うものになっていくと考えますが、ここでいわれる「キャリア教育」とは誰がどう指針を示されるのでしょうか？	学習指導要領に、小中学校ともに、「児童(生徒)が学ぶことと自己の将来とのつながりを見通しながら、社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる資質・能力を身に付けていくことができるよう、特別活動を要として各教科等の特質に応じてキャリア教育の充実を図ること」と示されています。各学校では、指導の計画を作成し、キャリア教育に取り組んでいます。	-	D
400	P33～34(P35～36) 基本計画 第7章 分野別計画 2学校教育 施策の取組 (4)安全・安心・快適を重視した教育環境の充実④	教員の労働環境は非常に大変な状況であると認識しています。集中できる環境整備を進める中で、具体的に何人の人員を投入し、それにより、一人当たりの教員の労働時間は何時間削減できる又は教育業務に使えるようになるのでしょうか？	施策の取組(4)④は人的配置ではなく、環境整備となります。校務支援ソフトを導入し、事務業務の負担を軽減したり、教員免許がなければできない業務に集中できるように教職員業務の適正化を図ったりしています。また、安城市中学校部活動ガイドラインを策定し、中学校における部活動指導業務の適正化に努めています。	-	D